

平成31年 2月28日 開 会

平成31年 3月20日 閉 会

平成31年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

2月28日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	8
○欠席議員	8
○説明のため出席した者の職氏名	9
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	9
○開 会（午前10時00分）	10
○日程第1 会議録署名議員の指名について	10
○日程第2 会期の決定について	10
○日程第3 諸般の報告について	10
○日程第4 報第1号 専決処分の報告について	11
○日程第5 報第2号 山県市国民保護計画の変更について	11
○日程第6 議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者 等とすることの同意について	11
林市長提案説明	11
○日程第7 質 疑	12
○日程第8 討 論	13
○日程第9 採 決	13
○日程第10 議第2号から日程第26 議第18号まで	13
林市長提案説明	14
○日程第27 質 疑（議第2号から議第18号まで）	15
○日程第28 討 論（議第2号から議第18号まで）	15
9番 山崎 通議員賛成討論	16
○日程第29 採 決（議第2号から議第18号まで）	16
○日程第30 議第19号から日程第60 議第49号まで	19
林市長提案説明	20
○日程第61 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出 を求める請願	29
8番 福井一徳議員趣旨説明	29

○日程第62 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願	31
9番 山崎 通議員趣旨説明	31
○散 会 (午前11時23分)	32

3月8日(金曜日)第2号

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	38
○欠席議員	38
○説明のため出席した者の職氏名	38
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	38
○開 議 (午前10時00分)	39
○日程第1 質 疑 (議第19号から議第49号まで)	39
13番 武藤孝成議員質疑	39
三嶋農林畜産課長答弁	39
13番 武藤孝成議員質疑	40
三嶋農林畜産課長答弁	40
13番 武藤孝成議員質疑	40
三嶋農林畜産課長答弁	40
13番 武藤孝成議員質疑	40
三嶋農林畜産課長答弁	41
13番 武藤孝成議員質疑	41
長野まちづくり・企業支援課長答弁	41
13番 武藤孝成議員質疑	42
長野まちづくり・企業支援課長答弁	42
13番 武藤孝成議員質疑	42
長野まちづくり・企業支援課長答弁	42
13番 武藤孝成議員質疑	42
大西建設課長答弁	43
13番 武藤孝成議員質疑	43
大西建設課長答弁	44
13番 武藤孝成議員質疑	44

大西建設課長答弁	44
13番 武藤孝成議員発言	45
14番 藤根圓六議員質疑	45
桐山福祉課長答弁	45
14番 藤根圓六議員質疑	46
藤田健康介護課長答弁	46
14番 藤根圓六議員質疑	46
藤田健康介護課長答弁	46
14番 藤根圓六議員質疑	47
土井生涯学習課長答弁	47
14番 藤根圓六議員質疑	47
浅野水道課長答弁	48
14番 藤根圓六議員質疑	48
浅野水道課長答弁	48
14番 藤根圓六議員質疑	49
奥田市民環境課長答弁	49
14番 藤根圓六議員発言	50
浅野水道課長発言	50
4番 加藤義信議員質疑	50
奥田市民環境課長答弁	50
4番 加藤義信議員質疑	51
奥田市民環境課長答弁	51
4番 加藤義信議員質疑	51
奥田市民環境課長答弁	52
4番 加藤義信議員質疑	52
鬼頭学校教育課長答弁	52
4番 加藤義信議員質疑	53
鬼頭学校教育課長答弁	53
4番 加藤義信議員質疑	54
土井生涯学習課長答弁	54
4番 加藤義信議員質疑	55
土井生涯学習課長答弁	55

4 番 加藤義信議員質疑	55
土井生涯学習課長答弁	56
○休 憩（午前11時00分）	56
○再 開（午前11時15分）	56
2 番 加藤裕章議員質疑	56
渡邊理事兼総務課長答弁	56
2 番 加藤裕章議員質疑	57
渡邊理事兼総務課長答弁	57
林市長答弁	58
2 番 加藤裕章議員質疑	58
長野まちづくり・企業支援課長答弁	58
2 番 加藤裕章議員質疑	59
長野まちづくり・企業支援課長答弁	59
2 番 加藤裕章議員質疑	60
長野まちづくり・企業支援課長答弁	60
1 番 寺町祥江議員質疑	60
安川子育て支援課長答弁	60
1 番 寺町祥江議員質疑	61
安川子育て支援課長答弁	61
1 番 寺町祥江議員質疑	61
安川子育て支援課長答弁	61
1 番 寺町祥江議員質疑	62
安川子育て支援課長答弁	62
1 番 寺町祥江議員質疑	62
藤田健康介護課長答弁	63
1 番 寺町祥江議員質疑	63
藤田健康介護課長答弁	63
8 番 福井一徳議員質疑	64
林市長答弁	64
8 番 福井一徳議員質疑	65
林市長答弁	65
8 番 福井一徳議員質疑	65

渡邊理事兼総務課長答弁	66
8番 福井一徳議員質疑	66
渡邊理事兼総務課長答弁	66
8番 福井一徳議員質疑	66
渡邊理事兼総務課長答弁	67
8番 福井一徳議員質疑	67
渡邊理事兼総務課長答弁	68
8番 福井一徳議員質疑	68
久保田理事兼企画財政課長答弁	68
8番 福井一徳議員質疑	69
久保田理事兼企画財政課長答弁	70
8番 福井一徳議員質疑	70
久保田理事兼企画財政課長答弁	70
8番 福井一徳議員発言	71
○休憩（午前11時59分）	71
○再開（午後1時00分）	71
8番 福井一徳議員質疑	71
久保田理事兼企画財政課長答弁	71
8番 福井一徳議員質疑	72
久保田理事兼企画財政課長答弁	72
8番 福井一徳議員質疑	73
久保田理事兼企画財政課長答弁	74
8番 福井一徳議員質疑	74
長野まちづくり・企業支援課長答弁	74
8番 福井一徳議員質疑	75
長野まちづくり・企業支援課長答弁	75
8番 福井一徳議員質疑	75
長野まちづくり・企業支援課長答弁	76
8番 福井一徳議員質疑	76
長野まちづくり・企業支援課長答弁	77
8番 福井一徳議員質疑	77
三嶋農林畜産課長答弁	78

8番 福井一徳議員質疑	78
三嶋農林畜産課長答弁	78
8番 福井一徳議員質疑	78
三嶋農林畜産課長答弁	78
8番 福井一徳議員質疑	79
三嶋農林畜産課長答弁	79
8番 福井一徳議員質疑	80
柴田理事兼地方創生監答弁	80
8番 福井一徳議員質疑	82
長野まちづくり・企業支援課長答弁	83
8番 福井一徳議員質疑	83
○休 憩（午後1時39分）	84
○再 開（午後1時40分）	84
大西建設課長答弁	84
8番 福井一徳議員質疑	84
長野まちづくり・企業支援課長答弁	84
8番 福井一徳議員質疑	85
大西建設課長答弁	86
8番 福井一徳議員質疑	86
大西建設課長答弁	86
8番 福井一徳議員質疑	87
大西建設課長答弁	87
○休 憩（午後1時49分）	87
○再 開（午後1時53分）	87
8番 福井一徳議員質疑	87
大西建設課長答弁	88
8番 福井一徳議員質疑	89
大西建設課長答弁	89
8番 福井一徳議員質疑	89
渡邊理事兼総務課長答弁	89
8番 福井一徳議員質疑	90
渡邊理事兼総務課長答弁	90

8 番 福井一徳議員質疑	90
渡邊理事兼総務課長答弁	90
8 番 福井一徳議員発言	91
○休憩 (午後 2 時03分)	91
○再開 (午後 2 時04分)	91
○休憩 (午後 2 時05分)	91
○再開 (午後 2 時20分)	91
6 番 操 知子議員質疑	92
三嶋農林畜産課長答弁	92
○休憩 (午後 2 時23分)	92
○再開 (午後 2 時24分)	92
三嶋農林畜産課長答弁	93
6 番 操 知子議員質疑	93
三嶋農林畜産課長答弁	93
6 番 操 知子議員質疑	93
○休憩 (午後 2 時28分)	94
○再開 (午後 2 時31分)	94
三嶋農林畜産課長答弁	94
6 番 操 知子議員質疑	94
三嶋農林畜産課長答弁	94
6 番 操 知子議員質疑	95
○休憩 (午後 2 時34分)	95
○再開 (午後 2 時35分)	95
三嶋農林畜産課長答弁	95
質 疑 (請願第 1 号)	95
質 疑 (請願第 2 号)	95
○日程第 2 委員会付託 (議第19号から議第49号まで及び請願第 1 号から請願第 2 号)	96
○散 会 (午後 2 時39分)	96
3 月14日 (木曜日) 第 3 号	
○議事日程	97

○本日の会議に付した事件	97
○出席議員	97
○欠席議員	97
○説明のため出席した者の職氏名	97
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	98
○開　　議（午前10時00分）	99
○日程第1　一般質問	99
1．9番　山崎　通議員質問	99
（1）自治会の活動と運営について	99
渡邊理事兼総務課長答弁	100
山崎　通議員質問	101
渡邊理事兼総務課長答弁	102
山崎　通議員質問	103
林市長答弁	104
2．4番　加藤義信議員質問	104
（1）SDGs（持続可能な開発目標）の推進について	104
林市長答弁	106
加藤義信議員質問	106
林市長答弁	107
加藤義信議員質問	107
林市長答弁	108
（2）災害対策について	109
渡邊理事兼総務課長答弁	110
加藤義信議員質問	111
渡邊理事兼総務課長答弁	111
加藤義信議員質問	112
渡邊理事兼総務課長答弁	113
○休　　憩（午前10時53分）	113
○再　　開（午前11時10分）	113
3．1番　寺町祥江議員質問	113
（1）新学習指導要領に向けての取り組みと今後について	113
鬼頭学校教育課長答弁	114

寺町祥江議員質問	116
鬼頭学校教育課長答弁	117
寺町祥江議員質問	118
鬼頭学校教育課長答弁	119
4. 11番 上野欣也質問	120
(1) 大桑城及び城下地域の調査の必要性について	120
宇野副市長答弁	122
上野欣也議員質問	123
宇野副市長答弁	125
○休憩（午前11時58分）	126
○再開（午後1時00分）	126
5. 2番 加藤裕章議員質問	126
(1) 地方創生とSDGs（持続可能な開発目標）について	126
久保田理事兼企画財政課長答弁	127
加藤裕章議員質問	128
久保田理事兼企画財政課長答弁	129
加藤裕章議員発言	131
6. 5番 郷 明夫議員質問	132
(1) 貴重な市の歳入である使用料及び手数料について	132
宇野副市長答弁	135
郷 明夫議員質問	136
宇野副市長答弁	138
郷 明夫議員質問	140
宇野副市長答弁	141
○休憩（午後2時00分）	141
○再開（午後2時15分）	141
7. 6番 操 知子議員質問	141
(1) 豚コレラの経過と現状等について	141
三嶋農林畜産課長答弁	141
操 知子議員質問	143
三嶋農林畜産課長答弁	143
操 知子議員発言	145

(2) 環境を生かした観光まちづくり	145
三嶋農林畜産課長答弁	147
奥田市民環境課長答弁	149
長野まちづくり・企業支援課長答弁	149
操 知子議員質問	150
三嶋農林畜産課長答弁	151
奥田市民環境課長答弁	152
長野まちづくり・企業支援課長答弁	152
○散 会 (午後3時01分)	153

3月15日(金曜日)第4号

○議事日程	155
○本日の会議に付した事件	155
○出席議員	155
○欠席議員	155
○説明のため出席した者の職氏名	155
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	156
○開 議 (午前10時00分)	157
9番 山崎 通議員発言	157
○休 憩 (午前10時05分)	158
○再 開 (午前10時05分)	158
○日程第1 一般質問	159
8. 8番 福井一徳議員質問	159
(1) 素朴な市民の声「身近な地元公民館を避難所にできないか」について	159
林市長答弁	160
福井一徳議員質問	161
林市長答弁	162
福井一徳議員質問	163
林市長答弁	165
渡邊理事兼総務課長答弁	165
(2) 最高レベルの保育水準を維持するための正規保育士の確保について	165
林市長答弁	166

福井一徳議員質問	167
林市長答弁	169
福井一徳議員質問	170
林市長答弁	171
○休憩（午前10時52分）	172
○再開（午前11時10分）	172
9. 3番 古川雅一議員質問	172
（1）ソーラーパネルの設置について	172
三嶋農林畜産課長答弁	173
奥田市民環境課長答弁	174
古川雅一議員質問	175
宇野副市長答弁	175
○散会（午前11時25分）	176

3月20日（水曜日）第5号

○議事日程	177
○本日の会議に付した事件	182
○出席議員	187
○欠席議員	187
○説明のため出席した者の職氏名	187
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	188
○開議（午前10時00分）	189
○日程第1 常任委員会委員長報告	189
○日程第2 委員長報告に対する質疑	192
○日程第3 討 論（議第19号から議第49号及び請願第1号、請願第2号）	193
8番 福井一徳議員反対討論（議第33号）	193
8番 福井一徳議員賛成討論（請願第1号）	197
○日程第4 採 決（議第19号から議第49号及び請願第1号、請願第2号）	198
○日程第5 議第50号 山県市教育長の任命同意について	204
林市長提案説明	205
○日程第6 質 疑	205
○日程第7 討 論	206

○日程第8 採 決	206
○日程第9 特別委員会の中間報告について	206
○閉 会（午前11時12分）	211
○会議録署名者	211

平成31年 2月28日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成31年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 2月28日(木曜日)

○議事日程 第1号 平成31年2月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第2号 山県市国民保護計画の変更について
- 日程第6 議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と
することの同意について
- 日程第7 質 疑
- 日程第8 討 論
- 日程第9 採 決
- 日程第10 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第11 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第12 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第13 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第27 質 疑

- 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 討 論

- 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について

	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第29	採 決	
	議第 2 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 3 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 4 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 5 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 6 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 7 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 8 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第 9 号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	議第19号	山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第20号	山県市犯罪被害者等支援条例について
日程第32	議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第34	議第23号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について
日程第35	議第24号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第36	議第25号	山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第26号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第38	議第27号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第28号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第29号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第41	議第30号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第42	議第31号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第43	議第32号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第44	議第33号	平成31年度山県市一般会計予算
日程第45	議第34号	平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第46	議第35号	平成31年度山県市介護保険特別会計予算
日程第47	議第36号	平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第48	議第37号	平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第49	議第38号	平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第50	議第39号	平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第51	議第40号	平成31年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第52	議第41号	平成31年度山県市水道事業会計予算
日程第53	議第42号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第54	議第43号	西葛原辺地総合整備計画の策定について
日程第55	議第44号	柿野辺地総合整備計画の策定について
日程第56	議第45号	日永辺地総合整備計画の策定について
日程第57	議第46号	北山辺地総合整備計画の変更について
日程第58	議第47号	市道路線の認定について
日程第59	議第48号	市道路線の廃止について
日程第60	議第49号	市道路線の変更について
日程第61	請願第1号	「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
日程第62	請願第2号	小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について

日程第4	報第1号	専決処分の報告について
日程第5	報第2号	山口市国民保護計画の変更について
日程第6	議第1号	山口市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等と することの同意について
日程第7	質 疑	
日程第8	討 論	
日程第9	採 決	
日程第10	議第2号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第11	議第3号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第12	議第4号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第13	議第5号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第14	議第6号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第15	議第7号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第16	議第8号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第17	議第9号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第18	議第10号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第19	議第11号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第20	議第12号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第21	議第13号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第22	議第14号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第23	議第15号	山口市農業委員会委員の任命同意について
日程第24	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第25	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第26	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27	質 疑	
	議第2号	山口市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山口市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山口市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山口市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山口市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山口市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山口市農業委員会委員の任命同意について

- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 討 論

- 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第15号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第29 採 決

- 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について
- 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について

	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	議第19号	山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第31	議第20号	山県市犯罪被害者等支援条例について
日程第32	議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第33	議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第34	議第23号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について
日程第35	議第24号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第36	議第25号	山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第26号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第27号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について
日程第39	議第28号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第29号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第41	議第30号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第42	議第31号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第43	議第32号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第44	議第33号	平成31年度山県市一般会計予算

日程第45	議第34号	平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第46	議第35号	平成31年度山県市介護保険特別会計予算
日程第47	議第36号	平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第48	議第37号	平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第49	議第38号	平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第50	議第39号	平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第51	議第40号	平成31年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第52	議第41号	平成31年度山県市水道事業会計予算
日程第53	議第42号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第54	議第43号	西葛原辺地総合整備計画の策定について
日程第55	議第44号	柿野辺地総合整備計画の策定について
日程第56	議第45号	日永辺地総合整備計画の策定について
日程第57	議第46号	北山辺地総合整備計画の変更について
日程第58	議第47号	市道路線の認定について
日程第59	議第48号	市道路線の廃止について
日程第60	議第49号	市道路線の変更について
日程第61	請願第1号	「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
日程第62	請願第2号	小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

7番	村瀬誠三君
----	-------

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	宇 野 邦 朗 君
理事兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君	理事兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君
理事兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	山 田 正 広 君
市民環境 課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	桐 山 藤 夫 君
健康介護 課長	藤 田 弘 子 君	子育て支援 課長	安 川 英 明 君
農林畜産 課長	三 嶋 克 之 君	水道課長	浅 野 晃 秀 君
建設課長	大 西 一 也 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会計管理者	長 野 裕 君	学校教育 課長	鬼 頭 立 城 君
生涯学習 課長	土 井 義 弘 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	竹 村 勇 司 君	書記	棚 橋 輝 英 君
書記	鷺 見 芳 文 君		

午前10時00分開会

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、11番 上野欣也君、13番 武藤孝成君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの21日間とし、3月1日から7日、9日から13日及び16日から19日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月20日までの21日間とし、3月1日から7日、9日から13日及び16日から19日を休会にすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年12月から平成31年2月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

続きまして、出席いたしました会議について御報告いたします。

1月31日、土岐市において、第281回岐阜県市議会議長会議が開催され、吉田副議長と出席をいたしました。

初めに、会務報告があり、議案の審議に入り、平成31年度予算関連議案の可決並びにヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及についてなど、3件の意見書が採択されました。

2月5日、平成31年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席をいたしました。

会議では、平成30年度補正予算及び平成31年度予算を審議し、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

○議長（石神 真君） 日程第4、報第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第5 報第2号 山県市国民保護計画の変更について

○議長（石神 真君） 日程第5、報第2号 山県市国民保護計画の変更については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において、準用する同条第6項の規定による報告案件であります。

日程第6 議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について

○議長（石神 真君） 日程第6、議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、平成31年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、2015年9月のことになりますが、持続可能な開発のためのアジェンダ2030が国連サミットにおいて採択されました。そして、前身のミレニアム開発目標MDGsを発展させた持続可能な開発目標SDGsが全会一致で可決されました。この理念は、誰ひとり取り残されない社会の実現を目指すことにあります。2030年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを掲げています。

これを受け、我が国においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚で構成する推進本部も設置されていますが、この実現には国や国際機関のほかに自治体や市民社会、民間企業、科学者など、全ての人々がかかわり、互いに連携していくことが必要であるとされています。

このSDGsは、本市が目指す地方創生や次世代、女性の活躍の推進など、その趣旨を包含しているものであります。そうしたことから、本市といたしましても、こうした理念を念頭に置き、本市の地域づくりを進めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、今後ともそうした視点のもとで御指導と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提案しております案件は、報告案件2件、人事案件17件、条例案件10件、補正予算案件4件、当初予算案件9件、その他案件9件の計51案件でございます。

それでは、ただいま上程されました1案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1をお願いいたします。

資料ナンバー1、2ページの議第1号 山県市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることの同意につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、委員に占める認定農業者等の割合を4分の1とすることについて、議会の同意をお願いするものでございます。

現在の農業委員会委員の任期が3月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、昨年12月3日から1月10日まで候補者の推薦及び募集を実施いたしましたところ、15人の委員候補者の推薦及び応募があり、委員定数の14人を山県市農業委員会委員選考委員会で選考させていただきました。

その選考の結果、委員候補者における認定農業者等は5人となり、委員定数の4分の1は超えますが、同法が規定しております原則委員の過半数を認定農業者等とする規定を満たしていないため、同法第8条第5項ただし書きに規定する例外規定を適用する必要があるため、議会の同意をお願いするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第7 質疑

○議長（石神 真君） 日程第7、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議第1号は、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第8 討論

○議長（石神 真君） 日程第8、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第9 採決

○議長（石神 真君） 日程第9、採決。

これより採決を行います。

議第1号 山口市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするものの同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第10 議第2号から日程第26 議第18号まで

○議長（石神 真君） 日程第10、議第2号から日程第23、議第15号までの山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第24、議第16号から日程第26、議第18号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上17議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました17案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー 1、議第 2 号から議第15号の山県市農業委員会委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、任命同意をお願いするものでございます。

議第 2 号の操 泰一氏は、山県市梅原にお住まいの農業者でございます。

議第 3 号の矢川英典氏は、山県市東深瀬にお住まいの農業者でございます。

議第 4 号の川島信雄氏は、山県市大門にお住まいの団体職員でございます。

議第 5 号の砂田里美氏は、山県市大門にお住まいで、認定農業者の親族でございます。

議第 6 号の佐野恵津子氏は、山県市平井にお住まいの農業者でございます。

議第 7 号の村橋博行氏は、山県市松尾にお住まいの農業者でございます。

議第 8 号の片岡清爾氏は、山県市大桑にお住まいで、認定農業者である農事組合法人の代表理事組合長でございます。

議第 9 号の山口雅人氏は、岐阜市中西郷にお住まいで、山県市中洞で農業を営んでおられる認定農業者である農業生産法人の役員でございます。

議第10号の奥田修造氏は、山県市西深瀬にお住まいの農業者でございます。

議第11号の平野良次氏は、山県市椎倉にお住まいで、認定農業者である農事組合法人の代表理事組合長でございます。

議第12号の杉山正樹氏は、山県市高富にお住まいの農業者でございます。

議第13号の松影康司氏は、山県市大桑にお住まいで、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項に規定する利害関係を有しない者に該当する方でございます。

議第14号の渡邊晴臣氏は、山県市高富にお住まいで、農業者でございます。

議第15号の堀 千尋氏は、山県市葛原にお住まいの認定農業者でございます。

以上、14名のうち認定農業者等は 5 名で、さきに御決定いただきました委員の 4 分の 1 を満たしております。

なお、任期につきましては、平成31年 4 月 1 日から 3 年でございます。

次に、17ページから19ページの議第16号から議第18号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年 6 月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の候補者として、議第16号から議第18号までの 3 名の方を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条の第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議第16号の大野三千子氏は、山県市小倉にお住まいで、今回 2 期目として推薦をお願い

いしようとするものでございます。

議第17号の林 清司氏は、山口市西深瀬にお住まいで、行政経験豊富で住民からの信頼が厚く、人権の重要性もよく認識され適任と思われまますので、今回新たに推薦をお願いしようとするものでございます。

議第18号の千葉由紀子氏は、山口市大桑にお住まいで、地域の状況をよく把握され、住民からの信頼が厚く、人権擁護の重要性もよく認識され適任と思われまますので、今回新たに推薦をお願いしようとするものでございます。

なお、任期は、平成31年7月1日から3年でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第27 質疑

○議長（石神 真君） 日程第27、質疑。

これより議第2号から議第18号までの17議案について質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第2号から議第18号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第18号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議第2号から議第18号までは、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第28 討論

○議長（石神 真君） 日程第28、討論。

これより議第2号から議第18号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ただいま市長から提案説明をいただきましたが、私はこれ、人事案件ですので、市長を信頼して全面的に賛成するというので結構なんです、改めて私が申し上げるのではなく、この今の農業関係とか、あるいはこの執行部と一般の方たちとの交わりというのがどうも希薄に思われる点が多いので、特に農業関係者の方には、市長ともよくそういう話をする機会があったと思うんですが、食料の自給率も大変低いというようなこともありますので、一層この農業関係の仕事に全力を投球していただいてこの方たちに御活躍をいただきたいと、こんなことをお願いし、賛成とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第2号から議第18号までの討論を終結いたします。

日程第29 採決

○議長（石神 真君） 日程第29、採決。

これより、議第2号から議第18号までの採決を行います。

議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されまし

た。

議第11号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第12号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第13号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第14号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第15号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり

り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

日程第30 議第19号から日程第60 議第49号まで

○議長（石神 真君） 日程第30、議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第20号 山県市犯罪被害者等支援条例について、日程第32、議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第33、議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第23号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第24号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第25号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第26号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第27号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第28号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第29号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第41、議第30号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第42、議第31号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第43、議第32号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第44、議第33号 平成31年度山県市一般会計予算、日程第45、議第34号 平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第46、議第35号 平成31年度山県市介護保険特別会計予算、日程第47、議第36号 平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第48、議第37号 平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算、日程第49、議第38号 平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、日程第50、議第39号 平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算、日程第51、議第40号 平成31年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第52、議第41号 平成31年度山県市水道事業会計予算、日程第53、議第42号 山県

市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第54、議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について、日程第55、議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について、日程第56、議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について、日程第57、議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について、日程第58、議第47号 市道路線の認定について、日程第59、議第48号 市道路線の廃止について、日程第60、議第49号 市道路線の変更について、以上31議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました31議案について御説明を申し上げます。

まず、本定例会において御審議いただきます諸議案の提案説明をさせていただくに当たり、平成31年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただいた後に、平成31年度の当初予算についてから順次御説明を申し上げます。

まず、本市の財政状況についてでございますが、かつて多くの市民の方々が心配された本市の借入総額は、平成21年度末の約368億円が、平成31年度末には、本市発足以来最少の約236億円となります。ただし、地方交付税は一本算定となるなど、今後におきましても厳しい財政状況に変わりはありません。

こうした中、来年度、いよいよ市内初となりますインターチェンジの供用開始が予定されています。本市は、このインターチェンジの効用を最大限に活用すべく、今なすべき施策を、時機を逸することのないよう、積極的に推進していく必要がございます。

また、来年度には、30年以上続いた元号、平成が改元されます。そして、来年1月からは、本市ゆかりの明智光秀公を主人公としたNHK大河ドラマが放映されます。

これまで先人たちは、近隣諸国から先進的な文化を流入させてこの地に繁栄をもたらしてきました。時を経て、現在、インターチェンジの開通が地域産業の活性化に大きな影響をもたらそうとしております。

こうした中、来年度は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年、本市の総合計画等の最終年でもあり、これを振り返り、新たな施策を展望していかなければなりません。

こうしたターニングポイントとなり得る来年度においては、有用な資源を最大限に活用し、「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を目指してまいります。

さて、今日では、想定外の災害が常態化しつつあります。そうした中、地縁組織等が日ごろからコミュニティーをとっておく共助を促進し、行政としては、迅速かつ正確な

情報発信、公共施設等の耐震化などに努めてまいります。

ところで、いつの時代も、最近の若い者はと言われます。こうしたフレーズは実に約5,000年前のエジプト遺跡の象形文字でも見つかったようです。日本国内でも約1,000年前の平安時代のころから既に使われていたようでございます。こうしたことは、若者との間のジェネレーションギャップから生じてくるフレーズと考えられます。

さまざまな方々が生活している現代社会の中では、こうした年代に限らず、性別、国や文化との違いによってでも同じような感覚を持ち得ます。こうした感覚の違いは、ポジティブに捉えれば新たな思考を生み出す良好な環境にあると考えることもできます。ダイバーシティ・マネジメントという言葉がありますが、これは個人や集団間に存在する多様性を生かして組織全体で変革しようとするマネジメントアプローチのことだそうです。価値観が多様化している現代社会の中で、SDGs実現に向け、地縁組織、公共的団体やNPOなど多様な団体の方々と連携し、年代、性別、障がいや病気のある人、その家族や関係者の誰もが差別されることなく、意欲と能力に応じた就労や社会参加、活躍できるような地域社会づくりを目指してまいります。

また、働き方改革のもとで、市内企業の良好な就労環境促進による地域産業成長の支援、次世代を担う子供教育支援、市民の健康づくり、生物多様性や森林環境や平和意識等の啓発を推進し、ふるさと山県の持続発展を目指してまいります。

今後とも市民の皆様方との対話を大切にし、少しでも多くの方々の共感のもとに、このふるさと山県の持続発展を推進してまいります。今後とも議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。

さて、平成31年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきたようなことを背景とし、包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍の3つを柱としています。

そして、大河ドラマの麒麟は、虫も殺せないほど心優しく、子供を授けてくれる霊獣であって、市民等に幸福をもたらすよい政治である善政をしたときにのみあらわれるという言い伝えがあることも踏まえ、キャッチフレーズは「麒麟」の招聘を目指す積極型予算としております。

それでは、まず資料5-2の1ページをごらん願います。

平成31年度の当初予算原案の総額は、一般会計が139億3,000万円、前年度約6.3%増としております。特別会計と企業会計を合わせた総額も222億3,210万1,000円、対前年度約3.5%増としております。

一般会計においては、地方債残高を減らす中で、後年度の償還額に対して地方交付税

算入がある有利な地方債、緊急防災・減災事業債等を増額させつつ、歳出予算抑制に努め、実質的な財源不足による財政調整基金繰入金は前年度より減額をいたしております。ちなみに、この一般会計の予算額は、合併初年度を除きまして本市で3番目に大きい予算規模となっております。

右側の表で、市税は約2,700万円増加、地方交付税も5,000万円増加を見込んでおります。なお、本市の最大収入でありますこの地方交付税は、県内では初めて合併算定替による加算のない一本算定となります。また、国勢調査の人口減少による減額が当面続く予定であり、依然厳しい財政状況でございます。

真ん中の表の地方債関係では、新たな制度の緊急自然災害防止対策事業債の発行や緊急防災・減災事業債の大幅な増額を見込み、一般会計の発行総額を17億590万円と前年度よりも6億6,180万円増額させております。ちなみに、平成21年度末の借入残高約368億円は、本年度末には発足以来最少の約242億円となり、来年度末にはこれをさらに下回る236億円となる見込みでございます。

来年度当初の常勤一般職職員数は41ページにございますが、253名としており、前年度から34名減としております。主な要因は、消防職員が岐阜市職員へと移管することによるものですが、再任用職員等のあり方の変更も影響しております。ちなみに、平成16年度の職員数425名から172名の減少、約40.5%の減となりますが、引き続き行政サービスの維持向上を目指してまいります。

続いて、平成31年度当初予算における歳出の主な施策について、3つの重点事項と防災関係や行政内部経費等の4つの観点により、順次御説明させていただきます。

参考となる資料は、資料5-3の6ページ以降でございます。

最初に、包括的な子育て支援と女性の活躍関係でございます。

本市が全国に先駆けて平成27年9月から実施してきた幼児無償化は、本年10月から全国的に展開されますが、本市の保育園は、全国と違って主食費、副食費等も含めた無償化となっております。また、これまでどおり高校生までの医療費の公費負担による実質無料化等、子育て世帯の経済的支援や各種子育て支援施策を推進してまいります。

また、本年度は、桜尾小学校を情報推進校として、デジタル教科書や電子黒板を導入しましたが、来年度には市内の全小学校の五、六年生において、4教科のデジタル教科書の導入をするなど、教育ICTを推進してまいります。

さらに、経済的理由や家庭事情によって家庭での学習が困難な子供たちを対象に、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るべく、地域未来塾の開設を目指してまいります。

子育てを一段落された就労意欲のある女性の活躍も推進してまいります。多くの市内

企業が雇用者確保に苦勞されている中、県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業や、国のえるぼしやくるみでの認定が現段階では困難な市内企業の魅力的な職場、環境づくりを促進してまいります。

県内最小値の合計特殊出生率を鑑み、不妊検査、不妊治療費等の経費支援、産婦・産後ケアの強化も推進してまいります。

次に、インターチェンジを契機としたまちづくり関係でございます。

本市には鉄道の駅がありませんので、新しく整備するターミナルにおいては、駅前機能を有するよう目指してまいります。また、バスの利用促進を目指し、本年度同様、公共交通の実証実験も実施します。

地域が元気であるために、地域経済の振興は欠かせません。引き続き水栓バルブ産業等の地域経済牽引事業を推進してまいります。特に生産性の向上を目指す先進設備投資への補助枠を拡大し、大学や高校との連携も推進してまいります。武士ヶ洞や岩佐馬坂地内での企業誘致の基盤整備も継続実施する一方で、商工会等と協働し、経営発達支援や展示会出展支援、企業支援プロジェクトマネージャーの導入等の支援もしてまいります。

昨年成立した森林経営管理法による本市の森林責務が拡大することから、地域林政アドバイザー等による森林整備の推進を目指してまいります。

定住人口、交流人口、関係人口の増加を目指し、空き家活用の促進、多世代同居、近居の支援、市内関係者による観光コンテンツの活性化や田舎暮らし、ふるさと暮らしの推奨等の施策を推進してまいります。

特に、来年度、大河ドラマの放映が開始されることも見据え、インターチェンジ開通記念イベントやふるさと栗まつりを初め、各種イベントとの相乗効果を目指すとともに、県や近隣自治体とも連携をして、桔梗塚や大桑城の案内看板や周辺環境整備等も進め、来訪者促進のみならず、郷土愛の醸成にも努めてまいります。

また、全国的にも珍しいハリヨを主体とした公園の整備、グリーンプラザみやまでの宿泊観光客の利用増進も目指し、2泊3日等のお試し居住の制度の確立も目指してまいります。

その上で、本市の魅力を広く認知していただくため、人気のウェブサイトYAMAGATA BASEにおいては、さまざまな趣向を凝らした企画を実施しつつ、発信を高めてまいります。

次に、健康寿命の延伸と高齢者の活躍関係でございます。

健康寿命延伸の啓発や介護予防等を目指して、本年度に引き続き医療機関、社会福祉

法人等の関係団体等と市が一緒になってやまがた健康・介護フェスタを実施するほか、成人の歯周病検診の実施、介護予防・生活支援サービスの拡充をしております。

また、来年開催の日本スポーツマスターズや再来年のねりんピック岐阜をきっかけとし、高齢者のスポーツ、文化振興等も推進しております。そして、国民健康保険税や介護保険料の引き上げ抑止を目指しつつ、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料を政令の範囲内で最大の減額をいたします。

最後に、防災や行政内部経費関係について御説明を申し上げます。

市民が安心して暮らしていくために、正しい防災情報を市民の方々に迅速かつ的確にお伝えするための現状の防災行政無線が2022年11月以降は使用できなくなります。そのため、有利な地方債制度を活用し、個別受信機ともども同報系無線を更新し、移動系無線はIP無線機に切りかえます。

新たに緊急自然災害防止対策事業債の制度が始まることを踏まえて、三田又川の本格的な改修を目指すほか、西武芸橋等の耐震補修、耐震性防火水槽の整備もしております。

災害対策の拠点となる本庁舎は、建築後23年余りが経過しているため、空調機の熱源発生装置を更新するほか、現在使用しているOSのサポート期間が終了となることを踏まえ、情報系パソコンの更新をいたします。

また、平成22年度の国勢調査結果がベースとなっている人口ビジョンは、平成27年の国勢調査結果を踏まえて更新いたします。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、20ページの議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、性別にかかわらず誰もが自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向け、性同一性障がいなど性的少数派への配慮から、印鑑登録証明書の性別欄を削るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、21ページの議第20号 山県市犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、この条例を制定するものでございます。

次に、24ページの議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月1日から山県市、本巢市、瑞穂市、北方町が岐阜市へ派遣している消防事務職員の身分が岐阜市職員になるため、市長の事務部局の職員数及び合計職員数について

て、消防事務職員の47人を引いた職員数に改めるよう条例の一部を改正するものでございます。

次に、25ページの議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、長時間労働の是正措置として、本年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されることから、地方公務員においても適切な対応が求められていることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、26ページの議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、まず農業委員会の委員及び農地利用最適化委員の報酬については、活動と成果の実績に応じて報酬を支給するよう改正するものでございます。

次の成年後見支援センター設立検討委員会委員の報酬については、本市における権利擁護支援の中心的な役割を担う中核機関の設置に向け、役割の整理、設立時期の方法等を検討するよう、専門人材を構成員とした成年後見支援センター設立検討委員会を設置するための委員の報酬額を定めようとするものでございます。

次の地域林政アドバイザーの報酬については、本市の森林林業行政の支援体制の構築を図るため、地域森林アドバイザーの設置に係る嘱託員の報酬額を定めようとするものでございます。

最後のピッコロ療育センター管理者の報酬については、児童発達支援に関する実務経験のある者を山口市ピッコロ療育センターの管理者として任命するため、その嘱託員の報酬額を定めようとするものでございます。

次に、29ページの議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例第22条で規定している時間外勤務手当等を算定する上で基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、これまで国家公務員に準拠して算出してきましたが、労働基準法第37条の規定が地方公務員にも適用されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、30ページの議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律が本年4月1日から施行され、土地改良法において本条例が引用している条項の条ずれを伴う改正が行われたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、31ページの議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関

する法律による介護保険法の一部改正により、平成27年4月から既に低所得者の保険料の軽減について実施しているところですが、本年10月の消費税率の引き上げに合わせ、さらに保険料の軽減を強化するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、32ページの議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山口市グリーンプラザみやまの使用期間の変更及び使用料金の改定、オートキャンプ場の開設に伴う所要の規定整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、37ページの議第28号 山口市水道法施行条例の一部を改正する条例につきましては、布設工事監督者及び水道技術監督者の資格要件について、学校教育法の一部改正において制度化される専門職大学の前期課程修了者も含むよう条例の一部を改正するものでございます。

次に、30年度補正予算について御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4の議第29号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億2,634万5,000円を減額し、131億4,599万5,000円とするほか、繰越明許費と地方債の補正をしようとするものでございます。

具体的内容は、12ページ以降の款ごとに主なものを順次御説明申し上げます。

まず、総務費は2,521万3,000円の減で、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

民生費は1,929万3,000円の追加でございます。

13ページ、一番下にあります生活困窮者自立支援は、前年度に受領済みの国への精算返還分でございます。

14ページのプレミアム付商品券は、消費税率引き上げを踏まえ、低所得者や子育て世帯への消費影響緩和と地域消費喚起を目的として国の補正予算に計上されたもので、207万1,000円は、本市における準備経費の一部でございます。

老人福祉費の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助金も、国土強靱化3カ年緊急対策として国の補正予算に計上されたもので、福祉施設の非常用自家発電設備等に対し、本市を経由して補助されるものでございます。

障がい者福祉費は、実績見込みによるものと前年度に受領済みの国と県への精算返還分でございます。

15ページの児童福祉費は、いずれも実績見込みによる補正でございます。

16ページの生活保護費は、前年度に受領済みの国への精算返還分でございます。

衛生費は、464万6,000円の追加で、実績見込みによる補正でございます。

17ページの農林水産業費は、1,653万6,000円の減額でございます。

被災農業者向け補助金は、北海道の地震や台風21号の被害を踏まえて用意された国庫補助に関する養豚農家1軒分の83万4,000円の追加で、農地費1,050万円の減額は、東沖地区の県営事業の前倒しによるものでございます。

野生鳥獣捕獲報奨金は、狩猟期の鹿100頭分、150万円の追加で、森林整備837万円の減額は、実績見込みによる補正でございます。

18ページに移っていただき、商工費は1,850万9,000円の減額でございます。

企業立地促進の596万7,000円の減額は、立地予定企業との関係により、企業立地支援の754万2,000円の減額は岐北厚生病院との関係で、水道工事が先送りとなるため、地域経済牽引事業生産性向上補助金の500万円の減額は、当初導入予定のシステムを一部取りやめるためのものでございます。

次に、土木費は1億9,002万6,000円の減額でございます。

道路橋梁維持費の400万円の減額は、入札差金等で、道路新設改良費は、入札差金のほか岐阜美山線工事が公共工事となったことによる負担金の750万円の減額や岐北厚生病院の工事のおくれまたは武士ヶ洞への進入路の用地取得のおくれによるものなどでございます。

河川費の急傾斜地崩落防止事業の300万円の減額は、県が工事を中止したことによるもの、河川改良の400万円の減額は、落堀川や中洞地内の工法変更等による不用額が発生したことによるものでございます。

20ページに移っていただき、都市計画費の1億2,082万6,000円の減額は、バスターミナル整備を岐阜バスと連携にて用地取得がおこなわれているため減額するもので、住宅費の408万9,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

続いて、9ページ以降の歳入の概要を御説明申し上げます。

歳入の多くは、歳出に連動した補正等でございます。今般の補正の財源余剰分は、財政調整基金繰入金を3,029万8,000円の減額として計上しております。

次に、5ページの繰越明許費について御説明申し上げます。

まず、1番目の認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金と2番目のプレミアム付商品券事業は、歳出で御説明いたしました国の第2次補正予算に伴うものでございます。

3番目の伊自良保育園屋根等改修工事と4番目のピッコロ療育センター屋根改修工事は、有利な地方債を活用するための繰り越しでございます。

次に、市道馬坂線道路改良事業関連物件移転補償は、岐北衛生施設利用組合のケーブ

ル移設関連により、市道11129号線橋梁下部工事業は、隣接事業者での工事の関係により、市道馬坂線道路改良事業は、東沖地区の県営工事との関連により、それぞれ繰り越そうとするものでございます。

次の田栗・瀬見線舗装改良工事は、有利な過疎債を活用するため、次の山県ターミナル造成工事は、用地取得時期等がおこなわれているためのものでございます。

次に、23ページの議第30号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億1万円を追加し、総額を34億194万7,000円にしようとするものでございます。

歳入では、保険給付費の増加に対する県交付金を増額し、小中学生等の医療費減免に伴う波及増に対する県補助金を増額する一方、一般会計繰入金を減額させ、前年度の国と県への精算返還金の財源として、国民健康保険基金繰入金を391万円計上しております。

歳出では、保険給付費の実績見込みによる追加、前年度の国と県への精算返還金を追加しております。

次に、33ページの議第31号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に87万9,000円を追加し、総額を6億2,427万7,000円にしようとするものでございます。

歳入では、受益者負担金の一括納付が当初見込みの分割納付よりも多かつたため負担金を増額する一方、一般会計繰入金を減額しております。これに伴い、歳出では、一括納付報奨金を増額しております。

次に、41ページの議第32号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、第3条の水道事業費用に197万7,000円を追加し、第4条の資本的収入と資本的支出をそれぞれ754万2,000円減額しようとするものなどでございます。

水道事業費用は、燃料価格調整等による動力費の追加、資本的収入及び支出は、岐北厚生病院の南の東西道路に布設する管工事を先送りするために、それぞれ減額しようとするものでございます。

次に、その他案件の8件について御説明を申し上げます。

資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6、議第42号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議決を求めるものでございます。

具体的な変更箇所の内容は、ふれあいバザール改修工事、田栗・瀬見線、岩佐74号線の改正、富永橋改良、バスシェルターの設置、防災行政無線同報系設備更新、みやま保育園・富波保育園の空調設備改修及び美山小学校校庭改修の追加でございます。

次に、資料ナンバー7、議第43号の西葛原辺地総合整備計画、資料ナンバー8、議第44号の柿野辺地総合整備計画、資料ナンバー9、議第45号の日永辺地総合整備計画の策定及び資料ナンバー10、議第46号 北山辺地総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項または第8項の規定により議決を求めるものでございます。

その趣旨は、防災行政無線同報系のデジタル化及び戸別受信機の設置を実施するに当たり、有利な辺地債を活用して整備するため、新たに策定または変更しようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー1、39ページの議第47号 市道路線の認定につきましては、岩佐地区における民間業者の土地開発により築造された道路について、土地所有者から寄附を受けましたので、市道岩佐117号線、市道岩佐118号線及び市道岩佐119号線として新たに路線認定しようとするものでございます。

次に、40ページの議第48号 市道路線の廃止につきましては、（仮称）高富インターチェンジの建設により、市道西深瀬59号線が道路としての機能がなくなるため、路線を廃止しようとするものでございます。

次に、41ページの議第49号 市道路線の変更につきましては、（仮称）高富インターチェンジの建設により、市道西深瀬61号線の起点の変更が生ずるため、路線の起点について変更しようとするものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第61 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願

○議長（石神 真君） 日程第61、請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明の申し出がありますので、許可をいたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ただいま議長から御指名をいただきましたので、請願「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願について、趣旨説明、紹介、をしたいと思っております。

実は、きのうの新聞に、対中輸出が前年1月については、前年の同月で17.4%の減少

と非常に厳しい状況が記されておりました。企業の設備投資の先行指標とみられる機械受注額も18年の12月、そして11月、2カ月続きで連続マイナスと。きのう、データバンクから中国向け輸出などの減速が響くというような報告も出されております。一方では、中小企業の倒産、これも東京商工リサーチが25日に発表しているんですが、これもリーマンショックのときを超えた負債1,000万未満の倒産件数がふえているという状況です。

私はこういう状況をずっと考えてみると、ことしの秋からの消費税の増税については各界からいろんな声が出ているんですが、ぜひ延期をすべきだということで、請願について提案をさせていただきます。

提案については、請願の中身について読んでかえたいと思います。

「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願、山県市議会議長、石神 真殿ということで、岐阜北民主商工会会長、伊藤次雄さん。

請願趣旨。

安倍晋三首相は、現在開催中の国会でリーマンショック級の経済危機でも起こらない限り、本年10月からの消費税の10%への増税は実施すると表明しています。一方で、2014年、平成26年4月に行った消費税8%増税で消費不況が深刻であったことから、増税が帳消しになるような経済対策をとる準備を進めています。これでは何のための消費税増税なのか理解できません。

ところで、零細な小法人、個人自営業者は、平成元年の消費税3%導入とその後の2回にわたる5%、8%への増税のたびに増税分が売りに転嫁できなかつたり、価格競争の中で単価を引き下げざるを得なかつたりして、廃業に追い込まれてきました。直接的に消費者を対象に売りに上げる小売業やサービス業にとどまらず、建設業や製造業の下請け業者などにとっても、今回の10%増税はさらに大打撃になることは明らかです。

また、今回は複数税率制が初めて導入されます。事業者には複数税率に伴い、請求書や領収書の発行が新たに求められ、記帳や実務の煩雑化にも対応しなければなりません。しかし、7カ月後に実施が迫っている今日でも、準備ができているとは言えません。政府が言う経済対策であるキャッシュレス化への対応一つを見ても、レジなどハード面の準備は進んでおらず、小規模な事業者にとってカード会社へ支払う手数料が新たな負担となります。このまま複数税率制が実施されれば混乱するのは必至です。

零細な小法人、個人事業者は、自治会の活動を初め、地域の活動をさまざまな形で支えています。消費税10%への増税は、そうした小法人、個人自営業者を廃業に追い込み、一段と地域社会を疲弊させることは明らかです。

格差と貧困が広がる中で、市民にとっても逆進性が強いとされる消費税増税は急ぐべ

きではありません。また、毎月勤労統計に端を発して政府が行う基幹統計調査で次々と不正処理が発覚し、その対応にも疑問が投げかけられています。政府が発表する数字への信頼性が失墜し、政府への信頼が低下する中で、消費税増税は社会不安を招きます。

以上のような立場から、本年10月に消費税率が10%に引き上げられることは受け入れられません。

請願項目。

本年10月からの消費税率10%への引き上げを当面見送るよう政府に意見書を提出してください。

以上です。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第62 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

○議長（石神 真君） 日程第62、請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明の申し出がありますので、これを許可します。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、議長から許可をいただきましたので、小規模企業振興に関する条例制定を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

請願者、岐阜県山県市高富2208—14。団体名、山県市商工会商工会長、宇野 睦、紹介者、山県市議会議員、山崎 通、武藤孝成、古川雅一、加藤裕章4名ですが、私が代表して趣旨説明をさせていただきます。

大変恐縮ですが、この4人の最終的な、完了の打ち合わせがしていなかったもので、この点も御理解いただきたいと思えます。

趣旨説明。

平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、第3条の基本原則には、小規模企業の振興はその事業の持続的な発展が図られることを旨として行わなければならないと制定されました。また、第7条には、地方公共団体においても小規模事業の振興に関する施策を策定、実施する責務が明記され、第9条においても、国、地方公共団体は小規模事業の振興に関する施策があまねく、全国において効果的かつ効率的に実施されるよう適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないことが規定されました。

山県市においても、小規模企業の振興と発展を明確に位置づけることが極めて重要と

なります。

以上の理由から、小規模企業振興条例の早期制定を要望します。

目的としましては、条例の策定に当たっては中小企業、小規模企業が山口市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、市内における中小企業、零細企業等の振興に行政が寄与することを目的とするということでありませんが、これは改めて私が皆様に説明するまでもなく、古い言葉で言いますと地元業者育成という言葉が強く言った時代がありましたが、最近は余りそういう言葉を使いません、中小企業の振興という言葉を使っているんですが、私、市長も副市長もよく商工会へ行っているような式典に行っているわけですが、その折にいつも商工会、頑張ってくれよというような励ましの声をいただいておりますが、いかんせんでも、この役所の中から商工業者に発注するという面が非常に少ないというふうに感じているわけです。これは統計をとってどうこうしたわけではありませんが、やっぱり官民一体となってこのまちづくりというのをしていかなければならないと、こんなふうに思っているわけですが、実例を挙げますと、あるところの地下道を業者が施工したわけですが、その地下道を施工したのが岐阜の大手の会社なんです。そこが冠水したもんで、増水したもんでそこへ業者を派遣したんですね。業者は遠くのほうの人ですので、すぐは来れないというような、そんなことがあって、それじゃ地元の人をお願いしようかと言ったら、地元の業者はそれをやろうと思ってもその工程を知らない、あるいは急に言われても人材がない、まだほかにもいろいろあるんです、当時の作業工程がわからない、そもそも部品が手に入らないというようなことを聞いたことがあるんですが、これはそんな幾つも幾つもあるというわけではありませんが、そういうことを思うと、やっぱり地元ともしっかり密接な関係を構築しなければ地元企業の発展はないと、こんなふうに思っているわけですが、そういうことも合わせてこの機会を通じて発信をして、皆様に御理解をいただきたいと、こんなふうに思っておりますので。

以上、ちょっとアドリブで言いましたけれども、地方自治法第99条の規定による請願書を提出させていただきました。ありがとうございました。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

○議長（石神 真君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時23分散会

平成31年3月8日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

平成31年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 3月8日（金曜日）

○議事日程 第2号 平成31年3月8日

日程第1 質 疑

- 議第19号 山 県 市 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第20号 山 県 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 に つ い て
- 議第21号 山 県 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第22号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第23号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第24号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第25号 山 県 市 分 担 金 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第26号 山 県 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第27号 山 県 市 グ リ ー ン プ ラ ザ み や ま の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第28号 山 県 市 水 道 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第29号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）
- 議第30号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第31号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第32号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第33号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 一 般 会 計 予 算
- 議第34号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算
- 議第35号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算
- 議第36号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算
- 議第37号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
- 議第38号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算
- 議第39号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
- 議第40号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 高 富 財 産 区 特 別 会 計 予 算
- 議第41号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 予 算

- 議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

日程第2 委員会付託

- 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第30号 平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第32号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第33号 平成31年度山口市一般会計予算
- 議第34号 平成31年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第35号 平成31年度山口市介護保険特別会計予算

- 議第36号 平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第37号 平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第38号 平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第39号 平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第40号 平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
議第41号 平成31年度山口市水道事業会計予算
議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
議第47号 市道路線の認定について
議第48号 市道路線の廃止について
議第49号 市道路線の変更について
請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第28号 山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第30号 平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第32号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第33号 平成31年度山口市一般会計予算
- 議第34号 平成31年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第35号 平成31年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第36号 平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第37号 平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第39号 平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第40号 平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第41号 平成31年度山口市水道事業会計予算
- 議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願
- 日程第2 委員会付託
 - 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
 - 議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
 - 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
 - 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の

	一部を改正する条例について
議第24号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第29号	平成30年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第30号	平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第31号	平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第32号	平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第33号	平成31年度山県市一般会計予算
議第34号	平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第35号	平成31年度山県市介護保険特別会計予算
議第36号	平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第37号	平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第38号	平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第39号	平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第40号	平成31年度山県市高富財産区特別会計予算
議第41号	平成31年度山県市水道事業会計予算
議第42号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第43号	西葛原辺地総合整備計画の策定について
議第44号	柿野辺地総合整備計画の策定について
議第45号	日永辺地総合整備計画の策定について
議第46号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第47号	市道路線の認定について
議第48号	市道路線の廃止について
議第49号	市道路線の変更について
請願第1号	「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
請願第2号	小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
理事兼 総務課長	渡邊佳宏君	理事兼 地方創生監	柴田雅洋君
理事兼 企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	山田正広君
市民環境 課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護 課長	藤田弘子君	子育て支援 課長	安川英明君
農林畜産 課長	三嶋克之君	水道課長	浅野晃秀君
建設課長	大西一也君	まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君
会計管理者	長野裕君	学校教育 課長	鬼頭立城君
生涯学習 課長	土井義弘君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	竹村勇司君	書記	棚橋輝英君
書記	鷺見芳文君		

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（石神 真君） 日程第1、質疑。

質疑は、初めに、2月28日に議題となりました市長提出議案、議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第49号 市道路線の変更についてまでの31議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順位により順次発言を許します。

通告順位1番 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

昨日は豚コレラということで、本当に山県市、大変な状態になっております。また、職員の方には、本当に日夜御苦労さんでございます。

それでは、1問目ですが、議第33号、山県市一般会計予算、農林畜産課長にお尋ねをいたします。

栗ゾーン整備事業520万円の整備工事の場所、内容の説明と管理委託の内容はどのような内訳ですか。よろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1点目の栗ゾーン整備事業520万円の整備工事の場所と工事内容の説明と管理委託の内容についてお答えします。

山県市大桑地区が市の特産品である利平栗の産地であることを市内外へ発信するため、椿野地内にありますおおが城山公園の中に栗を植栽したゾーンをつくるものでございます。実際実が落ちるまで数年かかるものではありませんが、将来的には市内の小学生の社会見学、遠足の間として使用、栗拾い体験、選果場の見学などを通して山県市大桑イコール栗という認識と、栗生産への興味を持ってもらう学習の間として、また、栗生産の交流の間として、剪定講習会など現地講習の会場として使用し、栗の生産増加の一助となるような間として整備していくものであります。

植栽面積は全体で184アールほどを予定しており、順次整備していく予定で、平成31年度は、公園の一番奥の区画でございますが、そのうち70アールを整備し、栗の木の苗320本余りを植栽し、管理するものでございます。

予算の内訳としましては、栗を植栽するために、まず土地を平らにならさなければなりませんので、当該箇所の整地工事に130万円、植栽後の獣害防止のために、周りをワイヤーメッシュ柵で覆う防護柵工事に150万円、そして、これらの工事完了後に栗の苗購入、植栽準備、定植、育成を行う業務を委託する管理委託費240万円、合わせて520万円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 今、お答えいただきました。椿野の奥にということで、公園の中ということでやられるんですが、この130万円、工事周辺、それと今、豚コレラで云々ありますが、この柵というのはどの程度のものを予想されていますかということと、そして、子供たちはこれから野外活動とか勉強のためにということで、非常に山県市にとっては宝になるようなお話なので、継続的にはやってほしいということがあります、先ほど、31年までですか、そんなようにお聞きしたんですが、何年ぐらい。桃栗3年柿8年ということで3年は実がならないんですが、その間の補充とか、そういうもの考えられておられるのかお聞きします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ただいまの質問ですけれども、まず、1点目の柵の状況でございますけれども、今、県が国道とか県道沿いにしている保護柵が1.2メートル程度の高さのものでございますので、予定ではその程度のワイヤーメッシュを今のところは予定しております。

あと、整備計画でございますが、今のところは4年ぐらいを目標に考えておまして、その間に植栽したものが枯れたりいたしましたときは、順次、その場所については補充というようなことで、簡単なメンテについては考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 1つ確認ですが、管理はどこに委託される。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今のところ、特定のところは決まっておりませんので、入札等でかけることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） わかりました。

それでは、次の質問に参ります。

議第33号、山口市一般会計ですが、資料ナンバーの25ページ、5—2の25ページ、地域林政アドバイザー業務委託の235万7,000円の業務内容についてお聞かせください。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

伊自良の生産森林組合は、伊自良湖の上流にある釜ヶ谷等の水源林を所有していますが、生産森林組合が生産意欲をなくし、地縁団体へ移行しています。今後、売却や個人に分割する等をして森林保全が困難となる前に働きかけ、水源林の保全を行いたいと考えております。

また、伊自良地域は美山地域に比べ積雪が少なく、冬場の施業地として適していることもあり、市内で安定的な施業地を確保することで、林業従事者の雇用に寄与できないかと考えております。

また、今年の台風21号の影響により、風倒木等の被害を受けている円原を中心とした被災森林の復旧に関する検討を行いたいと思います。具体的には、山口市内の生産森林組合4組合の森林について現地調査、測量、選木し、森林計画作成の業務、円原地内の現地調査、測量、風倒木処理事業計画作成、育林推進事業での立ち会い補助等を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 了解しました。

それでは、次に参ります。

次、議第33号です。資料ナンバー5—2、26ページです。

大桑椿野のトイレ設置工事1,882万円、監理料と水道加入料とありますが、トイレの本体工事の内訳をお聞かせください。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

大桑椿野トイレにつきましては、男子用大便器1、小便器1及び女子用1つを考えておりました、女子用は多目的と兼用を想定しております。規模的には、にしむげ公園トイレと同程度というふうに考えております。

工事の内訳でございますが、電気工事を含む建築工事が730万円、浄化槽を含みます給排水衛生設備工事が590万円、本体工事費はこれを合わせまして1,320万円を見込んでおります。それに加えて、上水道の本管の延伸と排水の流末処理及び附帯工事等で504万円を見ております。その上に設計管理料委託が50万円、上水道の加入料が13万1,000円で総

額が1,887万1,000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 内訳はわかりましたが、場所的にははじめというか、どこら辺とにつくるという意味なんですけど、設置場が椿野はじかみ林道に面したところということですが、今度、大桑の城山とかそういう登り口になるんですけど、上には仮設のソーラー電気の便所がありますけど、これ、下でドッグランとかいろんなところがありますが、そういう人との兼用という意味合いも兼ねているんですか。

また、観光でみえる人が、山へ登られる前に利用するというので、この位置というのは確実にもう決定されて、やっぱり水道工事の関係からも距離は決まっておると思いますが、そんなところで、大体どこら辺を歩いていくことはわかりますかね。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

おおが城山公園の中であるということは想定をしておりますし、場所については、今、考えておりますのが、城山公園は非常に長い距離がございます、ドッグランの手前のアスファルト舗装がしてあるところ、あそこを今想定しております。先ほど来の話でも、栗とかいろんなことを勘案しまして、大体中間地点ぐらいというふうで、私は、現在は想定しております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） もう一点ですが、管理されるのはどういう団体か、決めておられますか。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 特定の団体というのは、今、考えておりませんが、公園などのトイレの清掃は、主にシルバー人材センターさんに委託していることが多いということで、その例に倣って予算のほうは上げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 了解いたしました。

○議長（石神 真君） 次に行ってください。

○13番（武藤孝成君） それでは、次に、議第33号、山口市一般会計、資料5—2の27

ページですが、東海環状自動車道開通記念イベント負担金1,000万ですが、岐阜市との協議のことですが、具体的にはいつごろから始められて、岐阜市とどのような関係を持って進められるのか、建設課長にお伺いします。

大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

開通イベントの趣旨としましては、真新しく、今後歩くことができない自動車専用道路を、地元の皆さんに感謝の意味を含め、内覧会として開催したいと考えています。

イベントの開催日は、平成31年度開通式予定の東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジの開通式の約1カ月前を予定しておりますが、国土交通省から、開通の日程について、現時点では発表されていないため、イベントの開催日は決定していません。今後、国土交通省の発表を注視してまいります。

イベントについては、開通イベント実行委員会を設置し、委員の皆様と協議を行い、内容を検討していきたいと考えております。予算計上のイベント負担金1,000万円につきましては、他市の開通イベントにおける参加人数や、ハイウエーウオーキング等を参考にした見積額を計上させていただきました。

また、岐阜市三輪のスマートインターチェンジも同時期に開通となることから、開通イベントについて、本年2月12日に岐阜国道事務所、NEXCO中日本、岐阜市、山県市により第1回目の下協議を行っております。今後、来年度早々には岐阜市と協議を行い、地域の皆様に喜んでいただけるイベントを開催したいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 今、岐阜市との協議ということで、これから実行委員会が立ち上がることなんですが、岐阜市と協議するというのは、今の内容的に、山県市と部分的に分けてやるのか、一括で、今度開通するスマートインターですか、あそこまでの一環でそこの中を歩くとか。

例えば、同僚議員が言っていましたようにマラソンをやるとか、また、その競技に入る前に、また、親子3世代と一緒に暮らして山県市におるとい、そういう世帯のテープカットとか。そういう、今、山県市にとって、人口が減る中、3世代という、そういう人もみえるので、そういう人のテープカットとか、記念になるような、市民全体が参加できるようなことを考えておられるのか。

岐阜市と分けて距離的に少なく済みますのか、そこら辺のところはどういうふうにかこれから進んでいくか、実行委員会の中でまた意見されていくと思いますけど、課長のお考

えをお聞かせください。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

山口市と岐阜市の共同についてですけれども、協議についてですけれども、一応今のところ、そこまでは煮詰まっておられません。開催日は同日にしたいという意向をNEXTCO中日本さんからは聞いております。内容については、今はまだ協議中ということで、よろしくお願ひします。

それで、議員の言われた内容について、3世代渡り初めとか、そういうことも、今後検討していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 了解しました。

とにかく大イベントで、一生に1回しか多分歩いてでは市民が渡る事のない道路なので、盛り上げていただきますように、よろしくお願ひします。

それでは、次に、また同じ33号ですが、28ページ、ハリヨ公園リニューアル工事委託料400万円について、施設の改善内容をお聞かせください。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

ハリヨ公園は、地元で生息していたハリヨを復活させようと、平成6年に整備が完了し、ハリヨを観察できる県内でも珍しい公園で、現在100匹ほどのハリヨの生存が確認することができます。

しかし、完成から現在までは小規模な修繕は行ってきましたが、大規模な改修は行われておらず、近年老朽化が激しくなっています。そこで、新年度設計予算を計上させていただきました。

御質問の設計委託料400万円の施設改善内容ですが、水上あずまやデッキ形状の変更、八つ橋デッキ等の改修計画、ハリヨを身近で観察できる観察デッキ、散策路の整備計画をします。

また、集客効果を高めるため、トイレ改修、ハリヨ説明看板及び文化財看板、市内観光マップ看板の新設設計を作成いたします。

また、ハリヨ公園は、市内の農産物や特産品を販売するてんこもり農産物直売所や、イチゴ農園に隣接しており、集客力のあるこれらの施設と連携しながら、さらなる集客の向上となるリニューアル計画をしていきたいと考えております。

今後、平成31年度開通の東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジから車で10

分と近く、県外からの観光客も視野に入れた計画をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 大変大きな金額になると思いますが、やっぱりそれに見合った、観光客を含めて、また地元の市民も集えるような場所にアピールしていけるような、そういう施設にリニューアルできるといいなと僕は思っていますし、またハリヨという魚自体も、岐阜県では生息が少ない中にある公園の魚なので大事に、旧伊自良の財産ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そんなことで質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（石神 真君） 以上で武藤孝成君の質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、発言通告書に基づいて今回、5件質問させていただきます。

最初に、生活保護負担金について、議第33号、平成31年度一般会計予算、資料5の98ページから99、福祉課長にお尋ねをいたします。

1点は、生活保護費、前年度より増額になった要因、根拠。

2点目は、今年度の対象戸数、旧の高富、美山、伊自良地区で、数がわかったらお答え願ひたいと思ひます。

○議長（石神 真君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

生活保護費の扶助費の増額となった要因でございますが、主な要因、根拠といたしましては、生活保護受給世帯の増加により生活扶助費や住宅扶助費が増大していることや、受給者の高齢化により通院患者がふえたこと、また、抗がん剤治療等による高額医療を受けられる方があり、医療扶助費が高額となっていることによるものでございます。

生活保護世帯数につきましては、昨年3月末時点では73世帯、93名でしたが、今年度、今まで11カ月の間に15世帯が新たに生活保護の受給を開始されています。また、この間8世帯が就労や施設入所などにより保護を脱却または廃止され、本年2月末現在の受給世帯は、年度当初より7世帯ふえ、80世帯、105名となっています。

また、地域別には、高富地域は63世帯、81名、伊自良地域は2世帯、2名、美山地域は15世帯、22名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） わかりました。

2点目へ行きます。

地域自殺対策強化事業について、議第33号、平成31年度一般会計予算の資料5の28ページですけれども、この件について、健康介護課長にお尋ねしたいと思います。

内容と事業費根拠の説明、お願いします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

資料5、28ページにあります地域自殺対策強化事業費補助金につきましては、平成21年度から事業を開始し、県補助金として、当時は10分の10の補助をいただき、現在は2分の1の補助をいただいているものでございます。

事業の内容といたしましては、過去には講演会を開催したこともありましたが、来年度は、歳出に自殺対策の啓発活動として、啓発物品の購入費、臨時看護師賃金、ゲートキーパー研修講師への報償費、インターネット啓発のこころの体温計委託料、自殺対策推進委員会委員報酬などを計上させていただいており、その分の県補助金となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 別冊で、山縣市いのち支える自殺対策計画というのがありましたけれども、今回の議案の中にはないんですけれども、ただいま、名称で出てきましたゲートキーパーって、これはこの中に詳しく書いてありますので、きょうまでのゲートキーパーの研修実績について、もし答弁できたらお願いします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再御質問にお答えします。

ゲートキーパー研修は、平成23年度、平成28年度から30年度と行ってきており、ゲートキーパー研修を行っていない年度は、自殺に関する講演会を行ってきました。

今年度は、市職員を対象に研修を行いました。参加者は148名でした。また、山縣市薬剤師会の11名の方にも研修を受けていただきました。過去には、民生委員さん、警察関係者の皆さんにもお話をさせていただいております。

来年度は、教職員の方々を対象としたゲートキーパー研修を予定しており、そのための講師謝礼を予算に計上しておりますが、それ以外にも、健康介護課の保健師がいろいろなところに出向き、お話をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 最近は自殺者が低年齢化してきまして、特に今、小学校、中学校でもそういうことが多くなります。山口市はそういった面で、どうかひとつ、今後とも、他市の見本になるような取り組みをお願いしまして、この質問に対しては、以上でございませう。

続きまして、3点目、地域未来塾事業について、同じ議第33号の資料5の174ページですけれども、その事業内容と予算根拠の説明を、生涯学習課長にお願いしたいと思います。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問の地域未来塾事業につきましてお答えします。

この事業は、新規事業としまして実施を予定しております。まず、事業内容につきましては、市内在住、在学の中学生と高校1年生の希望する者ということで、対象としております。学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るということで、高校中退の防止、学力自己肯定感の向上を目指すものでございませう。

この事業には、企画運営関係機関との連絡調整等を行うコーディネーターと、あと、実際に生徒たちに学習を支援する学習アドバイザーという者を配置します。週1回、市内の公民館で実施を予定しております。なお、学習アドバイザーは、教員免許を有する者、教員経験者、あと教員志望の大学生等、事業推進に熱意と識見を有する者としております。

次に、地域未来塾の予算につきましては208万8,000円としておりまして、資料5の予算書174ページの中段にございませう青少年育成対策の報償費、ごらんいただきますと、565万9,000円のうち、198万8,000円がコーディネーターと学習アドバイザーの謝金、需用費の中で18万3,000円ございませうが、そのうち10万円が消耗品となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

それでは、4点目、公共下水道事業特別会計繰入金についてを、議第39号、これは特別会計ですけれども、資料5の299ページから280ページですけど、水道課長にお尋ねしたいと思います。

1点目として、使用料及び手数料よりも、はるかに一般会計からの繰入金が多いわけなんですけれども、こういう企業会計で、今後のあり方について大丈夫なのかどうか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 浅野水道課長。

○水道課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えします。

公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計における一般会計からの繰入金につきましては、事業の不足分を、新年度は、公共下水道事業が2億7,615万9,000円と、それから、農業集落排水事業が3億5,497万9,000円を補填する予算になっておりまして、その繰入金は、両会計ともに過去に整備した際の起債の元利償還金、あるいは施設の汚水処理費用というものの一部に充てられております。

公共下水道事業、農業集落排水事業につきましては、市の普通交付税に算入されておりまして、一般会計が事業費用を補填し、そこに繰り入れておるといってございませぬ。

ちなみに、平成29年度の公共下水道事業への一般会計繰入金のうち約20%、それから、農業集落排水事業におきましては、繰入金のうち約30%が普通交付税で返ってきておりまして、費用の不足分を満額一般会計から負担していただいておりますというわけではございませぬが、多額の繰入金をいただいておりますことは事実でございませぬ。

特別会計や企業会計は、受益者負担の原則に基づき、使用料収入で経費を賄うというのが本来の姿でございませぬので、資料ナンバー5-3の、平成31年度山口市当初予算の概要の39ページをごらんいただきたいんですが、こちらに、306番に公共下水道施設整備費の中に下水道総合推進事業検討業務委託料500万円を今回計上させていただいております。これは、既存の農業集落排水処理区を、例えば公共下水道へ接続するといったような検討とか、そういったようなことを今後検討していこうということにございませぬして、両特別会計の今後のあり方を模索するための予算でございませぬ。

今後は、より効率的な汚水処理で、一般会計からの繰入金の負担を低減させるというようなことを目的にしまして、次年度から具体的に検討していこうと考えております。

以上でございませぬ。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） もし答弁できたらいいんですけども、他市と比較して、現在の山口市のこういう企業会計のあり方というのは、もしわかりましたら、答弁できたらお願いしたいんですが、どんなものでしょうか。

○議長（石神 真君） 浅野水道課長。

○水道課長（浅野晃秀君） 具体的には、ちょっとそこまでの資料が現在調べておりませぬので、はっきりしたことはお答えはできませんが、世の中の流れといたしましては、どこも多額の一般会計からの繰り入れをいただいておりますという事は多く

聞いておりますが、ただ、最近では、近隣では各務原市さんなんかは随分な値上げを、下水道料金の値上げをされたということも聞いておりますが、いかんせん、住民さんに、皆様に御負担をいただくことになってしまいますので、まずは事業の効率化ということから考えていきたいなということは考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 現在も使用率を高めるということで、せっかくの相当な費用をかけた施設ですので、早くできるだけ効率よく使用してもらおうような、担当課としての努力をお願いしまして、とにかく将来に向かって、一般会計の繰入金が多くなって、一般会計のほうのほかの仕事ができないような状況になっては困りますので、どうかひとつ、長期展望を見据えて、他市との費用等も考えながら、今、水道料金等は、比較的他市より低いはずですので、これは当然、生活の中で捉えていかならん必要経費ですので、やはり受益者負担ということも考えながら、長期展望に立って考えていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

クリーンセンターの管理委託料についてですけれども、今回、施設運営管理委託料という形で出ておりますけれども。私ども、管理委託料については、15年間の長期にわたって相当金額が高いということで、委託までには大分議論したわけなんですけれども、今後、当然人口も減ってきますし、当然ごみの減量が減ってくれば、委託管理契約の金額内容もスライドするということに当初の契約でなっておりますので。そういった件で、今回、施設運営委託料の内容というのは、多分そういった関係のものじゃないと思いますが、まず、管理委託料の内容について、ひとつ説明を、市民環境課長にお願いいたします。

○議長（石神 真君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

クリーンセンターの施設管理運営委託につきましては、平成22年度から平成36年度までの15年間の管理委託契約を交わしております。この契約は、固定費と変動費に分かれてございまして、変動費は物価変動により見直す契約となっております。

今回の増額につきましては、変動費のうち、灯油代が大幅に値上がりしているために今回お願いするものでございまして、契約での灯油代の基準単価は1リットル当たり52円となっておりますが、平成30年度の灯油の単価の平均は1リットル75円を超えておりますので、年間使用量約26万リットルに換算いたしますと約600万円の不足が生じますの

で、今回補正をお願いするものでございます。

また、人口減に伴うごみの処理量も減少するわけですが、委託料は減額するのかという話ですが、契約時点で焼却処理対象ごみの量を定めて減るような計画で契約をしておりますので、委託料の変更は余りないものと思っております。ただし、毎年計画量と実績の差額については3月時点で清算しておりますので、差額が出た場合は、精算しているということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 当然、我々も当初考えましたけれども、あと36年までといいますが、あと6年ですか。その間に極端な人口減はないと思いますけれども、どうかひとつ、委託管理料につきましては、固定費の変動はないって言われましたけれども、その辺、よく鑑みて今後とも市民環境課においてはチェックをしていただきたいと思います。

以上で、私の質疑は終わります。

○議長（石神 真君） 浅野水道課長。

○水道課長（浅野晃秀君） 済みません、先ほど私、質疑のお答えの中で、資料ナンバー5-3と申し上げましたが、5-2でございますので、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、今、議長から御指名をいただきましたので、通告に従い、3問質問させていただきます。

まず最初に、議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、市民環境課長にお尋ねします。

資料2の改正条例新旧対照表1ページ、山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、印鑑証明書の性別に関する事項を削除するため、この条例を定めようとするというのですが、この改正に至る背景をお聞きします。

○議長（石神 真君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

印鑑条例の性別を削除する改正の背景につきましては、最近ではマスコミなどで性的少数者やLGBTという言葉聞くことが多くなってきております。潜在的な方を含めると、多くの方が対象者であると言われております。市町村や学校、会社などでも支援

する環境づくりが求められてきております。

そんな中、平成28年に総務省より、印鑑登録証明事務に係る質疑応答についてという通知があり、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いをしてもよいとされました。

また、平成29年には、女性活躍加速のための重点方針2017が策定され、現在の姓とは別に旧姓も併記できるようになり、この改正に合わせて男女の別を記載しないという機運が高まり、県内でも性別表記を省略する改正が行われるようになりました。

住民票や戸籍については、住民基本台帳法や戸籍法の改正が行われないと性別表記を省略することはできませんので、今回は、印鑑条例の性別を削除する改正を先行して行おうとするものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） L G B Tへの配慮、支援ということでもありましたが、公明党としても、L G B Tについて、当事者である方の講演を聞いたり、研修も行ってまいりました。同時にこの理解の輪を地域、社会に広げていくことが重要であるということもあわせて実感をしました。

そこで、再度お聞きしますが、本市において、市民や関係団体からの相談、また要望があったのかどうかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

市民や市民団体からの要望につきましては、市民団体が他市に性別を削除してほしいという要望をしたことは数件あるというのは聞いておりますが、本市にはそのような要望はございません。

また、市民の方が窓口でそのような要望をお聞きしたことも、今のところ、聞いておりません。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 当事者の方の多くは周囲を気にして、自分の本当の気持ちを隠し、閉じ込め、苦痛の日々を過ごされており、その9割は、誰にも相談ができず、3人に2人は自分の将来が描けずに自殺を考えたということがあるということもお聞きをしました。

L G B T層の割合はさまざまな調査結果から、日本の人口の約8%に該当するという

ふうにされております。これはわかりやすく例えると、左ききの方、また、A B型の割合の数とほぼ同じだそうです。本市においても、L G B Tの方が皆無であるとは言い切れません。

そこで、最後にお聞きしますが、決して市民環境課の窓口だけの問題とは限りませんが、この条例改正の担当課として、職員一人一人が理解を深めることは重要です。その上で、職員の窓口等での意識改革と今後の取り組みをお聞きします。

○議長（石神 真君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再々質問にお答えします。

職員の窓口の対応や取り組み等につきましては、今回のこの条例改正を上程するに当たり、政策調整会議というのあるんですが、そこにて説明したときに、性的少数者に配慮から男女の別を記載しない旨の説明を行うと同時に、各課長に、市民環境課では、役所に提出する書類や申請書などで、可能なものから順次記載を消していきますよという情報提供をさせていただきまして、各課でも調べてほしいという話をさせていただいております。それがその様式を改正する必要がございますので、どのくらいかかるかわかりませんが、とりあえず条例と同じ4月1日より施行できるよう準備をしているところでございます。

また、窓口対応につきましても、山口市では、おもてなし日本一というのを目指しておりますので、性的少数者のみではなく、全ての方が気持ちよく用件を済ませられるよう努力しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。質問をかえてください。

○4番（加藤義信君） ありがとうございます。

続きまして、議第33号、31年度山口市一般会計予算で、学校教育課長にお尋ねします。

資料5—2、30ページ、J T E学習支援員配置事業につきまして1,433万7,000円、外国人講師A L Tを含めたJ T E日本人英語活動支援員の継続事業ということですが、ほぼ報償費のようですけれども、その内容と内訳をお聞きします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

本年度から、小学校に日本人の英語活動学習支援員を配置いたしました。特に、外国語活動の授業において、担任及び外国人指導助手と指導内容を共有し、児童の英語教育を支援する、英語に堪能な職員でございます。

1,433万7,000円の内訳は、6名分の報償費1,238万4,000円と社会保険料195万3,000円

でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 本市は現在、今、言われたように、JTE学習支援員を配置しております。

似た事業として、総務省、外務省、文科省などによるJET、JETプログラム、JTEとJETと紛らわしいんですけれども、JET、JETプログラムというのがあります。

このプログラムは、世界各国にある大使館などにおいて、日本で英語を教える若者などを募集、面接し、旅費や給与を日本が保障した上で招聘するという事業です。こうした若者は日本の文化に触れ、帰国後もさまざまな形で日本と母国とのかけ橋となっています。

小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月から控えており、2019年度まで、3、4年生の外国語活動、5、6年生の教科として外国語が先行実施をされております。そのような中、ネイティブスピーカー、生の発音を子供たちに聞かせるのは大変有効であり、国際人を目指す意味でも貴重な教育になるというふうに考えます。

また、そうした英語を教える若者などを任用した自治体は、その人数に応じて国から普通交付税が加算をされております。補助額は1人当たり約500万円です。近年では日本の文化への関心の高まりによって、応募する外国青年も多くあったと聞いています。市内の小中学校、1校に1人の割合で任用しているという市もあるようです。

よい人材確保を前提に、そういった本市の考えはいかがでしょうか。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 質問にお答えします。

議員御発言のとおり、JETプログラム、外国青年招致事業は、財政的に大変メリットがある事業だということは認識しております。平成21年度まで山県市においても、本事業を活用して、外国人青年を小中学校の外国語の授業の助手として配置をしておりました。その後、事業を活用していない理由が幾つかございますが、1つは、採用される外国人青年につきましては、母国語が英語で、大学卒業者という条件のみとなっております。英語教授法の研修経験や英語の資格、それから、職業人としての経験が余りないということや日本語がほとんど話せないということ、それから、日本での住宅等の生活支援のほとんどは市の担当者が支援しなければならないと、そういった実態がございました。

21年度までも、山口市にも大変優秀なJ E Tプログラムの外国人青年もおりましたが、中には、宗教とか生活様式の関係によって学校でトラブルがあったり、それから、途中で帰国してしまったりといった事案もございました。こういったリスク回避と安定した、より質の高い英語教育の推進から、山口市は市費雇用のA L Tと委託A L Tをこれまで採用してまいりました。

しかし、時も経過し、小学校の外国語及び外国語活動の時間数が大幅にふえる今日、今回の交付税増額措置や採用に伴う審査等の改善の状況、近隣の市町の動向などを注視しながら、山口市におけるJ E Tプログラム活用の可能性を今後調査研究していくことは必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

議長からちょっと注意させていただきます。あくまでも議案の内容についての説明を求める質疑と考えます。一般質問ではございませんので、よく考えて質疑をしてください。

どうぞ。

○4番（加藤義信君） わかりました。じゃ、より一層の英語教育の充実をぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、議第33号、31年度山口市一般会計予算、生涯学習課長にお尋ねをします。

資料5—2、33ページ、地域未来塾事業。これ、先ほど先輩議員からも質問がありまして重なるところもあると思いますが、内容と予算については理解できましたので、別のところでお伺いをしたいというふうに思います。

288万円、これもほぼ報酬費のようですが、この事業を行う背景をお尋ねします。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

この事業の内容につきましては、先ほど、藤根議員の質問の中で答弁させていただきましたが、背景ということで、背景と目的的なところがございしますが、お答えさせていただきます。

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しております。未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携、協働し、社会総がかりで教育が必要となってきたことから、学校、家庭、地域の連携、協働を推進するための事業が行われてきました。

こうした背景の中で、国、文科省は経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分ついていない中学生、高校生への学習支援をする地

域未来塾が平成28年、新たに高校生も加えて推進されてきました。

山県市におきましては、来年度、希望する市内在住、在学の中学生及び高校1年生を対象とした学習支援、山県市においては、ファイトベーシックという名称で始めたいと思っております。

この山県市地域未来塾、ファイトベーシックでは、名称のごとく、特に基礎学力の定着を重点に置きまして、地域住民が学習支援に当たり、生徒たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として実施を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 中高生が対象ということで、まず利用者を何名ぐらい想定されているのかということと、支援員、アドバイザーは、先ほどもありましたが、教員志望の学生や教員OB等ということとされているようですが、自習、また、学習ソフトウェア等の活用だとか、ICTの活用などによる学習支援を実施と、調べましたらそういう部分にもなっているようで、その機器の環境、また、それに問題はないのかということと、機器の取り扱いに対する人材の確保は大丈夫なのかという、3点お伺いします。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） ただいま人数の想定ということで、毎週1回ということでマックス20人を受け入れられる体制を整えております。

それから、ICT機器の活用ということですが、ICTにつきましては、子供たちが学習に取っつきやすいということで取り入れているところもあるようですが、山県市においては、基本的に自習をして、質問形式による個別指導を重点に置いていますので、ICTを各学校には配置されておると思いますが、この地域未来塾においては、ICTはとりあえずスタートは活用しないということで、個別指導で、アドバイザーが個別で指導するようになっておりますので、ICTについてはございません。予算もございませんので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、ちょっと最後にお聞きしますが、個別指導というようなことで、学習指導以上に大切な場となる可能性も感じていまして、中高生という意味でも、思春期を迎えることとか、また、小学生と違う環境にもあるというふうで、ひょっとしたらさまざまな問題も抱えた小中学生が来られる場合もあるかなということから、そんなとき、指導員の方に、例えば切実な問題だとかの提供があった場合に、その対応

と連携も必要だというふうに思いますが、その点の考えをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） いろいろな対応ということですが、これにつきましては、教育委員会と連携を図るのがまず第一だと思っておりますし、経験豊かなアドバイザーがおりますので、そこで対応できると想定しております。

ただ、実際にどんな子が見える、地域もそうですが、どこら辺の、北部地域か南部地域か、さまざまな地域もありますし、どんな子が希望してみえるかというのも、ちょっと具体的には想定できない部分もございますので、臨機応変、かつ利用者、希望者に沿えるような形で、臨機応変に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

議場の時計で11時15分より再開いたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位4番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま、議長の許しを得ましたので、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。

まず1点目に、議第33号 平成31年度山県市一般会計予算について、理事兼総務課長にお尋ねをします。

資料でいいますと、資料5—2、17ページの過疎地域等集落支援員・地域おこし協力隊事業について。

地域おこし協力隊員の今現在の活動状況と、予算上は5名の人員になっていますが、今後新たにどのような人材を募集される方針なのか、お尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

現在の地域おこし協力隊員の活動状況につきましては、まず、平井地域の1名が柿渋を利用した商品開発、販売、柿ZANMAIの運営を行っておりまして、手拭いやストールなどの柿渋染め体験を初め、長良川おんぱくへの参加、小学校などへの出張体験、岐阜アクティブGでの出展などのほか、県内の岐阜市、池田町、瑞穂市、県外では、京

都府の和束町、和歌山県の橋本市などの製造、販売業者とも交流を行い、柿渋を利用した布巾や枕カバーなどの商品の開発、販売を行っております。

また、インターネットでの販売を初め、ふるさと納税の返礼品としても提供しておりまして、NHK岐阜放送での放映やフリーペーパーへの掲載など、知名度も向上してきていると考えております。

出戸地区の1名につきましては、耕作放棄地を利用して、桑の木豆やカブ、ニンニク、ネギ、ショウガなどの野菜を無農薬で栽培し、ふれあいバザールや軽トラ市へ出品しており、現在は、桑の木豆を利用したパウンドケーキの商品開発にも取りかかっているとございます。

出戸地区のもう一名の方は、耕作放棄地を利用し、花壇をつくりつつ、ハーブ菜園の準備を行っております。昨年12月には、ポマンダーという自然素材でつくった香り玉のイベントを行いまして、3月と4月には、卵の殻と乾燥ハーブを使ったエッグポマンダーというものをつくるイベントを3回程度予定しております。

今後の隊員募集につきましては、平井地区の隊員がことし9月で退任となることから、後任を期待し、募集を予定しておりまして、募集要項には、体験、滞在型イベントを企画、運営、PRを行い、地域への交流人口の増加を図る活動や、農家レストランの運営支援、柿渋を利用した商品開発、販売、NPO法人ボランティア・サポートセンターと連携した空き家対策と移住・定住の推進、地域一帯の美しい自然環境を活用した体験、滞在型観光の企画とPR、舟伏山や、北欧スタイルのコテージ村、キャンプ場など、市内の各施設と連携した集客力向上のための支援、市民、移住者の意見集約、情報収集、課題整理、地元が気づかない魅力の発信といった活動概要を掲載しまして、ホームページ等を利用して募集していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 今現在の募集の要項について再質問いたします。

今、おっしゃられた募集の人材の要項なんですが、たしかホームページ上には、昨年からずっとそのような状況で載せてあったかと思うんですが、見ていますと、今、現在3名はみえるということですが、なかなか人材に来られる方がみえないのが現状かと思いますが、そのあたり、今後、募集の仕方の工夫とか、お考えがありましたらお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、これまでの募集要項と大きく変わらず募集しているわけですが、おっしゃるとおり、これまで十分な応募者数が確保できているとはちょっと言いがたい数字でございますので、今後は、より多くの優秀な人材に御応募いただけるような募集方法についても検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今、協力隊ということでしたけれども、北部地域の公共施設、あいておる、例えばいわ桜の保育所ですとか、今度、今市内で光ケーブルを張っていますので、ああいった場所を利用していただいで協力隊になるのか、ああいった場所を提供することによって外から来ていただけるような、また環境が大きく変わってきますので、そんなことも含めながら、協力隊も含めながら、今の情報化の時代ですので、そんな募集の仕方も検討できないかな。理事とは話していませんが、私としてはそんな思いでありますので、またその点も検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま市長のほうからいろいろな方法でということ、私もいろんな他地域のことを見ますと、例えばシェアオフィスとかテレワークをやっているところがあったりしますので、いろんなそういったこともいろいろ検討していただいで、よりそういう優秀な人材が来ていただけるような方法を検討していただきたいと思いません。

次に移らせていただきます。

議第33号 平成31年度山県市一般会計予算、資料でいいますと資料5—2、26ページ、地域経済牽引事業について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

この事業の具体的な内容と予算の内訳についてお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

この事業につきましては、生産性の向上、それから人材確保、将来性の向上ということで、3つの柱で行っていくということで御案内しているものでございます。

生産性の向上につきましては、先進設備への補助金、これは機械設備等の導入経費の2分の1以内で上限を500万円としております。これについては、31年度5,500万円を見込んでございます。

生産性の向上に資する現場診断、課題解決及び実施後の事業成果を分析し、さらなる

改善策を委託するものとして590万円。また、新製品や新分野への参入に資するために、近隣大学等と連携して技術提案や実証実験を行う、この費用としまして1,800万円を見込んでございます。

このほかに、IoT導入に向けた専門家による助言や提案を受けるのを支援する、新商品の開発及び販売を見据えた、インテリアの知識やデザイン等に係る勉強会を講師を招いて行います。これについては費用を200万円と見込み、生産性向上では8,090万円の予算計上をしております。

人材確保につきましては、インターンシップや企業見学会を複数の企業の合同で行うことや、職員採用に必要な会社のアピールの仕方、プレゼン能力の向上、面接の仕方など、セミナーを開催していきたいと思っております。こちらは、全体で510万円を計上しております。

将来性の向上に資するために、展示会の出展支援や、出展時に配布する業界のPR冊子の作成など、こうした分野では500万円を見込んでおり、総額で9,100万円の事業規模となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 具体的にお答えいただきまして、わかりました。よろしく願います。

続きまして、議第33号 平成31年度山県市一般会計予算、資料同じく5—2の26ページ、観光コンテンツ活性化業務委託料について、同じように、この事業の具体的な委託内容と内訳について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

大きくは3点考えております。歴史観光戦略促進として、市内の歴史観光の周遊モデルルートを開発するというのを目的にモニターツアーを実施し、得られた知見により商品化まで検討することを予定しております。2020年1月には、大河ドラマの放映が開始されますので、この時期に合わせて商品化し、できれば大河ドラマ館との連携により、旅行会社等が実際にツアー化していただけたところまで到達したいと考えております。これにかかわる予算としましては730万円を予定しております。2つ目として、観光ガイドボランティアの育成を専門家をお願いしたいというふうに考えております。その委託料が280万円でございます。3つ目としまして、歴史観光情報発信ということで、観光誘客に必要なPRポスターやのぼり旗など、そのデザインから含めて委託したいというふ

うに考えております。これについては190万円を見込んでおりまして、総額で1,200万円を計上しております。

いずれにいたしましても、プロポーザル方式により専門業者に委託したいと考えており、よりよい提案を採用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 再質問いたしますが、2点目の観光ガイドボランティアの育成ということでありましたが、一般の方が来られたときの観光ボランティアの窓口となるようなところとか、また、情報が得られる拠点になるようなところは、今現在の段階でどこか想定してみえるところがあるのかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えいたします。

現在、今想定できているところはございませんが、大河ドラマの推進協議会の中にワーキンググループというものを立ち上げることになってございます。こちらは特別委員会のほうでもお話があったように、「よさ」の会と観光協会さんのボランティア、元のガイド協会、この方たちが手を組んでやりましょうというところまでは進んでいると思っております。

こうしたワーキンググループの中で話し合っていて、どのように、拠点といいますか、ボランティアの育成をしていくのと同時に、そういうところの窓口をどのようにしていくかというのも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤裕章君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑をさせていただきます。

議第33号 平成31年度山県市一般会計予算について、3件の質問をさせていただきます。

1件目、資料5—2、20ページ、病児保育事業補助金について。病児保育事業補助金増額の理由とこれまでの実績を、子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えいたします。

病児保育事業補助金の増額の理由とこれまでの実績でございますが、病児保育事業補

助金につきましては、山県市社会福祉協議会が実施をします事業に対しまして、国の補助基準に基づいた額を交付しておりますが、今般の額の改定により、補助基本額が2万4,000円、年間延べ利用児童数に応じた加算基準額が2万5,000円増額されたことによりまして、計4万9,000円の増額となったものでございます。

これまでの実績につきましては、本事業は平成28年度から実施をされておりました、平成28年度、29年度ともに実績は292万1,000円でございます。平成30年度は見込みとしまして494万8,000円でございます。なお、年間延べ利用児童数の実績は、平成28年度が12名、平成29年度が39名、平成30年度は2月末現在で83名となっております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

増額は利用実績によりということなんですけれども、本年度平成30年度は以前の年度に比べて大きく利用実績が伸びたかと思うんですが、開所から数年たち、認知度も上がってきていることもあるかとは思いますが、実績が伸びた要因は何かありますでしょうか。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 再質問にお答えをいたします。

30年度83名と伸びた理由でございますが、この事業につきましては、平成28年度から山県市社会福祉協議会が実施をして開設をしておりますが、その間、事業者、また市によりまして市民への周知等を行ってまいりまして、ことしに入りまして、ようやく市民の方が広く知っていただけるような事業になったということが大きな要因と考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） わかりました。

次の質問に移らせていただきます。

同じく資料5—2、21ページ、放課後児童クラブ事業について。放課後児童クラブ事業減額理由を子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） 御質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブ事業予算の減額725万5,000円でございますが、大きな理由としましては、平成30年度は工事請負費として梅原小学校の放課後児童クラブ室の整備費、これ

が1,085万円ございましたので、その分、31年度の工事請負費が減額となりました。

逆に臨時職員の賃金が190万円の増額、備品購入費が108万の増額となりまして、差し引き725万5,000円の減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

全体としては減額ということなんですけれども、工事費があったのでということで、今お伺いしました。

臨時職員の賃金が増額ということをお答えいただいたんですけれども、本年度平成30年度は、職員が不足しているために、合同で児童クラブを行っていた箇所が市内で2カ所あるかと思えます。片方の児童クラブの児童は、学校が終わってからタクシーに乗って、もう一つの場所へ行くという形で行われていたと思うんですけれども、この理由が、職員が不足していて確保できていないためという理由でお伺いしていたと思うんですが、今回増額されるということで、指導員の数というのが足りている状況なのかということと、また、今まで合同で行っていた児童クラブの形態は来年度どうなっていくかということと、指導員不足は続いているかと思うんですけれども、そういった状況を今後どうされていかれるかということをお尋ねします。

○議長（石神 真君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川英明君） お答えをいたします。

放課後児童クラブの市の対策でございますが、30年度、合同で行ってございました大桑小学校、伊自良北小学校につきましては、31年度は、伊自良北小学校につきましては学校のほうで開催をいたします。ただし、大桑小学校につきましては、今年度どおり、桜尾小と合同で行う予定でございます。

支援員の確保でございますが、各放課後児童クラブともに学校のほうで行う授業終了後につきましては、支援員は確保できております。ただし、長期休暇につきましてはまだ不足をしておりますので、クラブ開始前までに募集のほうをいたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） わかりました。

次の質問に移らせていただきます。

同じく資料5—2、22ページの歯科保健事業についてお尋ねします。歯科保健事業成

人歯周病検診の事業の内容を健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

資料5—2、22ページにあります歯科保健事業につきましては、来年度より、成人の30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象とした歯周病健診を行うというものがございます。

歯周病疾患は、疾病の発見のみならず、健診の実施により健康への意識を高揚させ、実践へ結びつけることにより、快適な高齢期を迎えることにもつながります。山口市では、現在、フッ化物洗口や歯科健康教育を保育園や学校で実施しておりますし、後期高齢者医療で、75歳以上の方を対象とした歯科健診を実施しています。

成人の方を対象とした歯科健診は、実は過去に行っておりましたが、実施率が大変低く中止しておりました。

保育園や学校での保護者を巻き込んだ歯科健康教育を実施して10年になりますし、市民の皆さんの健康意識も高まってまいりましたので、山県歯科医師会の協力を得て、自己負担300円で、来年度から実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

今、課長からお答えいただきましたように、痛みが出てからかかる歯科治療ではなく、健診を行ったりメンテナンスを行う予防歯科というのが重要視されています。

山口市では、成人式のときに歯科の健診を受けられるなど、すごく学童期から力を入れて歯科の取り組みを進めてこられたと思うんですが、二十以降、20、30、40、50、60、70と10年刻みで、切れ目なく健診をこれからされるということで、大変心強く思っております。

こういった取り組みが、年を重ねていっても安心して過ごしていくことができる山口市へとつながっていくと思いますし、健康寿命の延伸にもつながっていくかと思うので、ぜひ広くの方に受診をしていただきたいと思いますと思うんですが、告知の方法はどのようなかお尋ねをして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（石神 真君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

予定では、5月になりましたら、対象者の方にはがきで個別に案内をさせていただく予定にしております。市内の歯科医に予約を入れていただいて、6月から10月の間にそ

のはがきを持っていつていただき、受診していただくという予定にしております。

広報や市のホームページ、市内歯科医院へのポスターの掲示も行いたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、発言通告書に基づいて22件、質疑をしたいと思います。

まず第1点目、非核平和都市宣言に関する山県市の31年度の具体的な計画と事業予算についてということです。これは、具体的に記述はされていないので、全体をまとめて市長にお伺いしたいと思います。

実はきょうの新聞に、アメリカの首都ワシントン特別区の議会が、核兵器の廃絶を求める決議を全会一致で上げたという記事が載っていました。核兵器禁止条約を受け入れることも言及をしていると。

9月の市議会では、全会一致で非核平和都市宣言をしました。市長は、一昨年、長崎の核兵器禁止世界大会や非核平和首長会議への参加とか、昨年は、高山市で行われた平和首長会議への参加など、非核平和都市宣言に向けて非常に御努力をされてきたというふうに思います。そしてまた、単なる宣言をするだけではだめだというようなこともお話がありました。これをどういうふうに具体化していくかというのが山県市の課題だというふうに思っています。

昨年12月に、第4回市議会において、31年度の都市宣言にふさわしい非核平和の取り組みと予算の検討状況についてお尋ねをしました。その際に理事・総務課長の答弁では、各課において事業を検討中であり、来年度予算に計上していくということでした。

今回提出の平成31年度山県市一般会計予算の、どの部分にどのように計上されているか。また、具体的な事業計画について、全体を集約して市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） お答えをいたします。

具体的には、日本非核宣言自治体協議会、ここでいろんなメニューの事業がございまして、その事業を活用して進めていきたいということでございます。

既にその中の1つに、ミニミニ原爆展を1月28日から3月6日まで、市役所の1階のロビーと3つの中央公民館で開催をいたしまして、市民の皆さんも新聞記事を見て、市

内外の方も来ていただいたということでございますし、そうした中でも、設置した『ナガサキピース・タイムズ』、こういった冊子と申しますか、こういったものでございませうけれども、こうしたこの協議会が発行しております平和をテーマとした広報誌も多くの方にごらんになっていただきました。また、お持ち帰りをいただけるなど、市民の皆さんの関心の高さを実感したところでございます。

そうしたことから、幾つかの事業がございますので、それぞれの各担当課へは、こうした事業を活用して進めるようにということで、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） もう早速具体的な取り組みをしているというような御報告でした。

私はこういう事業を年間通じて、きちっとやっぱり展開していくということと、それから小学校、中学校を含めて、学生の中での平和教育を進めていくというようなことが今後やっぱり必要じゃないかなというふうに思いますので、その点について、再度市長にお考えをお聞きします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） この幾つかの、7つほどのメニューがございますけれども、内容によりましては、市民の皆様へのパネルの活用ですとか、それから小学校の低学年の児童を対象とした冊子ですとか、また、広島のアオギリですとか長崎の楠ですとか、こういった被爆2世樹木の配布ですとか、それぞれその内容によりまして対象者も異なります。小中学校の対象、市民の皆さんへを対象とした事業がございますので、こうした事業を活用していきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 幾つか具体的なメニューを含めて、年間通じてやりたいということだったので、ぜひ、市民の方にも周知をしながら、こうした事業を継続してやっていけるように、非核平和都市宣言をした都市にふさわしい取り組みを、ともにつくっていききたいと思います。

それでは、2点目についてお伺いします。

集落支援員報酬ということで、資料5—2の16ページです。

これは、昨年もお尋ねしたんですけれども、週5時間程度、あくまで対応していただける自治会長さんということでしたが、初年度は約5名なんですか、初年度198万円でスタートして、ことし2年目なんですけど、31年度はゼロというふうになっています。

自治会はあくまで任意団体で、どこまでやるかというようなことも、いろいろ考える中身はあるかなというように思いますが、1年で実質ゼロというような事態になっているので、どのように総括をされているのか、理事・総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

集落支援員への就任につきましては、昨年度中に自治会連合会会長会で御説明申し上げまして、おおむねの御了解を得て予算化いたしました。今年度になってから新しい自治会連合会長も加わりましたので、改めて説明しまして検討をお願いしました。

その結果、自治会連合会長の職務が多忙でありまして、事務負担の増加を危惧される会長がおられました。もちろん昨年、御説明申し上げましたとおり、会長全員の就任にこだわることなく、あくまで希望者のみで結構ですということでお伝えいたしましたが、1人が受ければ結局全員が対応せざるを得なくなる可能性が高いと、強く主張される会長がおられました。一方で、モデル的に1名が引き受ける形でもよいのではないかとこの御意見もありまして、会議では活発に御議論いただきましたが、結果的には、連合会会長会会長から、市から依頼があり、我々ができることであればいつでも引き受けるため、特に支援員として報酬を受けて実施するという形にこだわる必要はないという御意見をいただきまして、各会長もおおむねその御意見に御同意いただいたことから、集落支援員という形はとらないという結論に至りました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 実態としてはゼロということだということですが、これは、去年就任されてやられた方々、自治会の連合会の会長さんがかわったというような御説明もありましたけど、1年間やってみての評価とか感想というのはどうでしたでしょうか。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

私からの説明が言葉足らずであったことをここで謝罪いたしますが、昨年度に今年度予算として要求したものでございまして、今年度分も不執行でございます。ですので、今年度も就任いただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて、3つ目、情報セキュリティポリシー改訂支援業務委託料というのが計上され

ています。要旨にマイナンバー普及を目指して、見直しに伴う調査研修というふうにあります。業務委託料なので講習のための費用か、それとも別の内容なのかお尋ねしたいと。

そもそも普及率がこの間、1桁台で、全国でもなかなか普及していないという中で、以前お聞きしたときは、自治体としての目標は持っていないんだというようなお話でした。

今後は、普及を各自治体に強制するような内容を持っているものか。その際に、地方分権の趣旨からすれば、従う義務もないと考えられるんですが、確定申告の今時期ですけれども、マイナンバーの記載義務はありませんし、当然申告書の受理はされます。マイナンバーカードは個人の情報をひもづけして、カードを紛失したら大変なことになるということで、この間ずっと指摘していますが、山口市としてはどのような態度をとるのか、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

今回の改訂につきましては、総務省が示します地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づきまして、山口市におけるハード、ソフト両面から見た情報管理の状況を踏まえた、情報セキュリティポリシー及び対策基準の見直しを行うものでございます。

具体的な委託業務の内容としましては、情報セキュリティポリシー及び対策基準の現状の確認、見直し内容の協議、見直し案の作成・検討、最終案の提示を予定しております。

また、見直しに伴う研修というのは、情報セキュリティ担当職員向けの集合研修への参加経費のほか、個別の相談、メールによる相談等を予定しております。

なお、マイナンバー制度につきましては、国全体の制度でございまして、ほかの自治体と同様に、国の指導に基づき適切に対応していくこととなると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 情報セキュリティを中心にして、ソフト、ハードの見直し、これが中心だというようなお話でしたが、これは実際に、例えばこのことも含めてマイナンバーの普及に関連したような中身の仕組み、変更とか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

このセキュリティポリシーに関するガイドラインは、マイナンバーの事務を行うに当たりまして、情報セキュリティの観点からどういったことが対応可能かとか、対応すべきかということを決めるものでございまして、普及という観点は、特に想定はしておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） では、次、行きます。

ラッピング業務委託料ということですが、委託料として10台50万円という提案、予算が計上されていますけど、これ、10台というのは限定なのか、年間の委託料なのか、これは毎年発生していくかどうかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） お答えします。

まず、トラックラッピングにつきましては、市内の運送業者等からの提言を受けまして、市内事業者の協力を得て、山県市の知名度向上を狙うために、パレット車の後方等に山県さくらを主体としたデザインを貼付し走行してもらおうと、昨年、第3回定例会において補正予算の議決をいただき、その半分は県の補助金を受けて事業を進めておるものでございます。

当初は運送会社を主体として考えておりましたが、年度途中で着手したという関係もございまして、最終的には、本年度は運送事業者に限定せずに13事業者からの協力を得まして、本年度の予定分は、間もなく全て完了をする予定であります。

なお、本年度は年度内完了という制約がある中で、その趣旨を必ずしも広く周知できなかったという点もございまして。また、呼びかけの際に、どんなものを貼付しますよというイメージ図を提示できなかったこともありまして、当初は尻込みされる事業者も少なからずございました。

しかし、完成して、こんなふうになりますよというのを見られて、結構その評判もよかったようでございまして、途中からは割と積極的に協力していただけるような雰囲気となってまいりました。

そうした中で、当初は3方向に掲示する車両が1台、後方全面に掲示する車両が20台、後方等の一部に掲示する車両20台を予定しておりましたが、途中で、新車を買うから、もしよかったら3方向に張ってもいいよというような打診がありまして、契約、入札差金がありましたので、その中の運用の中で、実は後方全面に考えていていました1台を

3方向に変更するような契約をしまして、最終的には、3方向に張る車両は1台の予定が2台になる予定でございます。

また、その後も、これらの事業者の方以外に、新たに協力してもよいよというような事業者の方が複数あらわれてまいりましたが、本年度の予算はもうございませんので、申し出のあった案件につきましては、来年度以降に御検討させていただきますということで、お願いをしているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、来年度の50万円の根拠というのは、議員御発言のように、後方全面に掲示する10台を想定しての根拠とはなっておりますが、場合によっては、3方向に掲示する車両はちょっと予算額的には困難ではございますが、後方の一部に掲示する車両等への対応も視野に入れ、予算の範囲内で適宜、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

なお、毎年発生するののかということでございますが、今般の協定におきましては、事業者には無料で掲示していただけるということが条件となっております、掲示したデザインの保守料というものは発生いたしませんので、新しく掲示するトラックがふえなければ費用は発生しません。ですので、再来年度以降に台数をふやしていけば、また新たに再来年度以降も予算が必要になると、そうことでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。これ、私の友人も全然違う場所で目撃をしたというので、いろんな連絡なんかが入っていました。これは非常にいいことだなというふうに思いますので、ぜひ積極的に推進していただきたいなというふうに思います。

5点目については、女性活躍推進事業委託料ですが、中身はいろいろ詳しくあるだろうと思いますので、これは該当する常任委員会で多分議論されると思いますので、私は削除します。

6点目、公共交通運行補助金についてということで、資料5—2の17ページ。

昨年度9,664万円が、ことし1億154万6,000円の計上になっています。約490万の増額になっている内容及び、ここには県の支出金が646万3,000円、繰入金500万円というふうになっているんですが、公共交通に係る国とか県のいろんな補助金、交付金等々あると思いますけど、総額の事業の中で、実際にそういうものが幾らで、最終的に山口市は幾ら負担になるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、公共交通の運行に対する補助につきましては、1つは、国による事業者への直接の補助、それと、県から山縣市を通じてされる補助、それから、3つ目が地方交付税の特別交付税として、市の単独費の8割分が算出根拠とされるものなどがございます。特別交付税については、根拠を具体的に明かしてくれませんので、国においては、これはこれだけ勘案されておるなという論理的な考えで行っておるものでございます。

それを踏まえまして、来年度予算の想定でございますが、まず、1つ目の国による事業者への直接の補助は約3,000万円であろうという想定をしております。2つ目の県から山縣市を通じてされる補助は、今、御発言の646万3,000円という想定でありまして、繰入金500万円というのは、ふるさと納税、ふるさと応援基金の充当先として500万を充当して予算編成しているという趣旨でございます。ですので、特別交付税のほうが明確ではありませんので、総額ということでは論理的に考えるしかないかなと思っております。

その上で、来年度増額している分につきましては、まず、現時点でダイヤ改正等によって路線延長ですとか運行日数を増加するという事は、予算上は想定しておりませんので、増額理由としましては、具体的には事業者に対するキロ当たり単価の高騰分ということで御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な内容についてわかりました。特別交付税については、8割ぐらいということで理論的に計算してということですので、逆算すれば、大枠で市の負担がわかりましたので結構です。

じゃ、7点目、公共交通の運行補助金で、乾乗合タクシー。

これは、今年度補助金が、昨年824万9,000円の補助金額から、668万1,000円に減額をされています。

これは、この間もずっと議会で乗合タクシーについては聞いてきたんですが、減額された理由についてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） お答えします前に、ちょっと誤解のないように、先ほどの質問で補充させていただきますと、特別交付税については8割が算入されるということではなくて、8割分が算出根拠とされるということで、具体的にどれだけ算入されるかわからないんです。これは、多分情報公開しても出てまいりません。ただ、一時期、明示されておった部分もありまして、私の感覚では8割近くが、實際上こうい

うのは交付されているんじゃないかなと認識ではおります。

済みません。ただいまの御質問で、乾の乗合タクシーにつきましても、先ほど同様、現時点で来年度予算に向けて、ルート変更ですとか運行日数を増加するというようなことは、増加減ですが、することは想定いたしておりません。少しでも、せっかくですの多くの方に利用していただきたいとの思いで、なるべく今までも多く利用していただけるという見込みの予算額を確保しておったんですが、残念ながら、実態は、制度開設当初から、利用者とか利用率等に大きな変動がないのが実情でございます。

そうしたことを踏まえまして、来年度予算については、ここ数年変動していない、実績に近い予算額とするため、当初予算額のベースとしては減額になっているという趣旨でございます。

以上でございます。

○8番（福井一徳君） 実態に合わせた予算にしたという御説明でしたので、了解をいたしました。

○議長（石神 真君） それでは、8番からの質問は休憩後にいたしますので、暫時休憩いたします。議場の時計で13時より会議を再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

順次、質疑をどうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） じゃ、引き続き行っていきたいと思います。

8件目、公共交通の実証実験業務及び運行委託料についてということで、資料5—2の17ページのところです。

昨年秋の実証実験の概要と評価、ホームページの公共交通のいろんな資料にずっと出ていましたので、概略を簡単に説明いただければいいと思いますが、今回の実験で200万ほど増額というふうになっていますので、今年度の実証実験に当たって、実験のポイントを含めて、どこらあたりを評価するというようなことで増額になっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、昨秋の今年度の実証実験の結果につきましては、議員も御承知だと思いますが、

多くの市民の方の御協力を得られまして、それなりのデータが集積できたことはよかったことだと思っております。

それを踏まえまして、来年度の実証実験については、今のところ、期間や規模、方法は変わるとは思いますけれども、規模的に予算額の規模としては同程度のものを想定いたしております。

その上で、予算額が増額いたしておりますのは、今般は全面的に市の社会福祉協議会にお願いしましたが、その委託先を、本格運行を見据えた事業者へ変更できないかというのを視野に入れているために、どうしても単価が高くなっているところでございます。ただ、現在もそうしたことを視野に入れて、水面下で受託可能な業者を模索してはおりますが、現実的にはなかなか1カ月だけというのは厳しいのが実情ではございます。

来年度におきましては、本年度の実験結果を踏まえ、なるべく早い段階で関係者の方々からの意見を聴取し、できれば本格運行時に事業者となり得る方の委託を視野に入れ、この限られた予算の中で、価値のある手法を模索しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 実際に運行に当たっては、本格運行するところというお話ですが、これは実際に大体いつごろに計画が決まる予定なんでしょうか。もちろん交渉の相手もあると思うんですけども。もし、そこがいかなかった場合は、ことしと同じような形で社協でやるという形になるんでしょうか。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） いつごろ決まるというのは実験の時期がですか。

○8番（福井一徳君） いや、事業者です。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 実験の事業者。

○8番（福井一徳君） そうです。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 今も受託できないかなということは、打診はしています。考えられるのは、1つには市の社会福祉協議会が、私が思っておりますには、この新しいバスターミナルをコアとした市内の交通において、市の社会福祉協議会に全面的にお願いするという事は、私の中では想定外です。

ですので、公共交通機関の主体となり得るのは、一番大きいのは岐阜バスとか高富タクシー、それから今のスクールバスやなんかも運行してございまして、そういうスタッフの方がどうかなというのがありますが、それら多様な方で、できましたら一番公共交通

機関のプロは岐阜バスですので、先ほど、もやっと言いましたけれども、岐阜バスにやっていただけかなということも、この間第1診を打診しましたところ、1カ月だけ運転手を確保するのはなかなか困難やと。最初ときは、まあ可能やというようなお話でしたので、1カ月後にもう一回行ったら、やっぱりいろいろ検討したけど難しい、運転手確保が難しいという、まだ先日ですが、御返答をいただいたところであります。

来年度に向けましても、今年度も当初のうちに自治会長さん方にはなるべく早目にお話ししておったんですが、やっぱりやったことがない実験ですので認知度が低くて、何回かやるうちにもっと早く言ってほしかったと、逆に御意見をいただいたところあります。

来年度に向けましても、今度は、ああいうやつねということで多分自治会長さん方も御認識がいただけると思います。それを踏まえて、また早目に、最初の4月の自治会連合会長さんの席上ではもちろん御案内したいですし、機会を設けて多様な意見をいただいて、せっかく実験するのですから、新しい本当に本格運行するときにはどういうふうがいいのかということを実験に市民の皆様が当事者となっていただけるようなやり方を、自治会の皆様方を初めとして多様な方々と意見交換して、早目にやりたい。

時期としては、ターミナルの開設が、私どもが想定しておったよりもちょっとおくれぎみでありますので、慌てることなく、最初は来年度末というのもあったんですが、ちょっとおくれそうだという事業課のほうの話もありまして、来年度末だと、来年早々に実験しなければと思っておったんですが、ちょっとそこまで早めるのは困難やということがありまして、来年度1年度間かけて実績をつくりたいということから、具体的にはまた秋に、同じ時期の秋にやるのが一番現実的ではないかなということですので、春ごろにまた自治会の皆様方の意見も聞きながら、並行して事業者のほうにも打診しながら、より価値のある実験になるように、年度初めから早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ぜひ、具体的に実証実験を成功させて、新しい再編計画につながるようにしていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

指定統計調査費についてということで、資料5—2の18、昨年の実績が359万9,000円、本年度の予算が68%増額で606万6,000円になっています。

今、国会でいろいろ基幹統計調査等々、問題になっているんですが、そういう関連な

のか、それとも実際の中身としてはまた別の理由があるのかお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） まず、この指定統計調査につきましては、国からの法定受託事務ということで、市は全額国費のほう、国のほうからの経費をもってして調査を終えるということでございます。

この指定統計調査というのはさまざまございまして、有名なのは国勢調査などですが、おおむね指定統計調査というのは毎年あるものよりも、5年に1回といった周期で行われるものが多くございます。

そのために、例えば国勢調査が行われるようなときには予算額が大規模、大きくなりますし、そういったものがない年には少なくなるという波があります。ちなみに、本年度平成30年度で予算額が最も大きいものは、昨年10月に実施されました住宅土地統計でございまして、これに係る山県市の予算額は約300万円でございます。

他方で、来年度の平成31年度で予算額が大きいものとしましては、これも5年に1回ですが、農林業センサス、これで300万円ほど予算を想定しております。それから、経済センサスが約150万円、全国家計構造調査が約75万円など、今年度に比べて来年度は比較的指定統計調査が多い年に当たるということで、この差が来年度当初予算額と前年度の差となっているわけでございます。

ちなみに、本市のこの予算額においては、今現在も国会等で議論されておりますようなことが影響している余地は全くないものでございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解しました。

次は、危険空き家等除去補助金についてということです。

これは、今年度も予算計上されていますので、今期に係る質問としてお伺いしたいんですが、去年の議会でも取り上げられましたが、高富本町の危険家屋について10軒ほど、空き家が解体撤去されました。ここに至る経過並びに、この解体撤去にかかわってもこういう補助金というのが適用されたかどうかお聞きします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

高富本町通りの御指摘の空き家につきましては、長年の懸案で、市民の皆様からも早期改善を求める声を聞いておりました物件のことかと存じます。

地権者と建物所有者が異なるなど、複雑な利害関係により、解決までに長期間を要することとなりました。最終的には、この土地を地元の不動産会社が買い取るということ

で話がまとまったものでございます。

お尋ねの市の危険空き家等除却の補助金については、要綱に照らし2軒分を適用いたしました。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 非常に危険な状況だったんですが改善されたということで、私も現地を見てほっとしましたが、2軒分が適用になったということですね。わかりました。

続いて、みやま川祭り事業補助金、それからふれあい秋まつりの事業補助金について、資料5—4の28ページと30ページです。

ちょっと目についたんですけど、実地監査の指摘事項のところに、領収書の記載確認の徹底を図ってくださいというような指摘がされていますので、これ、どういう中身かについて説明をしていただきたいと思います。

また、これ、ずっと表を見ていると、ちょっと誤字とか誤記入があったりするので、そこは訂正されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、お願いします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えします。

領収書の記載確認の徹底とは、領収書の宛名書きが実行委員会名であったり、実行委員会が抜けていたりということが見受けられました。このため、受領時にしっかりと確認するようにということで改善を求めたものでございます。

また、御指摘のとおり、国県補助金につきましては、こちらはいただいておりますので、記載ミスでございますのでおわびして訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 徹底をしていただくということでいいと思います。

続いて、商工会の補助金及び商工会経営発達支援事業補助金についてお尋ねをします。

資料5—4、58ページと60ページです。

これも実地監査によると、予算の補正及び流用の適正処理、検査方法の適正処理、文書の適正管理に関する重要な指摘がされています。

これは昨年も同様の指摘がされているんですけども、これが続いているということは改善されていないのかなということで、具体的な内容や実態をお聞きしたい。

それから、市の監査委員による個別の監査は受けたことはないというふうにされているんですけども、これは実地監査で再三指摘を受ければ、市の監査委員による監査が

必要じゃないかなというふうに思いますが、そこらあたりの是非をお尋ねしたいと思います。

それから、絡んで商工会の補助金について、28年度が2,500万円、29年度が2,446万6,000円、30年度が2,645万に対して、31年度は2,100万円の減額というふうになっています。

補助金は減額もあり得るということを示した点では重要なと思うんですが、その理由をお尋ねします。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

商工会の補助金の監査についてでございますが、昨年も同様の指摘となっておりますのは、商工会と市の予算流用に対する考え方とか、事務処理の規定というものが違いがあるために、意見の相違があったものによるものでございます。検査の方法についても同様なことでございます。

文書管理に関することというのは、監査のときに膨大な書類から必要な書類の提出を求めるのに時間をかなり要したものがございまして、指摘をさせていただいたものですが、詳しい内容については複数の担当者に業務がまたがっており、やむを得ない部分もあるのかなというふうには感じてございます。

いずれにいたしましても、不適切な処理ということは認められず、適正な執行を行ったということは間違いございません。

商工会の補助金が減額となっていることにつきましては、性質、目的別に分けて記載をしたからでございます。2,100万円については、基本的な商工会の運営に関する補助金で、経常経費として予算化をさせていただいております。

その他、臨時的な経費といたしまして、事業目的ごとに補助金を予算化しておりますので、商工会が行う経営発達支援事業、それから企業経営力強化セミナー、それから水栓バルブ等の支援プロジェクトマネジャー導入及び人材確保に関する業務、それぞれにかかわる事業について、目的ごとに補助金の調書を作成したためにこのようになりました。

また、市の監査におきましては、単年度ごとには行っておりませんが、3年に1度ずつは受けてございましたので、こちらも訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 市の監査は3年に1度は受けていたということですので、実際にそういう監査はやっていたということですが、今、考え方の違いと言われましたけれど

も、会計基準というのは要するに統一されていますよね、監査の基準についても監査の仕方についても決まっていますよね。だから、考え方が違うから、例えば監査ができないということはある得ないと思うんですけど、その点では、要するに、きちっと補助金を受けている関係でいえば、会計監査がきちっとできないという状況なのか、どこが問題なのかというのをもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 監査ができないということではございませんで、しっかりと見せてはいただいておりますし、内容は確認させていただいております。ただ、事務処理の流れ、こちらが、例えば市のほうでありますと、流用については事前決裁を受けてとか、そういう流れになっているんですが、商工会さんのほうでは、金額によりますけれども、後で流用の形をとっている部分がありまして、これについては、全体のことですので、商工会の予算の、私たちが細かく言う必要は本来はないのかなというふうには思っております。

ただし、私たちの補助金を出している関係で、そこにはどうなんだろうという問題定義的なお話をさせていただいているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。今、決裁を受けてからというものも、決裁基準がどこでも、企業等々を含めてあるかと思うんですが、そういうところも含めて、これは自主的にきちっと改善をしてもらおうということしかないというふうに思いますので、引き続き、そういう点は意見を申し述べたいと思います。

○議長（石神 真君） 福井議員、どうぞ。

○8番（福井一徳君） 了解しました。

栗ゾーンの整備事業についてということで、資料5—2、24ページですが、先ほど説明を聞きました。それで、これは場所も、実はこの間ちょっと見せていただいたんですけど、先ほどおっしゃったように、おおが城山公園、ここの部分というような御説明だったんですけども、利平栗は前もちょっとお聞きしたんですけど、栽培をすると、栽培面積の中の3分の1ぐらいじゃないと、育たないんだとかというお話も聞いたことがあるんです。

そうすると、本当に利平栗の復興を目指すということであるというのと、そういう栽培の面積とか、それからこれ自身をさらに広げて、ここの公園のところをずっとそういう形にしていくのか、そこらあたりの将来的な構造についてをお尋ねをします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今の御質問についてですけれども、とりあえず今の段階では、北の部分の184アールの規模で実証しまして、その実施した結果を見まして、将来的に広げるか、このままでいくかということは検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） かなり大規模にこれからやっていくということではなくて、とりあえず小ぢんまりとやってみて様子を見るという話なんですよねというふうに今の話は理解しました。

ぜひ利平栗の発祥の地なので、こういうところについては力を入れて、何か大きく展開できる方法等については、ぜひ模索もしていただきたいというふうに思います。

続いて、14番目、農業用の施設改修工事ということで、要望箇所918万1,000円というふうにありますけど、これは何箇所でどこなのかということと、緊急工事が500万円分計上されていますけれども、これは、場所はどこを想定しているかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 要望箇所につきましては12カ所でございます。場所は、高富地域が5カ所、伊自良地域が2カ所、美山地域が5カ所でございます。

緊急工事500万円分につきましては、不測の事態に対応する工事費であるため、具体的な箇所づけはございませんですけれども、過去の実績から申しまして、1カ所当たり、平均30万円の工事費で行っておりますので、それから過去の実績等で17カ所ぐらいが可能ではないかということで、この額で見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解をしました。全部で要望箇所については12カ所ということだと思います。

次、15番のところで、先ほど地域林政アドバイザーについて話がありましたので、1点お聞きしたいのは、地域林政アドバイザーの資格要件のようなものというのがあるとすればどのようなものかお尋ねします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ただいまの御質問についてですけれども、資格要件といたしまして、森林、林業に関する専門的知識を有する一定の資格を有する人ということ

で、森林総合管理士登録者または林業普及指導員試験合格者、森林部門の技術士認定森林施業プランナー、林業技師、林野庁が実施する研修受講者、それに準ずるもので、日本の国籍を有しない人、成年被後見人または被保佐人、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人、山口市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人、日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した人のいずれにも該当せず、平成31年4月1日から勤務できる方が資格要件者ということでございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 16番目、これについては実施要綱がないということでしたが、実施要綱があったようで、資料が配付をされていますので、記述違いということで、この点については理解をしたということです。

それで、ここの中で、育林推進事業は少しずつであるが山口市全体の間伐が進んでいるというふうに表記を52ページで書かれています。

山口市全体の間伐に必要な面積からすると、これは実際何%ぐらい実施をしているのかということと、今後の中長期的な計画、少しずつであるが進んでいるというように評価されているので、その具体的な計画についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） ただいまの御質問につきましてですが、議員御指摘の要綱がないと思われたのは、資料5—4の56ページの支出根拠の欄の要綱なしというところにチェックが入っておりましたので、これは誤りでございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

森林環境整備補助金につきましては、31年度からの新事業でありますので、それに間に合うよう要綱は現在作成中でございます。

育林推進事業を含め、山口市全体の直近5年、平成25年から平成29年度の8から12齢級の間伐面積の平均は約500ヘクタールとなっております。それ以前の平成21年から平成24年の間伐面積は平均400ヘクタールで、約100ヘクタールふえております。

これに対し、一般的に間伐が必要な8から12齢級の森林につきましては、約500ヘクタールの減となっており、実施率で申しますと、約8%から12%へ増加しております。

中長期的には、市内のみならず、県内全体でも13齢級以上の高齢級の森林が増加しております。経済的に有利な森林につきましては、今後、主伐、再造林を進めまして、不利な森林につきましては、適切な時期に間伐を行いまして、徐々に天然林化を進め、人

の手をかけなくてもよい森林に移行すべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 8%から12%、4%ぐらいふえたということですので、長いスパンで見るとなかなか厳しいという実態が、山口市だけの予算ではやれない中身だというふうに思いますが、以前もお聞きした中身ですので、それで終わります。

次、17ページで地域経済の牽引事業について。

先ほど質問が出て、中身については平成29年12月7日にまちづくり企業支援課から、地方創生推進交付金ということで明細が出されています。

この間、去年が4,100万でことし9,100万ですので、この当時よりはかなり補助金がふえているという中身かなというふうに思うんですが、基本的にはこういう事業を推進するという、私は賛成の立場で、美山地域の水栓バルブのリノベーションということですので、これを進めていくと、大体この事業、水栓バルブ関係の製造業の事業がどの程度のイメージになっていくかって、非常にばくっとしていますが、その点と、それから、もう一つは、医療機器分野とか、そういう分野にぜひ転用していったらいいか、新しい分野を開拓したらということは、以前も議会で御質問しました。

そういう中で、まずヘルスケアから始めていこうというようなお話もありましたけれども、そのための近隣大学と一緒に共同研究をしていくということで、予算も500万から1,800万に増額というふうになっています。

そういう意味でいうと、近隣大学というのはどこの大学のことを想定されていて、研究室というのは特定の所属の研究室で拡大をしていくのか、幾つか広げてやっていくのかというあたりについても、この予算の中身についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 御質問にお答えします。

山口市の地域産業である水栓バルブ産業は、第2次世界大戦後、水栓バルブ発祥の地として、水にかかわるさまざまな部品の製造を通し、上水道の普及に貢献してきており、水栓バルブ製造の関連企業が約100社集積している国内屈指の生産地としてトップランナーの位置にあります。

山口市では、岐阜県とともに地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして山口市内の水栓バルブ製造の産業集積を活用した、生産ものづくり分野を支援していく基本計画を策定し、平成29年9月29日に国の第1号同意をいただきました。

同意をいただいたことにより、地方創生交付金について活用が可能となり、市内の特

に若い世代の転出超過といった人口減少を抑制するため、水栓バルブ発祥の地、水栓バルブ製造リノベーション事業として、地方創生交付金事業計画を作成し、先ほど福井議員が言われたように、平成29年12月に交付決定をしました。

水栓バルブ産業が抱えている、生産性の向上、人材確保の定着、将来性の向上の課題に対し、先ほど加藤裕章議員からの質問に対し、長野まちづくり・企業支援課長から、来年度の事業の中身について詳細の回答がありましたが、今年度も同じように、生産性の向上、人材確保、将来性の向上の課題に対し事業を実施してきました。

この事業ですが、平成29年度から31年度の3カ年の事業であります。昨年度につきましては、工期が3カ月しかないということで、調査、分析が中心であったため、今年度の2年目が本格的実施の初年度という取り組みであります。

御質問の今年度における事業のイメージですが、今まで単独で企業運営をされていた各企業が、平成30年4月に、山縣市商工会により、水栓バルブ推進委員会を立ち上げ、経済産業省から山縣市商工会に委託を受けた、地域中核企業創出支援事業によるプロジェクトマネジャーにより、IoT、ヘルスケアなどの勉強会、工場見学や個別相談を行い、さらに今回の事業、水栓バルブリノベーション事業の支援により生産性の向上、人材の確保の定着、将来性の向上に対する支援事業を実施したことにより、各企業が将来の課題に対して、山縣市の水栓バルブ産業として、山縣市と商工会と連携して課題を取り組んでいこうという姿勢ができていくように強く感じました。これがイメージでございます。

次に、今年度に対し、来年度、新製品を開発する企業の新規設備の補助金が増額したことについてですが、この補助金の交付を受けるには、水栓バルブ製造関連事業者から各自で地域経済牽引事業計画を県に提出して策定し、岐阜県から承認を受けることが条件となっております。

今年度は、策定事業者が3社であったのに対し、来年度は11社になることが想定されているため、増額をしております。

次に、来年度における大学等共同研究補助の想定内容ですが、今年度は先ほど資料5—4の64ページでは4件予定となっておりますが、1件辞退されましたので、今年度は3件になりましたが、来年度はさらに多くなることが想定しております。

その際、大学と研究機関による共同研究から助言や実証を行うことを条件としていることから、研究機関としては近隣の工学部を有する大学のみならず、複数の研究機関を想定しております。

ただし、研究機関の内容については企業秘密となりますので、今回、回答を控えさせ

ていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 具体的な内容について触れていただきました。

各企業とも、将来の課題について商工会と山口市が一緒になって進めていこうという機運が見られるということで、非常にいいことだな、前進を着実にしているなというような感じがしています。

研究機関については、企業秘密を含めてあるので出さないということですが、ぜひ活発に推進して、きちっとした山口市の母体を支えるような、そういう分野にさらに発展させるように努力していただきたいという期待を述べて、この設問は終わりたいと思います。

続きまして、大桑の椿野トイレ設置工事です。

先ほど、同僚議員が詳しく工事の中身については聞かれまして、回答が出されました。

私も建設課をお願いをして、どこの場所につくるのかということで図面をいただいて、現地を見てきました。これを見ていると、資料の5—4では、歴史探訪に大桑城址等を訪れる観光客等のアメニティー向上のために城山の麓に公用トイレを設置するというふうに記されているんですけど、古城山のところに行くとトイレあるんですね。

一方で、これ、見てきましたら、ドッグランだとか、それから、あとグラウンドゴルフ場があったりして、グラウンドゴルフ場なんかは前からトイレがないからどうのこうのという話も、私、聞いていました。

そういう要望もあるのではということなんですが、金額がかなり大きかったのも、今後の利用者の関係でいうと、このぐらいの規模が必要なのかというようなことも思いましたが、水道工事がかなりかかるということですので、これをつくった後に、「麒麟がくる」が当然去っていった後、そんなにたくさんの利用者があるかどうかということが1点と、それから、現状を見たときに、これをきちっと維持管理するということも出てくると思うんですね。

先ほどの話では、人材シルバーセンターのところにもいろいろお願いしているという話があったんですが、今回、トイレ設置を考えると、観光客等のアメニティー向上という視点だということで書かれていました。

それから、先ほど、市民環境課長が、私も驚いたんですけど、おもてなし日本一を目指しているというお話だったんですね。そういうことで考えると、今、ここに公衆トイレを設置して1,800万使うという話があるんですけど、一方で、例えばすいげん公園だとか、

今いろいろ問題になっていますけど、あそこのトイレなんかも本当に管理されていないんですよ。ずっと、何回か定期的に私、見ているんですけど。

この分野というのが、いろんところで維持管理をしているという、ここはここだけどね、全然違うみたいなんです。私がこだわっていたのは、高富のホームセンター、バローの横の市の公衆トイレ、これは財政が厳しいから市民環境課さんからすると70万円かかるけど、これ、切りましたというようなことを言われているんですが、もう少し、トータルのアメニティー向上、お客さんを外からちゃんと受け入れるということで考えると、少しこちら辺の管理のあり方、清掃のあり方、きちっと一括をして、管理をするというようなことが必要じゃないかなというふうに思うんですが、今回のトイレ設置にかかわって、そこらあたりの今後の考え方なり、そういう方向で整理ができないかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

今回の大桑椿野のトイレの設置につきましては、公園利用者からの要望も以前から聞いておりました上に、「麒麟がくる」に合わせて、通行者も増加することを予測して設置することとしたものです。

もう少し低廉なトイレを検討できなかったかについてでございますが、現在想定しておりますトイレについては、にしむげ公園のトイレと同程度と予定しており、決して華美なものとは考えておりません。上水道本管の延伸や排水路及び附帯工事等に別途費用を見込んだために、そのような印象になったものだと思っております。

市内の公衆トイレの維持管理、清掃業務を一括管理するという計画の有無については、現在では考えてございません。当課としては、当課が直接管理するトイレは舟伏山登山口と古城山登山口の2カ所のみでございます。清掃等を一括管理するということは、清掃等のレベルが一定となるなどメリットは想定されるものの、多くがシルバー人材センターや地域の住民の手によって行っていることから、コストの面ということではメリットは余りないのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 現在は考えていないということでしたが、住民の手、自治会の人とかシルバー人材センターでやっているからコストが安いという話があったんですが、きちっとした管理がされていないと実態ですよ。

それで、ぜひ「麒麟がくる」ということを含めて、山口市に来てもらおうと、いろん

な施策を打とうというふうに行っている中で、見えたときにあの管理レベルはやっぱり問題だというふうに思います。

だから、コストをたくさんかければいいということを行っているわけではなくて、統一的にきちっと管理をすると、それを各課ごとではなくて、市全体としてそのことをきちんと運営できるような方法の検討が必要じゃないかということなんですが、いかがでしょうか。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 40 分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 建設課としても公園のトイレをたくさん管理しておりますので、今後、市全体を考えて検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8 番（福井一徳君） ぜひ、具体化を進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、19 件目です。

グリーンプラザみやま管理費ということで、辺地債にはこだわって、いろいろ私は議論もしてきました。今回、グリーンプラザみやまオートキャンプ場の整備計画に伴って、条例の範囲で施設の利用期間を延長するとか、使用料の改定について見直しをするということの提案が出されました。

これは、利用者にとっては利便性がやっぱり向上されるものというふうに思って、よかつたのではないかというふうに評価をしています。

したがって、山県市の辺地債を使って市税を投入するという計画ですので、以前も御提案したんですけれども、例えば前日受付を一定数の部屋について行うなど、山県市民にとってもせっかくよくなるので、少しだけ優先に利用できるような、そういう制度を設定すべきではないかということで、具体的な検討についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

グリーンプラザみやまの使用に当たっての市民のメリットと言える 1 つは、市内の小

学生等が学校行事において使用する場合には、使用料の50%を減免する措置がございます。

また、市内外の多くの人に利用していただき、ここを拠点に市内の別の施設を訪れていただいたり、市内で買い物をしていただくことで、現在でも雇用が生まれ、過疎地域が活気づくことがメリットかと思っております。

市の施設といいながらも、観光・交流施設という性質から、市民とそれ以外の方を分けることなく平等対応することで、市外からのリピーターもあり、施設の人気も低下せず、現在に至っているのではないかというふうに思っております。

こうした観点から、市民向けの先行予約開始というものは考えてございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ゼロ回答でした。実際になかなか利用できないという声が現実にあるんですね。だから、ぜひこれは引き続き要望をしていきたいというふうに思います。

続いて、20件目、道路改良事業についてということで、予算にかかわる考え方の資料の5—4、14ページには、インターチェンジ周辺における開通後の自家用車と歩行者等の行動において、交通事故や交通渋滞を回避するため、西深瀬地内の農免道路に歩道設置等の道路整備工事を実施するほか、市内各所の道路改良を実施するというふうに書かれています。

しかし、インターチェンジ周辺というのであれば、富岡橋以東の新川にかかる深瀬橋、それから富岡小学校前の信号のところに橋がありますね、名前がちょっと、住宅地図をあれしても出てこないんですが。当面の間、インターチェンジは美山方面から向かう場所はここを通るわけです。あそこの橋の部分というのは、非常に危険な状況がずっと続いているんです。市民からの要望もよく出されていたり、美山から来るときに右折信号をつけてほしいということだけど、車幅がないので、それは山口市は難しいですよという話なんかも聞いているんですけれども、そういう点では、本当に対策というのはこのあたりをやらなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんです。

また、歩道の関係でいえば、関本巢線の八京付近から梅原地域にかけて、それから伊自良の県道沿い、これ、私、直接県にも行って要望を出しているんですけれども、ここらなんかも非常に歩道が整備されていないので危ない、これはずっと前から要望が出ています。

こういうようなところも含めて改善をしていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。建設課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

現在の国道256号バイパスより西側、市道の道路改良事業につきましては、用地買収等を行いながら毎年事業を進めているところでございます。

議員の言われるインターチェンジ周辺の交差点より東の市道についてですが、平成30年度に詳細設計が完了し、順次事業を進めていく計画ではございますが、県事業である鳥羽川改修事業関連で、平成33年度から現在の富岡橋の事業が予定されております。そのため、市といたしましても、なるべく早く市道の改良を行いたいと考えておりますが、県事業の調整もありますので御理解をいただけたらと思います。

この市道路線の歩道の対策につきましても、通学路としては重要な役割がございますので、安全な歩道計画を進めてまいります。

また、山縣市全域の通学路対策でございますが、山縣市で行っている山縣市通学路安全推進協議会の一員として、山縣市通学路交通安全プログラムに反映できるように努力してまいります。

なお、県道、国道の歩道設置についても毎年要望しておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今の話では、平成33年度から富岡橋の改修をすると。それに伴って、この周辺の整備を一緒にしたいということだったんですが、ここらあたりの具体的な、今の混雑状況、これを要するに解決するという、単に富岡橋をかけかえるだけではなくて、ここも含めて深瀬橋も含めて、このあたりの周辺を改善するという計画をつくってみえるんでしょうか。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

旧というか、今バイパス256号と山口市の市道の交差点の深瀬橋の付近ですけれども、そこら辺の計画につきましては、県と協議をしておりますが、山口市としては市道部分に歩道を拡幅する計画はございます。そこら辺の改修計画については、いまだ計画はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 改修計画はないという話なんですけど、実際にはインターができて、ここを通らざるを得ないんです、美山のほうから来ると、今直接入れませんので。そういう意味でいうと、これは具体的なやっぱり検討が必要じゃないかと。

最近、これをずっと延長すると、いろいろ図面、建設課から図面をいただけなかったもので、住宅地図を張り合わせてどういうふうになっているんだということで、いろいろ私なりに調べたんですけど、こういう計画について、それぞれ地域でいろんな説明会とか云々というふうにされているんですけども、きちっと全ての議員に、こういう情報を開示して説明をするなり、こういうふうになっているということなんかを、ぜひしていただきたいと。

あの近くはどうなっているといういろいろ質問されても、ちょっと我々は答えられない、正確に。ということもあるので、ぜひこの計画について、先ほど計画されていないという話もありましたけど、こういう中身も含めて、ぜひ公開をしていただきたいという要望です。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 要望を要望として受けてまいります。

なかなか県との調整もございますので、256号については、今、交差点付近、あと新川の改修計画がどうなっていくかということもちょっと見えておりませんので、今のところは計画的な状況にあるということだけを御理解いただけたらありがたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君、質問をかえてください。

○8番（福井一徳君） 次、行きます。

〔発言する者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時53分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君、続いてどうぞ。

○8番（福井一徳君） 山県バスターミナルの整備事業についてということで、山県市の玄関口にしたいという意欲で始められたターミナルの整備事業ですけれども、用地買収等のおくれ等も重なって完成がちょっとおくれるという話でした。

〔「カットしや」と呼ぶ者あり〕

○8番（福井一徳君） これ、カットします。また、ややこしくなってきましたのでカットします。

いずれにしても、バスターミナル整備事業が1年おくれるということの関係でいうと、先ほど市長がちょっとおっしゃいましたバイパスの完成、それとの絡みも含めていろいろな問題が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、これはまた委員会でぜひ具体的に検討を深めていただきたいというふうに思います。

続いて、ブロック塀の撤去補助金についてということで、これは資料の5—2、28ページと5—4の68ページ、上限30万円までで、対象工事費の2分の1補助、これは31年度のみ限定というふうに、1年間だけというふうにされてあるんですけれども、この1年に限定しているというのはどういうことかなということと、それから、ブロック塀等というふうを書いてあるんですけれども、等というのはどういうものが含まれるか。それから、この補助金制度の告知についてはどのようにされるのか、建設課長にお伺いします。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

本市が補助金交付対象として検討しておりますブロック塀等につきましては、コンクリートブロックづくり、コンクリートづくり、石づくり、れんがづくり、土づくりの5種類の塀を予定しております。

大阪で事故がありましたブロック塀はコンクリートブロックづくりに当たり、本市においても一般的なブロック塀に当たると考えております。コンクリートづくりは型枠にコンクリートを流し込んでつくったものや、コンクリート製のパネルを、溝を切った柱に差し込んで立ててある塀をイメージしております。石づくりは、一般的に大谷石のものが多く考えられます。れんがづくりは赤れんがのもので、土づくりは土塀のものを想定しております。

また、市民への周知につきましては、市広報やホームページにおいてお知らせする方法を予定しております。

なお、対象工事費に対する補助率は、2分の1補助は上限30万円としておりますが、早期に効果を得られるような対策として、上限30万円は変わりませんが、2年間について補助率のかさ上げを3分の2にすることを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、遂行するように補助率のかさ上げを3分の2にしたいということで、上限は30万円ということでしたが、2年間についてということは、これは31年、32年という意味なんですか。ここには31年度というふうに規定されているんですけど、その点だけお願いします。

○議長（石神 真君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

31年度と32年度です。

以上です。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解をしました。ぜひ3分の2までの補助が出るということですので、周知をして安全なまちづくりに寄与できるようにというふうに期待したいと思います。

それでは、23件目、消防総務経常についてということで、資料5—2の29ページです。

岐阜市への消防事務委託料4億9,032万5,000円となって、前年比1,150万円増加というふうになっています。

今回、消防職員の岐阜市への移籍という機会に当たって、改めて岐阜市へ事務を委託するという前と後の総費用、人件費とか総額の比較について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

まず、前年比1,150万円の増加につきましては、来年度、消防職員が岐阜市職員となることによりまして、これまで退職手当負担金を退職手当組合へ払っていたものを、岐阜市は組合に加入してごさいませんので、岐阜市への負担金に含めて支払うこととなったことが主な理由でございます。

委託前の平成29年度予算におけます消防関係職員の人件費につきましては、退職手当組合への負担金を除く給与費等が3億7,000万円程度であり、退職手当組合への負担金が3,000万円程度でございましたので、合計で4億円程度でございました。

今年度及び来年度の負担金には、車両や各種装備品の購入費、各種手当などの違いがございまして、単純な比較はございせんが、来年度の負担金との差は9,000万円程度となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） これは、具体的に市に委託をするというような計画の当初の流れからすると9,000万円の増額といたしますか、それは大体ほぼその中身なんでしょうか。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、この2つの金額の差につきましては、車両や各種装備品の購入費等が大きく影響いたしますし、あと本部職員の給与費等もございますので、そういうところでおおむね想定された金額の範囲内だというふうに考えております。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解しました。独自にやった場合は車両購入費とかいろいろそういう費用が別途発生するということも含めた総額で見ると、ほぼそういう中身だという答弁だと思います。

続いて、24件目、最後ですが、防災対策事業経常・臨時についてということで、資料5-2の29ページです。

防災行政無線工事の内容で、防災行政無線同報系設備更新工事及び各施設移動系設備撤去とあって長く書いてあるんですが、総額が6億6,958万5,000円というふうにあがっています。

今回の工事の事業者というのは、以前、談合にかかわった事業者等々が含まれるかどうかということをごひお聞きしたいということです。

それから、防災無線工事では、現在係争中ということもあると思うんですけど、そんなことも考えながら、ここの費用、契約を適正に確保するという点では、他市との協議とか等々を含めてされているか。

ことし31年度に予算を計上ということですので、現状の仕組みだと34年の秋に使用不可能になるということで、それを切りかえるということなんですが、それは来年じゃなくて、ことしにこういうふうに計上されているというのは、何か特別の意味とか補助とか、助成とかというのはあるんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

まず、御質問にございました談合事件は、消防救急デジタル無線施設整備工事に関することと拝察いたしますが、今回、31年度予算として計上しております防災行政無線整備工事につきましては、当然随意契約ではなく、入札案件になる予定でございますので、そもそも現時点で事業者は決定してございませんので、談合事件にかかわったと考えている事業者かという御質問をいただきましたので、その回答としてはそうではござい

せんということになります。

また、入札の透明性の確保につきましては、これまで同様、適切な事務処理に心がけるとともに、当然、設計の段階で製品の汎用性が高い設計としまして、適正な競争となるような配慮を設計委託業者に強く依頼しているところでございます。

あと、防災無線の工事の時期に関しましては、現在使っております電波の使用が国の規制によって、平成34年以降、使用ができなくなるということで、今回整備をするわけですが、緊急防災対策債が平成32年度までの整備が対象ということになりますので、来年度と再来年度に整備をし、その後、運用を切りかえてテストを行い、平成34年の11月以降、使用不可になるわけですが、そこに十分余裕を持って間に合うスケジュールとしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 31年、32年で対策債を使ってやるという話でしたので、その点は理解できました。

それと、汎用性の高い設計にするということですので、どこでもやれるという意味合いだというふうに思いますので、ぜひその点は透明性の確保のために努力をしていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後2時04分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で2時20分から再開いたします。

午後2時05分休憩

午後2時20分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3月6日の午前中までに出されました発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 3点、御質問させていただきます。

まず、資料5、155ページ、資料5—2、24ページ、栗ゾーン整備事業費520万円について、こちらの整備工事に関する詳細は先ほどの通告書質疑にて確認、また図面は担当課へ事前に請求し、受け取っております。

そこで、整備工事費280万円、管理委託費240万円、それぞれに関して御質問します。

では、まず整備工事費の内訳として1点。先ほどの通告質疑の御答弁によりますと、フェンス高1.3メートルとのことですが、担当課からの図面によりますと、フェンス高1.8メートル、フェンス総延長377.6メートル、門扉幅3メートルを2基と確認しております。この点について、相違ないかという点について。

次に、管理委託費の内訳として2点。こちらの事業計画は4年整備とのことですが、1点目はいつまで管理委託を継続していくのか、売却などがあり得るかという点、2点目は育樹に関する補修なども行っていくとのことですが、それを踏まえて、次年度以降の予算額はふえるのか減るのか、どちらを想定しての計画か、以上3点に関して、農林畜産課長へ御質問します。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

1点目のフェンス高等、計画につきまして、私の先ほどの答弁と事前に入手していた資料との差があるということでございますが、私の先ほどの発言のほうを訂正させていただきますして、事前に入手していただいたフェンス高1.8メートル、そちらのほうで計画をしておるといふことでお願いしたいと思っております。

2点目の計画年度につきましては、4年ということでは計画しておりまして、事業費につきましてですけれども、その間のメンテ等でいろいろかかってくる可能性も踏まえまして、2年目以降、若干ふえる可能性があるということで、今のところ見積もりをしております。

〔「売却などがあり得るかどうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 栗ゾーンの一帯のところの管理、もしくはその後の売却の可能性ですけれども、土地につきましては、売却する予定はございません。市のほうで管理していく予定でございます。

あと、とれた栗につきましても売却するというような予定は今のところありません。以上でございます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） では、2点目に移ります。

資料5、113ページ、資料5—2、24ページ、農業委員会運営費827万、前年度費増減率46.27%について、2件御質問します。こちらは、議第23号が関連してくるかと思いません。

まず1点目は、報酬加算分として活動成果実績分との御説明をいただいておりますが、事業内訳の詳細、事業計画、事業目標に関する点について。2点目は、報酬の増額のほか、印刷製本費が新規として含まれておりますが、この事業内訳に関する点について、2点を農林畜産課長へ御質問します。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の報酬の増の内訳でございますが、実績に応じた活動費ということで、国のほうから、農地利用最適化交付金が創設されまして、これの趣旨が担い手への農地の集積とか集約ですとか、そういった委員の活動を活発化させるのが目的でされた報償金でございます。その報償金としてお支払いする分の増ということでございますので、明細ということになりますと、その活動に対する報償金ということになるかとは思いますが。

2点目の印刷製本につきましては、活動に伴いましていろんな配布物等がふえる可能性がありますので、それを見越しまして印刷製本費をとるということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 増減の46.27%について、答えを。その答えは。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 活動内容については、明確な御答弁はいただけなかったかと思いますが、再質問させていただきます。

1点目は、農業委員会における活動は、市民の皆様方の御理解、御協力が必須となります。農業委員会の活動を市民の皆様へ広めることができる予算であるかということについてお尋ねをします。

2点目は、山県市の土地利用の6%を占め、なおかつ総農家数1,225戸を占める農業は山県市にとって重要であることを踏まえて、農業委員会への応募をふやすための対策ができるものである予算かどうかについて、2点再質問します。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時31分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 詳細につきましては、今ちょっと、申しわけないですけども、手持ちがございませんので、会議終了後、お答えさせていただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） では、3点目に移ります。

資料5—2、24ページ、資料5、117ページ、畜産環境衛生事業負担金150万円、前年度比、増減率マイナス25%について、1点御質問します。こちらも可能であれば構いません。

こちらはマイナス25%と大きい数値となっておりますが、その理由について、農林畜産課長へ御質問します。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） このマイナス25%につきましては、予算計上額が200万円から150万円に減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長、理由について説明をお願いします。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 先ほどの回答の補足でございますが、この補助金につきましては、畜産農家が衛生環境の向上ということで、ハエですとか臭気に関する対策としまして、そういったものを抑制するために使う薬剤購入に関する費用として、補助金として出していたものでございます。

最近につきましては、そういった苦情ですとかのものが減りまして、畜産農家につきましても環境衛生基準につきまして自覚をされ、遵守されていくようになりましたので、当初創設しました補助金の目的は達成されたかなということで、今回は減額したため、

こういった予算立てになったものでございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 合併前からの継続で一定成果が出たという解釈でよろしいかと思いますが、再質問として、このたび発生した豚コレラの影響による増減の変化があるか、その点についてお尋ねします。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） この畜産環境衛生事業補助金の目的は、臭気ですとか害虫駆除というものの目的として今回ずっとやってきたものでございます。豚コレラにつきましても、この補助金の趣旨とは異なりますので、基本、豚コレラに関する防除については県事業でございます。県のほうが対応するわけでございますが、もし今後、市のほうが必要になればその時点で補正等なりして考えていきたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 操 知子君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第49号 市道路線の変更についての31議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

続きまして、請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願に対する質

疑を行います。

質疑の通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。
-

日程第2 委員会付託

- 議長（石神 真君） 日程第2、委員会付託。

議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例についてから議第49号 市道路線の変更についてまでの31議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願及び請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願は、会議規則第134条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

- 議長（石神 真君） 以上もちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日は総務産業建設委員会、12日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時39分散会

平成31年 3月14日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成31年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月14日(木曜日)

○議事日程 第3号 平成31年3月14日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
理事兼 総務課長	渡邊佳宏君	理事兼 地方創生監	柴田雅洋君
理事兼 企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	山田正広君
市民環境 課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護 課長	藤田弘子君	子育て支援 課長	安川英明君
農林畜産 課長	三嶋克之君	水道課長	浅野晃秀君
建設課長	大西一也君	まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君

会計管理者 長 野 裕 君 学校教育課 鬼 頭 立 城 君
生涯学習課 土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼事務局長 竹 村 勇 司 君 書 記 棚 橋 輝 英 君
書 記 鷺 見 芳 文 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

自治会の今後のあり方について質問します。

平成28年の第3回定例会でも一般質問をしましたが、その後の取り組みの成果をお尋ねしたいと思います。

自治会長さんを初め、役員の皆様には、献身的にそれぞれの地域で活動していただいています。自治会は読んで字のとおり、社会生活を自分たちで運営をしていく組織です。地域にとっては最も大切な団体です。

以前に市民の方から、自治会加入についての相談がありました。その方は自治会加入そのものを拒否しておられました。その理由は、自治会に加入するといろいろ面倒なことがある。とりわけ仕事が忙しい、第一線で働いているので時間に余裕がない。入会すると役職が与えられる。入会金が高額である。まだほかにもありますけれども、などの理由で自治会加入を断り続けているとのことでした。

しかし、断るといろいろ不便なことが発生してきたとのこと。ごみの集積場所が利用させてもらえない。地域の公民館が使えない。子ども会などを利用させてもらえないなどと不便な目に遭うことがある。昔に言う村八分的なこと。地域でのコミュニケーションが図れないこともあり、他の地域に移転することにされました。

しかし、他に移住を試みても、結果はどこへ行っても一緒だったとのこと。自治会に入ると強引に自治会長に指名される。右も左もわからないのに広報の配布から近所の環境についての相談、あるいは他の分野の役員の選出まで、挙げれば枚挙にいとまがありません。

我々の地域では、交通安全委員、体育委員、体育振興会、青少年育成委員、神社氏子総代、共有地財産管理委員、東海環状自動車道推進委員、小学校下校緊急時連絡委員、

福祉推進委員、青年会長、子ども会長、消防団員など多岐にわたって役員選出に奔走しなければなりません。経験のない新任の自治会長に荷が重過ぎます。

さらには大勢の前で挨拶を要請されます。意見を求められたりもします。などなど息つく暇もなく、役目や業務が迫りかけてきます。順調にこなすことができず当たり前、間違いでもすればお叱りの連続です。そんなこんなで入会を拒んでおられます。

前回の繰り返しになりますが、二、三十年前には自治会加入をしていなければ社会生活に支障を来すことは必至でした。しかし、現在は加入をしなくても普通の暮らしは成り立ちます。人口減少が目まぐるしい状況の中で、このまま自治会の加入者が減少すれば、言うに及ばず自治会は崩壊します。災害時の助け合いなど、自治会の果たす役割が重視されていることは共通の認識です。

前回の一般質問の答弁で、自治会の必要を感じているとのことでしたが、その後にか手を打たれたか、あるいは妙案が見つかったかを理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

まず、山県市の自治会の現状につきましては、単位自治会が155組織あり、その上部組織としまして9地区の自治会連合会で構成されております。

自治会加入率は、平成21年の77.2%に対しまして、平成30年では72.3%と10年間で約5%低下しており、脱会などによる加入率の低下を危惧しているところでございます。

自治会は、地域住民の自主的な総意に基づきまして、地域を快適で住みよくするための任意組織であり、コミュニティーづくりの中心的な存在であります。全国的に見ても社会経済の変化による価値観や生活様式の多様化、核家族化によるコミュニティー意識の希薄化などの要因によりまして、加入率は低下傾向にあると言われております。

山県市では、これらの要因に加えまして高齢化の進展もあり、役員を選出に苦慮したり、担い手が不足したりするなどさまざまな課題を抱えておられる自治会も少なくございません。

今後も自治会の活動や運営を継続していくためには、住民の方々に自治会の必要性を十分御理解いただき、多くの方が自発的に参加されるような活動を活性化させることが重要であると考えております。

山県市としましては、これまで自治会の活動拠点となる集会所の建設や改修などに対する助成、円滑な運営を図るための補助金、自治会が主体となる自主防災組織の活動に対する補助金など、各種支援を行ってまいりました。

今後も引き続き、自治会の加入促進につながる各種支援を継続するとともに、自治会

加入促進の取り組みに関する先進自治体の事例の調査研究や、市への転入者に対する窓口における自治会加入の啓発チラシの効果的な配布と説明、自治会の重要性を認識していただけるような講演会の開催促進など、さまざまな自治会加入に向けた啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また、山県市自治会連合会におきましても、県内外の市町村や自治会のさまざまな活動の成功事例などを各地区の会長と一緒に勉強するなど、単位自治会との情報共有や活動の連携強化のあり方についても模索してまいりたいと考えております。

今後も、市民協働に欠かせない自治会の活動を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、総務課長に答弁をしていただきましたが、渡邊理事兼総務課長には、山県市在籍中には辣腕をいかんなく発揮していただきまして、大変感謝をしているところではあります。今の答弁を聞いておりますと、28年の3月の定例会で私が質問したこと、そのときに答弁をいただいたことと余り変わりがないというふうに認識しています。

変わりがないということは、今の数字で10年間に何%かが減少したという話なんです。私、なぜこんなに同じことを何回も言うかといいますと、まだ何もやっていないというのが実状なんです。ですから、この今の自治会のあり方そのものを根本から考え直さないと、本当にこれ、困ってしまうということが言いたいんです。

それで、私、この間、3日前でしたけれども、東日本大震災のいわゆる3月11日の2時過ぎに黙禱をしたわけですが、ちょうどその3日後、3月14日に福島県の郡山まで救援物資を運んだことがあるんです。そのときに、もちろんトラックで自分で走っていったんですけれども、その前には阪神大震災がありました。1995年なんですけれども、そのときも神戸市役所まで8人の仲間と一緒に飛んでいったこともあります。

さらにその前には、北海道の奥尻島までやっぱり救援物資を、もちろん私1人ではできません、大勢の市民の皆さんに御協力いただいて、救援物資を持って走っていったわけですが、そのときに目の当たりにして見たのが、やっぱり地域の方たちの協力なんです。その人たちが一生懸命協力し合うのでどうにか生き延びられるという、そういう話も聞いておりますし、恐らく皆さんもテレビ等で御存じのとおりで、本当に地域の人たちが助け合うということが根本にあるからできるということなんです。

私は自慢話をしておるわけではありませんけれども、その後に、東日本は、今、一國

会って一生懸命この地域、頑張っておってくれるんですが、彼ら二十数名の人たちも、やはり同じように震災に向けて救援物資を運んでくれたことがあるんです。彼らも同じような感動を得たというふうに思っておるんですが、幸いにして、この間、市長の話ではありませんが、この地域にはそうした大きな災害もないので大変助かるという話をされていましたが、全くそのとおりなんです。

しかし、いつやってくるかわからない、どういう形になるかわからないというこの大災害は、早くからそういう組織をつくってきちんとやっていかないと大崩壊というか、住民の皆さんが平和に暮らせないという根本的な問題があるわけですが。それで、私、総務課長がドラえもののポケットみたいなもので、ちょこんと何かいいのを出してくれるかなという期待をしてきょうは質問したわけですが、何か例えば、今の自治会そのものはそのままにしておいて、そして、さらに行政ともっと深くつき合える、そういう組織をつくるとか、あるいは、私は個人的な意見ですけれども、誰でもいいでとにかく自治会に入っておっていただいて、さっき私が述べたような、あんないろんな役職を市役所のほうから申し込まないようにしたらどうかということをおもうんです。

さっき述べたとおりなんですけど、そういうふうに進めていかないと自治会は必ず崩壊をするというふうに思っておるんですが、少なくとも私の住んでいる地域では、会費は納めていただいていますけれども、出てこれれば出てくるふうでいいよと言ってやっているわけですが、全くこれは私の個人的な意見なんですけど、そうでもして地域の交わりを深めないと今後大変だなということをおもうんですが、何かしらそういうことに精通していらっしゃる総務課長ですが、もし御意見があればもう一回伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 再質問にお答えいたします。

先ほど私のほうから答弁させていただいた中に、先進自治体の活動の事例の調査研究というのがございましたが、これまで先に御質問いただいてからの間、先進自治体の事例の調査研究というのは積極的にはやってまいりませんでしたので、今後はそういったことを中心に自治会加入率が向上している自治体はなかなかないと思いますが、ある程度の高い率をキープしている自治体は確かにございます。隣の本巢市なんかは非常に高い自治会の加入率をキープされておりますので、そういった近隣自治体で高い自治会加入率をキープされているところを中心に調査研究していきたいというふうに考えておりますし、これは行政のほうが一方的に取り組んだところで効果は非常に少ないものだと思っておりますので、自治会の方々を巻き込んで、特に自治会連合会の方々は非常に行

政に対して御協力をいただいておりますので、そういった方たちと一緒に勉強をするという形もとっていききたいというふうに考えております。

また、役職のほう、見直したらどうかというような御意見ですとか、今の自治会とは違った組織をもう一つ設けてはどうかというような御提案もございましたけれども、そういったことも含めて、どうして高い自治会の加入率をそのまま維持できているのかというところを探っていけば、そういったところの対応方針とかも見えてくるというところがあると思いますので、その辺のあたりを自治会長さんたちと一緒に我々も勉強して、そういった自治会加入率をできるだけ向上できるようなそういう方策を考えていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ありがとうございます。

今、加入率を高める、あるいは近隣自治体のような方針を実際にまねるということやら組織の見直しをするというふうに伺いましたが、これ、市長にお尋ねしますが、以前にうちのほうで親がボランティア活動、清掃活動なんです、それに出られないということで、学生の子がかわりに出て、そうしたらそのときにけがをしたんです。細かいことはいいんですけど、けがをした。それで役所のほうへ走ってきたら、自治会にそんな清掃活動とかなんとかをやってほしいと頼んだことはないというのが最初のお言葉でした。役所のほうがですよ。ということは、役所が悪いという意味ではないんです。そういうつながりが深まっていないので、そうか、けがをされたんなら治療費を出すわというわけにはいかないもので、そういうこととはちょっと別問題というような断り方をしたと思うんです。

ですから、やっぱり役所の中でも皆さんにもっと住民の人と深くつながりをつけろよというような指導を市長からしてほしいと思うんです。もちろん副市長もしてほしいと思うんです。そうしないとまあいいか、そのときばったりでまあいいかということになると思うんです。

そして、とにもかくにもさっきから何回も言うんですけども、コミュニケーションが図れるような山縣市にしないと、今後何をやるにしても大変だというふうに思っておるんです。自治会からも離れるという、そういう話も聞いておりますし、決定したとかいうことも聞いておるんですが、そんなふうにしてばらばらになると、今後、先々本当に大変なときがやってくるというように思うもので、これはなぜかという、自治会にいても魅力がないので離れていくんだというふうに私は感じとっておるわけですが。そ

ういう点も含めて、職員の人たちも大変だと思うんですよ、例えば職員の人たちがこの地域に住んでいたら、さっきのようなことも職員の人にもいろいろ頼まれるわけですから、大変だと思うんですが、そういう深まりのある自治会組織に変えていただけるような工夫を市長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 自治会の活動といいますのは、理事も答弁させていただいたように、全国的にも加入率が非常に下がってきているということがございます。この背景には、やはり先ほどの議員のお話にありましたように、何十年か前ですと、当然自治会に入っているべきだ、自治会に入っていないとふだんから日常生活に支障を来すといえますか、具体的な支障はないのかもしれませんが、非常に近所のおつき合いがしづらくなると、そういったことが、今、市民の皆さんですとか国民の皆さんの意識がそういったことが薄れてきているのが現状でございます。

そうしたことから、まずは率先垂範という言葉がございましたように、役所の職員が自治会活動に限らず、いろんな地域の活動には積極的に参加するよということとは従来からもしっかり職員にインフォメーションで流してきたこともございます。

また、今回のように自治会という形に特定しますと、先ほど理事が答弁しました中に、ここへちょうど来る前に高い、同じ市の中でも90%ほどの加入率のところと60を切っている市もございまして、その高いところはこういったことなのかという、ちょっと確認をしましたら、自治会の組織にも準会員というような組織で、先ほどのお話にありましたごみ出しですとか、ふだんからのつき合いには余り参加しなくても生活の中での自治会での利用形態が認められておるといような、そんな会員制度もあるようでございますので、先ほど申しましたように、そういったことを自治会連合会の皆さんとしっかり情報共有をしながら、そして、それぞれの自治会に少しでも加入を上げていただけるよな単位自治会に伝えていきたいということを考えております。

また、議員の皆様におかれましても、そういった思いを行政と一緒に伝えていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして答弁とさせていただきます。お願いします。

○議長（石神 真君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位2番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より御指名いただきましたので、2問、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

SDGs、持続可能な開発目標の推進について伺います。アルファベットが出てくる

と拒否反応を示しがちですけれども、これは受けとめたほうがいい、絶対に覚えていくべき言葉だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国193カ国が2016年から2030年までに、全ての国が達成すべきとした国連の持続可能な開発目標であります。SDGsは誰一人取り残さないとの理念を掲げ、経済成長と働きがいと初め、循環型社会、貧困の解消、平和と公正、健康と福祉の推進、住み続けられるまちづくり、質の高い教育など多岐にわたる分野で17の目標から構成をされております。目指すものは、生命、尊厳、生存を尊重する人間主義を掲げる公明党の理念とも通ずるものがあります。

SDGsは国際機関、国、自治体、企業などだけが意識すべき目標ではなく、私たち一人一人に密接にかかわってきます。私たちの地域社会が抱えるさまざまな課題を同時に解決していくために、国際社会が合意した物差しでもあります。

政府は2016年5月にSDGsの推進本部も設置し、同年12月にはSDGsの実施指針を作成しており、自治体がSDGsの推進に取り組む意義を発表しました。学校教育においても、2020年からの次期学習指導要領にSDGsの理念を反映することも決まり、持続可能な社会のつくり手の育成が明記をされ、SDGsを積極的に推進することになりました。

昨年12月末、安倍総理はかつてないスピードで変化する世界から、誰一人取り残さない社会を実現すべく、SDGsの担い手たる日本の姿を国際社会に対して示すとともに、ことし9月のSDGs首脳級会合において、これらの成果を発信すべく、具体的な取り組みを推進、強化するよう指示をいたしました。今後、結果的には自治体など含めた取り組みにもなります。また、自治体向けSDGs推進事業費補助金で後押しもしています。

このように取り組みが進む中、17の目標を地域等に当てはめた施策の実施について、SDGsは持続可能な地域社会を実現するためのナビのようなもので、今、そのナビの示す方向に進めているのかどうか。地域の課題とSDGsのつながりを知り、課題を整理し、解決方法を考え、2030年までに達成すべき具体的な目標を立てた。それが持続可能な開発目標であり、持続可能な地域を築くためには何をしたらいいのか。また、どのように目標達成に貢献できるのか。その現実に向かう実践がSDGsの推進と言えます。

市長の目指す基本理念である、安心して快適な住みよいまちづくり、これはSDGsの目指す誰一人取り残さないという理念と合致するものです。企業や民間団体といったステークホルダーとの連携を初めとして、今後、具体的なSDGsの推進に取り組むべきではないかと考えます。

そこで市長にお伺いします。

まず、SDGsに対する市の認識を伺います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

SDGsにつきましては、私の来年度に向けての施政方針等でも述べさせていただいたところでございますが、国連が70周年を迎える中、ニューヨークの国連本部にて2015年9月25日から3日間開催された会合におきまして、全会一致で採択された持続可能な開発のためのアジェンダ2030に掲げられた目標でございます。

この2030アジェンダの前文には、「このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するもの」とあり、「我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う」とあります。

これまでも、経済、社会、環境などの各分野での解決を目指す条約が多数つくられてきています。しかし、ここに掲げられた17の目標と169のターゲットは、それらを全て合流させ、1つの共通した枠組みにしている点で画期的なことだとも言われています。そのため、この目標は、人類が目指す究極の目的に大きく近づけるバイブルの1つであるとも考えられます。

また、この2030アジェンダの前文には、「すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」とあります。申し上げるまでもなく、すばらしい目標を立てても実現しないことには意味がございません。

山県市もステークホルダーの一翼として、市民の方々と力を合わせて実現を目指していかなければならないものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 昨年の4月の進捗報告では、ピコ太郎さんがSDGsのPPAPバージョンをつくり、国連で披露したことでニュースでも大きく取り上げられました。SDGsの認知度を上げることにもつながりました。

まず、市民の皆さんにはSDGsの啓発が必要です。市のホームページや広報における発信、同時に庁舎や行政施設などでのSDGsのポスターの掲示、企業、各種団体との連携と協力などの取り組みもお願いしたいと思います。

国の指針によれば、SDGs 17の目標と169のターゲットの各課題の具体的施策について、2019年までに取り組み状況確保のためのフォローアップを実現することとされています。そのために企業や各種団体などと連携した推進体制の整備が必要となってきました。

ます。全国的には既に取り組みも進められており、すぐれた取り組みの企業などを表彰するジャパンSDGsアワードで総理大臣賞を受賞したまちでは、社会動態減少が緩和され、住民税収が16.1%増などの結果を得ており、持続可能な地域社会を実現できたとの成果を示しました。また、北米やヨーロッパでは、SDGsに取り組む企業は高く評価され、未来への投資であることもうかがえました。

他の自治体では施策の中にSDGsに当たるものについて、どの17の目標の項目に該当するのかマーク添付し、自治体として積極的に取り組んでいる姿勢を明確にしております。

また、地方創生を進化していくためには、中長期的を見通した持続可能なまちづくりが必要です。SDGsを原動力とした計画、方針の策定、改正などに当たっては、SDGsの要素を最大限繁栄し、発展させ、SDGs達成のための施策を策定し、地方創生の実現につなげていかなければならないと思います。

国も地方創生の関連支援策として後押しもしております。SDGs達成のためには、SDGsが掲げる目標のどの項目に該当するのかを明確にし、SDGsの理念の啓発と具体的な行動が求められており、山口市一帯となって取り組むべきと考えます。

今後、本市としてSDGsに対してどのように取り組んでいかれるのか、再度市長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

基本的にはSDGsの目標は、山口市がこれまで取り組んできている方向性と一致しているものでございます。そのため、国の支援施策等の情報入手にも努めながら、これまで取り組んできている施策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

そうした上で、このSDGs目標の達成のためには市内の事業者や福祉、医療、教育機関等も含む幅広い方々と力を合わせていくことが大切であるとも認識しております。そのため、議員御発言のように、ともすればその認識が十分に浸透していないということも踏まえて、機を見まして市のホームページですとか広報等でも周知、啓発してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 機を見てとのことでしたけれども、今がそのときではないかというふうに思います。平成27年に第2次山口市総合計画が策定をされ、平成32年、もうすぐ元号が変わり、来年には新たな元号のもと、第2次総合計画の後期基本計画の見直し

となります。アジェンダ2030を目指し、その総合計画に次の4年に向け、マニフェストを反映させたSDGsの理念を明記していただきたいと考えます。

また、SDGs達成に向けた意義は本当に多様な目標の追求であって、本市にとっても重要な持続可能な開発、地方創生を推進し、本市が将来にわたって人々が安心して暮らせるような持続可能な地域活性化も目指されています。

SDGsは17のゴールと169のターゲットが設定されているとともに、進捗状況を図るための230の指標が掲示されています。それは達成度を測定するための評価尺度になります。これを活用することにより、行政、民間事業者、市民などの異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通語を持つことになり、本市の政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携が可能になるとされています。これらによって地方創生を含めた課題解決をより推進することが期待をされています。

誰一人取り残さないとの理念の啓発とSDGs達成に向け、新たな総合計画の項目にSDGsの17の目標に該当する項目を明記し、わかりやすく具体的に取り組むべきではないかと考えますが、最後に市長にお伺いします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

議員御発言のように、山口市総合計画の後期計画は来年度中に策定することとなります。また、SDGsの目標は達成度を測定するための1つの指標として有効なものと考えております。ただ、目標が大変多岐にわたっておりまして、日本の達成度は157カ国中第11位であり、既にほぼ達成済みのものがあったり、実質的には国にしかそうしたものを達成することは無理なものも含まれております。

それと、SDGsの目標年次が2030年であるのに対しまして、山口市の後期基本計画の目標年次は2023年度でございます。これを直接的に結びつけるのは困難でございますし、意味も薄れてまいるのではないかと考えられます。

何よりも総合計画は多くの人に理解しやすいものとしなければなりません。現段階では、SDGsに対する市民の認知度は非常に低いものと思います。しかしながら、SDGsの理念は本市がこれまで取り組んできている方向性と同一でございます。総合計画の文言にSDGsという用語を用いるかどうかは別といたしまして、SDGsの認知向上に向けての啓発に努めつつ、SDGsの理念や目標とも照らし合わせることも視野に入れて後期計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君、質問を変えてください。

○4番（加藤義信君）　続きまして、災害対策についてお伺いをします。

県は、2月21日、県内で内陸直下型地震が発生した場合の被害想定を独自に算出し、公表しました。2月22日の新聞に掲載をされておりました。濃尾断層帯の北端を震源にマグニチュード7.7の地震が冬の午前5時に発生し、武芸川断層帯、本巢市から関市武芸川町の29キロを連動した場合、本市を含め岐阜市や関市、本巢市など4市で最大震度7の揺れが起き、最大で死者は3,700人、負傷者は3万500人に及び、7万7,000棟の建物が全壊、430棟が焼失するという結果報道でした。

県防災課は、県内の被害想定全体像が明らかになったとし、2019年度にライフラインの被害予測などを追加で調べ、次期の県強靱化計画と県地震防災行動計画の策定に合わせ、必要な対策を練ることなどが盛り込まれました。

本市では、3月9日深夜1時8分、美濃中西部を震源地にマグニチュード4.5、震度3の地震が発生をしましたが、幸い被害情報などは入っていないということもありました。

本市のこの冬の状況を見てみると、葛原、柿野、神崎といった北部地域では、ことしに入っても積雪がほとんどなく、地元の方はこんなことはないと言われるような異常な気象でもあります。最近のこうした近年にない自然環境も踏まえ、今後の災害対策について、地区防災計画について伺います。

従来から国の防災基本計画があり、自治体が立てる地域防災計画などがあります。それに加え、自治会やその中にある班単位、また、マンションの管理組合などのコミュニティーが、災害時の避難方法などをみずから立案する地区防災計画が平成25年の災害対策基本法の改正で設立をされました。

これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、26年4月に導入されました。地域の特性に応じて、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。緊急時の避難場所等も含めた柔軟性も重要だとも考えます。

災害発生時には自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、市よりも小さな地域コミュニティーでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。この地区防災計画を立てる単位は、町内会や自治会、企業や商店街、学校や福祉施設なども主体となることができます。

内閣府によると、地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年4月1日時点で、地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは23都道府県の40市区町村、248地区で完成、素案作成に向けて活動中なのが40都道府県の123市区町村、3,427地区であります。素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が、全国

に1,741ある自治体の1割にも満たず、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているのは全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況でありました。制度の普及、啓発について、行う必要があるが行えていないと答えた自治体は全体の約6割に及んでいます。

今後、各地区で地区防災計画の策定が進むことが市全体の災害対応力の向上につながるとも考えますが、いかがか、総務課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

市町村の一定地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画は、地区の住民等が中心となって作成するボトムアップ型の計画であり、その作成が各地区で進めば、議員御指摘のとおり、市全体の災害対応力の向上につながるものと考えられます。

実際、最近の被災地では、地区にある多くの住宅が濁流に流されたが、以前から大雨のときは安全なAさんの家に避難することを決めており、当日避難したため犠牲者が出なかった。また、別の被災地では、地域の防災リーダーの声かけで早目に避難したことで犠牲者が出なかったなど、行政からの指示や情報によることなく、現場の住民がみずからの判断により、避難して助かったという事例が報告されております。

自治会や小学校区、山間部など各地区の特性を踏まえ、予想される災害等に応じて迅速な行動をとるためには、避難すべき降水量や河川水位の状況、安全な避難場所、避難方法などを話し合っ、事前に決めておくことは大変有意義であると考えております。

現在、山県市内では155の自治会がありますが、自主防災組織は隣の自治会とともに組織をつくったり、複数の自治会が1つになったりと地域の実情に合わせて構成されておりました、全部で135の組織がございます。

地区防災計画を作成する場合には、この自主防災組織が基本となると考えておりますが、昨年度は、このうち21組織で約900名の住民の方が地元地域のレッドゾーンやイエローゾーン、洪水ハザードマップによる浸水区域などの情報を使って災害図上訓練や避難訓練を実施され、防災情報の確認方法などを学ばれました。

これらの訓練は、まさに行政からの情報に頼らず、住民みずからの判断による迅速な避難行動に必要な活動であり、地区防災計画の作成にもつながり、ひいては地域防災力の向上にも役立つこととなります。

まずは、防災意識の高い、このような活動を積極的に実施されている自主防災組織の方々を中心に、地区防災計画の作成に関する啓発の実施を検討してまいりたいと思いま

す。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 災害からの教訓を踏まえて、他の自治体では既に地区防災計画を定めているところもあります。以前の報道、新聞では、地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行う、住宅に消火器と火災報知機を100%設置する。避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、取り決めの内容はさまざまでありました。地区の範囲を設定することなく、地域事情に応じて決めることができます。本市でも21組織で900名の住民が災害図上訓練などを実施され、災害情報の確認方法などを学ばれたとのことでした。

その次の取り組みが地区防災計画の策定ではないかと考えます。これらの訓練が地区防災計画の作成にもつながるとの答弁でした。また、実例として、地区の多くの住民が濁流に流されたが、安全なAさんの家に避難することを決めており、避難したため犠牲者が出なかった。また、防災リーダーの声かけで早く避難し、犠牲者が出なかったなど、実例を挙げていただきました上で、避難場所、避難方法など、事前に決めておくことは大変有意義だという答弁でしたが、ぜひ地区防災計画の普及啓発活動を行っていただきたいと思います。

そこで、総務課長にお聞きします。

地区防災計画を市として認めていく制度があるようです。この地区防災計画は、市の地域防災計画に位置づけ、公助のしくみと連動させることで実効性が高まってくるとも考えられます。

地域の実情に合わせた防災対策について、地区防災計画の認定の方向性も含めて再度、総務課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 再質問にお答えします。

山口市としましては、自主防災組織の方々がさまざまな訓練や各種研修などを積極的に行うことにより、地区の防災意識が向上し、地区防災計画の作成へとつながっていくことが理想的だと考えております。

地区防災計画は、その地区の自然特性や社会特性、防災活動の体制、平常時及び災害時の活動、市町村等との連携など具体的な活動内容を明確にし、より迅速かつ的確な避難行動がとれる計画にする必要がございます。

計画は、あくまで地区の住民等が中心となったボトムアップ型であることが重要な要

素であるため、山口市としましても、まずは積極的な自主防災組織に対し、地区計画の必要性やメリットなどについて啓発していくことを検討していきたいと考えております。なお、啓発に当たりましては、具体的なモデル案や計画作成のメリットの提示など、効果的な方法を検討してまいります。

また、山口市の地域防災計画では、自主防災組織の育成と強化の項目におきまして、必要があると認めるときは各自主防災組織の地区防災計画を記載するとしておりまして、作成される地区防災計画と山口市の地域防災計画にそごがないように、計画策定におきましては、その策定段階から記載事項の確認や指導、助言を行い、地域防災計画への記載についてもほかの市町村の計画などを参考に、具体的な記載方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 多くの命を奪った東日本大震災からこの3月11日で8年を迎えました。あの東日本大震災において、自助、共助、そして公助が合わさって初めて大規模災害後の災害対策がうまく働くことが改めて強く認識をされました。

大切なのは、行政に限界があることを理解した上で課題を洗い出し、地域などができる範囲内で地域の防災ルールをつくり、それを実際に継続できるようにすることです。その意味でも地区防災計画の制度の理解を深めることが普及の鍵になります。地区防災計画は自由度が高く、どの地域にも適用される答えはなく、形式にははまらず、皆で考え地域づくりを行うことが大切です。内閣府では、情報提供の強化やアドバイザー派遣などを通じて現場の取り組みを支援していくとも聞いています。

防災に関するさまざまな取り組みを通じて、共助、自助、最近では近助とも言われるようになりました。本市として、より地域防災力の向上を支援し、地区防災計画の策定につながるような後押しも必要だと考えます。

また、今、具体的なモデル案や計画作成の効果的な方法を検討するということでしたが、公助の仕組みと連動させることも視野に、それにふさわしい内容や、活動範囲が必要になるとも思います。

自主防災組織や自治会、また地域コミュニティーなどが地区防災計画を作成しようとする際の一助となるようにポイントを整理し、どのように地区防災計画の作成を進めていけばいいのか、本市の地区防災計画として必要と考える内容、項目はどのようなものかを示し、それぞれが地区防災計画を作成する際の参考になる地区防災計画手引きといったものを策定してはどうかと考えます。啓発を促し、実効性のある身近な地区防災を

構築する手助けとなると考えますが、最後に総務課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 再々質問にお答えします。

災害に関する地域特有の課題や対応策などを協働で検討した上、情報を共有し、地区防災計画を策定することが地域コミュニティの防災力向上や、地域密着型の防災・減災活動の積極的な展開につながるということについて、自主防災組織の方々に啓発してまいりたいと考えております。

その結果、自主防災組織の方々が地区防災計画の策定に向けた取り組みを始めようとした際に、具体的な進め方に迷われ、計画策定の手引きなどを要望される可能性は高いと認識しております。

現在、内閣府のホームページにおきまして、地区防災計画ガイドラインや地区防災計画の啓発用パンフレットなどが掲出されており、ガイドラインには計画作成に関する詳細な説明が、概要版には計画の基本的な考え方や内容に係る簡単な説明が記載されております。

自主防災組織の方々にこれらの参考資料をお示しするとともに、ほかの自治体の手引きやマニュアルなども参考として、山縣市独自の手引きなどの必要性についても検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分より再開をいたします。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

新学習指導要領に向けての取り組みと今後についてお伺いします。

2017年3月に公示されました新学習指導要領の小中学校における移行期間の取り組みについて、昨年、第1回の定例会においても一般質問を行いました。先進的な取り組みや新たな取り組みを行う小中学校指定事業についても、山縣市のホームページでわかりやすく御紹介をいただいているところです。

小学校は本年度まで、中学校は来年度までがその移行期間となっております。

さきの議会では、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教科の指導等を積極的に実施し、円滑に移行ができるよう、基本的な考え方として、各学校の教育目標を達成するために、子供たちの姿や実情を踏まえて教育計画を構築していくこと、小中一貫教育の考えに立ち、山口市チームとして取り組むことを大切にしていかれるとお答えいただきました。

道徳、外国語教育、論理的思考の基盤となる思考力を育てる取り組み等、前倒しで実施すべき内容を含めた計画についてもお答えいただき、取り組みが進んだ事業が今議会に提出されました当初予算案にも上げられています。

移行期間を1年終える現状と今後の取り組みについて、学校教育課長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

学習指導要領移行期間中の基本方針は前回の答弁のとおりでございますので、特色のある教育活動3点につきまして、それぞれ今年度の取り組みの現状と来年度の計画等を具体的に御説明いたします。

1点目は、教科等の授業改善の取り組みでございます。

今回の学習指導要領改訂の目玉といたしまして、知識の理解の質を高め、資質、能力を育む主体的、対話的で深い学びがうたわれております。山口市学校教育の指針にも、主体的な学び等につきまして明記し、指導に当たってまいりました。

山口市は、本年度まで大学、市町村と連携した授業改善支援プロジェクト、オール岐阜の指定をいただき、ことしは伊自良南小学校を指定校に実践研究を進め、その成果をこの2月、全職員に公表したところでございます。このプロジェクトは3年目を向かえ、かなり市内学校に学習指導要領の趣旨にのっとった授業改善が浸透してきております。

例えば、研究授業では、S T分析、学習者と指導者の行動分析を行い、教師の指導の時間と児童・生徒の主体的な学習活動の時間の行動記録とそのバランスや内容について吟味いたします。この取り組みを通して、これまでの教師対児童・生徒といった講義的な授業は少なくなり、児童・生徒がみずから学習内容を獲得するといった授業がより多く見られるようになってまいりました。

特別の教科、道徳におきましても議論する道徳がうたわれており、ペア交流やグループ交流を多く取り入れ、自分の立場はこうです、だからこう考えます、どうですかなどといった児童・生徒同士のやりとりを大切にする授業の仕組みが確立し始めております。

また、ICT教育推進校の桜尾小学校では、デジタル教科書と電子黒板の導入により、資料や動画等の学習素材を児童が主体的に操作しながら、仲間に関わりやすく説明した

り、意見交流を行ったりといった、学習内容を広めたり深めたりする授業改善が確立してきております。

来年度は、このような各学校の取り組みや推進校の授業改善のよさを市内全学校に周知、指導し、より一層新学習指導要領にのっとった授業改善を進めてまいります。

2点目は、小学校外国語活動の充実でございます。

御存じのとおり、2020年度から小学校五、六年に教科、外国語が70時間、三、四年生に外国語活動35時間が完全実施となります。

本年度は高学年50時間、中学年20時間以上と文科省の示す移行期間の時間数より山県市は多く授業を実施いたしました。

また、山県市の特色としまして、今年度、英語活動学習支援員の設置により、外国人のALTと日本人の英語活動学習支援員、そして学級担任の3名の指導者体制で英語の授業が実施できるといった充実が図られております。

さらに、ほかの市町には例のない、市内中学校の英語教諭全員に校区の小学校に兼務辞令をかけ、より専門的に小学校英語への指導、助言や英語の授業の指導者として小学生に指導するといった取り組みも数回実施いたしました。

来年度の時間数につきましては、2020年度の完全実施を視野に入れ、前倒しで高学年70時間、中学年35時間実施する予定でございます。既にその全時間の指導計画は学校教育課で作成し、通知しております。小中の英語教育連携、指導者の指導連携を今後も充実させ、児童・生徒が英語になれ親しみ、スムーズかつ効果的に英語教育が図られるよう進めてまいります。

3点目は、プログラミング教育の推進でございます。

本年度はプログラミングになれ親しむことを狙いに、全小学校に人型ロボットペッパーを巡回させ、基礎的なプログラミング体験ができました。推進校におきましては、親子プログラミング教室を開催したり、ペッパー以外の先進的なプログラミング教材を使用した教員向けプログラミング研修会を実施したりといった取り組みがなされました。

また、市内統一の山県市立小中学校情報活用能力表を作成し、小学校低学年から中学校までの発達段階に応じたICT活用能力を明確にいたしました。

このような成果がございましたが、新学習指導要領が求めるプログラミング教育は単なるプログラミング体験だけではなく、論理的思考の基盤となる思考力を育むよう教科等における思考の本質を育てる授業づくりでございます。

今後は、ペッパーと併用して安価なプログラミング体験教材の導入や、推進校のプログラミングコンテストの参加等、プログラミング体験を充実するとともに、各教科や総

合的な学習の時間などにおけるプログラミング的思考の育成のための整備を重要視してまいります。

そのために各教科における論理的思考を育成する学習内容や教育活動を洗い出し、意図的に指導していく必要がございます。2019年度小学校、2020年度中学校の全教科の教科書採択がえが行われます。新教科書のプログラミング的思考の育成に関連する学習内容を洗い出し、山県市立小中学校プログラミング教育指導計画を作成する予定でございます。

このほかにも、本年度、山県市教育の指針にかかわるさまざまな事業及び指定校や推進校の取り組みに成果が見られました。さらに、新学習指導要領にある、これからの子供たちに必要な資質、能力を効果的に育むことができるよう、物的資源、人的資源を十分活用した山県市ならではの取り組みや整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ただいま学校教育課長より、主体的、対話的で深い学びについてお答えいただきました。

授業改善プロジェクトの実践研究により、児童がみずから授業内容を獲得するといった授業が多くなったこと、また、児童・生徒のやりとりを大切にする、議論する道徳、ICT教育推進校での学習素材を通した学習内容の広がりや深まり、プログラミング教育について、具体的な内容や成果もお答えいただきました。

今回の改訂では、地域社会とのつながりも重点の1つとされています。新聞を教材として活用するNIE活動として、ヒダサンショウウオについてや、災害、福祉をテーマに作成した山県市内の小学生による新聞づくりが1月21日の新聞にも紹介されていました。山県市ならではの整備、今後の取り組みに期待をしております。

再質問は、外国語教育についてお伺いします。

外国語教育は2020年の完全実施に向けて、時間数、指導者体制、中学校の連携を通じた小学校英語への指導をただいまお答えいただきました。山県市独自の取り組みを大変心強く感じます。

では、その逆はどうでしょうか。より早く外国語学習を始めるためだけでなく、中学校、高校での学習を深めるための今回の改訂では、耳で聞く音声だけでなく、小学校五、六年生で読むこと、書くことの文字になれ親しむ学習を行ってきた小学生が中学校へ入学します。移行期間も含め、今後数年は毎年度小学校での学習量が異なる中学1年生を迎えることとなります。小学校、中学校との連携は充実されていかれるとのことですが、

中学校の学習にも工夫や対策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、在学中に現行の課程から新課程に移行する学年への対応はどのようでしょうか。学校教育課長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

小学校の外国語活動の時間数が年度によって異なることや新課程への移行の対応について、まずお答えいたします。

まず、欠かせないことといたしまして、小学校外国語活動の指導計画の工夫がございます。山口市では市内統一の指導計画を使用しておりますので、まず、同学年における学習量の差はございません。よって中学校の教科英語スタート時においてのばらつきもございません。

年度による学習内容の差についてでございますが、年度ごとに指導計画を見直し、当該年度に履修できなかった学習内容につきまして、例えば上の学年で漏れなく履修できるなどといった工夫をしております。

時間数の差についてでございますが、文科省の示す移行期間中の高学年50時間、中学年15時間は必須の学習内容となっております。当該学年において学習内容の組みかえなどを行いながら、確実に示された学習内容をクリアすれば、新課程への移行等に大きな問題はないとされております。

また、岐阜県教育委員会も学年別移行措置期間用教材配列表を作成しており、新課程までに学習内容に漏れがないようにといった通知がございます。もちろん新課程の時間数がどの学年も実施できれば、児童のコミュニケーションの機会がふえ、より小学校英語の狙いを達成できると認識はしておりますので、前倒しで山口市は行いますし、今後、時間数に課題を感じましたら市全体の教育計画を見直すといった工夫も考えております。

次に、中学校英語学習の工夫についてお答えします。

小学校から中学校へのスムーズな移行のために、小学校英語の内容や実態を踏まえた中学校英語の指導改善が必要となります。また、小中学校の英語の新教科書への対応も進めなくてはなりません。

これまで書くことは中学校からとなっておりますが、新学習指導要領では、小学校英語にアルファベットを書くこと等が学習内容に新設されております。小中の学びの重なりや小学校での不十分な学び等に配慮していかなければなりません。

そこで、先ほども申しましたが、山口市ならではの、ほかの市町にはない、中学校の英語教諭の小学校兼務を今後も進めてまいります。これは小学校英語のためだけではな

く、中学校の教諭が小学校英語の内容や児童の実態を現場に入って把握し、中学校英語の指導計画の改善に生かすためでもございます。

国際化の進む中、グローバルな視野が持てる子供たちの育成を願い、英語になれ親しみ、楽しくコミュニケーション能力等を身につける山口市ならではの英語教育を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 小学校から中学校への接続が課題となる外国語教育について、今、山口市の体制をお聞きしまして心強く思います。

御答弁にもありましたグローバル化の進展、急激な少子高齢化や生産年齢人口の減少など、人や物、情報の移動が加速していく時代に社会へ出ることになる現代の子供たちです。人工知能が進化し、定型的業務や数値的に表現が可能な業務は代替が可能になります。しかし、それらは与えられた目的の処理です。場面や状況に応じてみずから目的を設定できるのは人間です。自分の考えをまとめたり、表現を工夫したり、どんな人生を送るのか、どんな社会、未来をつくっていくのかを考え出すことができます。社会の変化に受け身でなく、主体的にかかわり合うことや能力を発揮できる力を身につけることが求められます。

今回の学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標、その未来のつくり手となるために、必要な能力を育む社会に開かれた教育課程の実現が理念とされています。

先ほど、別の議員からSDGsの質問もありましたが、前文には、一人一人の児童が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることが求められると書かれています。

答弁でお答えいただきましたように、ICT機器を活用した学習も今後さらに進んでいきます。しかし、それらは学校で行われる授業を代替するものではなく、授業の質を高めるツールとして活用され、人間の強みを伸ばすことを目指した今回の学習指導要領では、チャレンジしようと思う子供たちの心や環境、学級の雰囲気をつくる教師の授業力が重要な鍵を握ると考えます。

改訂による移行期間の最中ではありますが、市内には複式学級を抱える学校もあります。今後さらに現場の教職員の方々が十分に力を発揮できる環境、体制づくりの強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上をお尋ねし、今後、山口市ならではの教育に期待を込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石神 真君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再々質問にお答えします。

現場の教職員が十分に力を発揮できる環境、体制づくりといたしまして、まず、教職員の勤務の適正化、スリム化を図ることが重要課題であると考えております。

今回の学習指導要領の実施に関しましては、教育課程上、時間も内容もふえることから、今後しばらくの間、教職員の研修や教材研究等の負担は全体的にふえていくものと考えております。しかし、このことは教育の本質的内容であり、教職員の職務として指導能力等の向上を図らなければならないことでございます。

山口市では、勤務の適正化の目的として児童・生徒に力がつく教材研究をするなどが最も教員にとって必要なこと、その本質の部分をおろそかにすることがないよう、事務の効率化や共同化、学校運営の見直しを図り、教職員の事務負担と負担感を軽減するよう適正化を進めていくとございます。よって、そのほかの部分の効率化や共同化等を図り、教職員の負担や負担感をプラスマイナスゼロにしていくことが課題であり、対策を進めているところでございます。

1つには、人的資源、物的資源を生かした教職員への対策がございます。

初めに、人的資源を生かした対策としましては、学校事務共同実施協議会による市内統一の各種ソフト作成と学校事務の共同化、統一化を図ること。英語学習支援員とALT、担任による外国語活動の授業の共同化を図ること、特別教育サポーターの設置による複式の授業解消や免許外授業の解消等を図ること、スクールサポートスタッフによる教員の事務軽減を図ることなどがございます。

次に、物的資源を生かした対策といたしましては、各校の電子黒板及びデジタル教科書の設置による教材資料作成の負担軽減や児童主体の授業づくりを図ること、プログラミング体験教材の活用による効果的な教育活動を図ること、指導用教科書及び教材の購入による効率的、効果的な授業づくりを図ることなどがございます。

さらには学校の全体教育計画への対応が挙げられます。教科等の目標や内容を見渡し、学習の基盤となるつけたい力や現代的な諸問題に対応する力の育成のために教科等の関連を見詰め、横断的な学習を充実させることでスリム化を図ろうとしております。このことと同時に、より効果が得られるよう教職員の配置や、先ほどの人的、物的資源をどこでどのように生かすのかなどを考慮したカリキュラムマネジメントを確立させ、学校教育計画の改善による体制づくりを進めております。このように今後も教職員の環境づ

くり、体制づくりの強化に努めてまいります。

現在、山県市の小中学校はそれぞれ特色のある教育活動も進めておりますが、基本的な教育内容や諸問題への対応につきましては、市として統一感があると評価されております。あすの子供たちに必要な力を育む山県市ならではの教育を今後も積極的に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位4番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、1点だけ御質問をいたします。

御質問の背景として、実は新聞を見ておりましたら、「麒麟がくる」ということで、大河ドラマで関係する自治体の方がお集まりになっていろいろ協議したり、情報交流したということが述べられておまして、最後1行、新聞記者の感想か、麒麟が終わった後、続いていくだろうかということが課題であるというふうに1行書いてありました。そのとき、じゃ、山県市はどうかなということふと思いついたのが、きょう御質問する内容でございます。

大桑城及び城下地域の調査の必要性。

歴史遺産を観光等に活用することは、客にとっても住民にとっても、とてもよいことだと思います。その時代に生きた人の生き方、考え方の洞察や推理ができますし、現在の社会や自分を見詰めるきっかけにもなります。

歴史を知るということは、歴史的な事実に触れてみるということ、本物が見えて史資料が見えるということが必要案件であるというふうに思います。

では、大桑城は誰が住んでおったのかということから、ちょっと説明させていただきますが、「麒麟がくる」と同時期、重なるところもたくさんございます。大桑には、岐阜の守護であった頼芸、いろんな呼び方がありますので、「らいげい」と読んではいけないという人もありますが、こういう本には学者も書いていますけど、頼芸で統一して読んでもよろしいよというふうに書いてありますので、頼芸ということにします。

守護として11代目。大桑に来る前、どこに住んでいたかといいますと、川手城と言います。川手城というのは、済美女子高等学校があるところのあたりです。あそこへ行きますと石柱に書いてあります。あのあたりに川手城があつて、頼芸が大桑に来る前はそこで守護職の仕事を進めていた、10代まで。ところが道三がやってきました、道三は下克上の代表みたいな人ですから、『国盗り物語』というので発表しておりますけれども、

斎藤という守護代から、守護代になって斎藤を名乗る。次に頼芸を狙って守護を狙うということでございました。

それで、頼芸は天文元年、1532年、長良川の近くの枝広館というところへ移動させられます。ところが大洪水が起こりまして、そして、それが流されてしまいましたので大桑へ押しやられたと、そこが大桑の城に来た最初でございます。

それが今、元号をいろいろ言っておりますけど、天文3年9月、1535年に大桑城にうまく押しやられたと。どこに住んでおったかといいますと、南泉寺の南の館というふうに古文書には書いてあります。そこに平常は住んでいて、何か攻めてきたらしいぞという声が上がると、山に登って防御したというふうに書いてありますので、大桑城に住んでおったということは日常はなかったわけですね。

そして、天文11年といいますと1542年ですけど、大体7年間ぐらい長く見ても大桑におったということになりますけど、道三に攻められまして、そして、最後は道三が裏山から火をつけて焼いてしまったという文章もあります。

そこで、全体像はそういうふうです。短い期間でございましたけど、守護として道三もそう簡単に自分が守護となるわけにはいかない。朝廷からそういう許可をもらわなければなりませんし、守護職としても務めなければならないということで、使いやすところは頼芸を使って守護という印鑑を押させて、難しい内容は自分が守護として出している文章がこういう並列に幾つかあります。

そこで、幾つかの観点から城山を計画的に見直して観光地になるようにしたらどうかというのが私の提案でございますけど、1つ目は、そのためには山の頂上付近の城守の発掘調査が必要ではないかと。燃えてしまったと言いますけど、その跡を一回調査してみると、今まで調査していません。岐阜市なんかを見ますと、きちんと学芸員が計画的に調査をしまして、何年かごとに発表をしております。こういうのが発見されたと。大体、人が、今、言いますと、六、七十人はすぐに集まって説明会に参加するというふうに言われております。この間、その隣の犬野町で古墳を調査して発表しましたが、これも70人ぐらい集まると。最低限でもそのぐらい集まってくるので、山の頂上の発掘で、いわばどのあたりにどういうふうに館が建っていたか。城じゃないですからね、大桑城と言っておりますけど。そして、こんな本丸がついて、そういうあれじゃありませんので。それから、馬のこちら側ですけど、西側に馬を訓練してつないであれしたという場所がずっと広く広がっておりますので、ああいったところも調査する必要があるのではないかとというのが1点目です。

2つ目、それなら大桑に武士や農民や商人はどのように住んでいたのかということのを

発掘調査すると。そんなことができるのかと言う方がいるかと思いますが、これはものすごくあるんです、実は。後からちょっと言いたいと思いますけど。

それから、展示可能な史資料、これ、レプリカにしてもいいんですけど、皆さんよく知っていらっしゃるのには有名なタカですね。これは書物にも載っております、きちんとした資料集にも。洞文という名前の画家がいたと、それは恐らく頼芸であろうというふうに書いてありますから、絵描きとほとんどかわらないあれが南泉寺にあります。ほかにもあります。岐阜市にもあります。そういうものをレプリカ式にして、目にとるとすばらしいです。描き方が大胆で細かい、そういうものを作ってはどうかと。

それから、4つ目は、やっぱり見学コースですけど、今、大体、昔の修学旅行のように連れて回るなんていうことはないのです、そこに、どこかにこういうふうに見学場所をこれだけありますよと、六万墓はここにありますがよ、城はここですよ、南の館はここですよと、そういうものをつくって、そこで選択する方法が今一番好まれていますので、そういう方法で見学コースの設定をするというのではないかというふうに思います。

5つ目は、史資料が鑑賞できる場所。これ、どこへ行ってもそういうところがありまして、私、そういうところへ連れていかれる人が大好きでよく行ったのは小谷城。小谷城というのは浅井長政の住んでいたところで、お市の方が来て、3人子供が、女の子が生まれますね。そこに山城がちゃんとありまして。何にもないんですよ、山へ登っていくと。しかし、下に1階建ての資料を見る建物がありまして、そこに当然トイレもありまして、お土産も売っておって一括できる、そういうカウンターのところにおばあさんがいます。おばあさんも物知りでしゃべります。そういう人がいらっちゃって非常におもしろいところになっておりますけど、そういった資料館のほうは身近で、お尋ねして主体的に見えるというのでいいのではないかというふうに思っております。

ただし、本物が見えなきゃいけないので、これはさっき言いましたように、レプリカにしないと仕方がないんですけど、このレプリカが簡単にはなかなかできませんので、所有者の許可が必要ですから、それは学芸員という資格を持った人がやっぱりきちんとやるということが、今、規則的になってきております。昔はそんなことはありませんでしたけど、今はそういうことで学芸員が必要であろうというふうに思いますが、そういったものを整備すると、あそこが1つの資料的な意味で見学地になる可能性は持っているということですが、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 上野議員の御質問にお答えをいたします。

大桑城につきましては、城下町を含め非常に貴重な史跡であると認識をしております。

県内でも恵那市の岩村城、そして可児市の金山城などと同様に史跡としての価値は非常に高いと聞いております。

議員御指摘のとおり、この歴史遺産を保存していき、より多くの皆さんに貴重さを知ってもらい、山県市の歴史的な事実に触れてもらうことで、ほかにもあります歴史遺産とあわせて観光等に活用していくべきと考えております。

これまで大桑城下町遺跡につきましては、合併前の平成5年度に大桑城跡調査整備保存推進委員会が発足しまして、平成7年から旧高富町による大桑城下町遺跡の調査が行われてきたところでございます。その後、平成8年からは13カ所の試掘調査、そして、平成9年から15年にかけては分布調査が行われたところでございます。

このように大桑城下町遺跡の調査は行われてきましたが、大桑城跡につきましては、巨石を伴う土塁と虎口の遺構などが確認されておりますが、本格的な調査は行われていませんでした。

1点目の山頂付近の発掘調査及び2点目の住まいの遺跡調査につきましては、城下町遺跡の調査同様に、目的を明確にして分布調査や基礎的な調査など、順を追って調査をしていく必要があると考えております。

なお、調査には地元住民の皆さんや所有者の皆様の十分な理解のもと、限られた財政状況の中で長期的スパンでの事業になろうかと考えております。

また、6点目にありました学芸員の配置や組織体制、これも十分に必要であり、それなりの対応をとっていきたいと考えております。

3点目から5点目までの、史資料の確認、展示、見学コースなどにつきましては、山県市は明智光秀ゆかりの地でもありますので、四国堀、南泉寺や十五社神社などの歴史関係のみならず、豊かな自然、観光とあわせ、周遊できるようなコースも必要と考えております。こうした周遊の中で、大桑城下町の遺物や貴重な資料等を多くの皆さんに見ていただけるような施設を具体的に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、山県市への来訪者が一時的ではなく、継続的に来訪いただけるよう、岐阜市や関係機関等とも連携して進めてまいります。これには、まず、地元の皆さんの御協力のもとより、多くの皆さんの御理解と御協力により、山県市への誘客に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石神 真君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 岐阜市との連携ということで、ちょっと再質問をしたいんですけど、たしかあれは信長の時代であったと思いますけれども、その前に実は道三と信長

は戦うわけで、1回信長が負けます。そして、後に勝利をおさめてあそこにまちづくりをするわけですけど、そのまちづくりの中の資料に、大桑から町人を連れてきて、そしてまちづくりをしたと、そして大桑町にしたという資料があるんです、実は。そういう移動がされている、ちょうど頼芸の後ですよ。

後にそういうことが行われて、本町のあたりかな、あの辺にきちんとしたまちづくりをしていると。それが日本人が書いた書の中にあるんですけど、フロイスの書類の中にもあるんですよ、フロイスの書類の中に。信長はまちづくりを熱心にやって、そして飲み食いする人、ばくちをする人、売り買いの声が荷づくりの声、夜となく昼となく大変聞こえていたと、すばらしいまちづくりをしているということが書いてある。

それはもう間違いなく本町のあたりだと思いますけど、そういうことでいうと、岐阜市と連携しながら大桑町というのはどういうふうに進んできたのか、史資料がないかどうかということや、今後そういうものをきちんと連携しながら深めていくという手があると思うんですけど、この大桑城そのものもはっきり南の館と書いてあるだけで、どこかということは明示されておりませんが、岐阜市のほうも枝広館というところへ引き連れてきたというふうに書いてありまして、それが流されたという、そこはどこかということが今調査している最中ですので、そういうものができると、そこから大桑のここへ来たという連携ができるわけですので、そこを見学した人が、それなら大桑へ行ってそこを見てこようかというつながりが具体的な史資料でもって出てくるというふうに思いますので、その点を岐阜市とのつながりを1点、再質問いたします。

それから、2つ目に、ちょっとお答えになりましたけど、所有者の理解ということは何もすごく大事です。私は昭和48年でしたけれども、当時教育長が横山 愿さんでございまして、実は高富町史をつくりたいんやと、それで資料調査員をやってくれないかということをおっしゃって、若い先生方に動いてもらいたいということで、私もそこへ入らせていただいております。

大桑はほとんど歩きました。深瀬のほうも歩いております。それから梅原のほうも歩いておりますが、そのときに思ったことが、ものすごく大事にされておる、史資料。そういう方が何人かいらっしゃいまして、先生、これは家から持ち出しの禁止のあれに、ずっと家系で来ているので持ち出してもらっちゃいかんよと。倉庫から出してきて、ほこりを払って、それを年代順にして、あるいは分類して、そしてそれをきちんと縛ってあって片づけるという仕事なんですよ。こっちはどういう資料があったかというのは残っている。そういう調査員ですけど、実はついでに上野さん、いいのを見ていきやと

いって大桑で見せてもらった資料もあります。だから、そういう資料保存者は余り外部に出さないというところが半分ぐらいありますので、やっぱりここを上手につながりをつくって、あの人だったら大丈夫やなというふうにやっていかないといけないと思います。

私は、あの資料は重文か国宝になるというものも知っております。出したら絶対に重文にはなる。重要文化財になる。重要文化財、10年ぐらいやりますと国宝になりますから、そういうのもあるんですよ、実際。しかし、それを持ち出せるかどうかはちょっとわからない。

岐阜市にもタカの絵はあります。岐阜市にもあるんですよ。だから、そういうところとどういふふうにつないで、資料館をするかということになると、これも大事なので、そういう学芸員をうまく使って、きちんと丁寧に、責任感のある人だということに進めていくと、こういうものがきちんと貸し出してくれるということを思いますので、その2点についてだけ再質問して終わります。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 上野議員の再質問にお答えをいたします。

まず、岐阜市との関連でございますが、やはり議員御指摘のとおり、道三に頼芸も滅ぼされたというようなところで、非常に結末も当然関係が深いと、このように考えておりますし、私も岐阜市の大桑町、ここには大桑という名前の人がたくさん住んでおりますが、そのようなことも知ってはおります。やはり今、大桑城を云々する場合は、やはり金華山、そして道三、信長、この関係をしっかりと踏まえていないとやはり大桑城の価値といいますか、そういうのが浮かび上がらないと、このように考えております。

議員御指摘のとおり、何とか岐阜市とも連携を密にして調査に当たっていききたいと、このように考えております。

そして、2点目の点でございますが、やはり、まず山の持ち主の了解も当然必要ですが、議員御指摘のように、大桑には当時の右大臣とか左大臣の末裔も今現在、住んでおりますと同時に、いろんな家臣たちによる、いろんなもの、当時のものもあると、私もうっすらとは聞いております。やはり現地だけじゃなくて、議員御指摘のように、いろんな形で調査をしていききたいと、ぜひそのような学芸員が確保できるようにと、こちらでも努力をしていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（石神 真君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

○副議長（吉田茂広君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 5 番 加藤裕章君。

○2 番（加藤裕章君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして1点、一般質問をさせていただきます。

地方創生とSDGs、持続可能な開発目標についてということで、午前中にも同僚議員がSDGsについて質問されました。私のほうからは、特に地方創生を進めるにはやはり一般市民の方の力が必要ということで、市民の方とどう連携して取り組んでいけるのかということに焦点を絞りまして質問をさせていただきたいと思っております。

現在、山口市では地方創生交付金を活用し、シティプロモーション、観光交流、移住定住などの施策に取り組んでこられました。最近、山口市の取り組みをよく耳にするという声も聞き、一定の成果が得られているのではないかと感じております。

今後、さらに地方創生を進化させていくためには、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要となってきます。

さて、近年、SDGsという言葉が注目をされ、地方自治体や民間企業でその理念を施策や事業に取り入れる動きが活発化してきております。改めましてSDGsについて少し御説明いたしますと、SDGsは、国連加盟国193カ国が合意した、誰一人取り残さないを理念として、国際社会が2030年までに、先進国、途上国の共通課題、貧困などの途上国を中心とした社会課題、都市、気候、格差などの世界共通の目標、いわゆる持続可能な開発目標であります。

SDGsが目指す17の目標のうちの幾つかを紹介してみますと、1つ、貧困をなくそう、3つ、全ての人に保健と福祉を、4つ目、質の高い教育をみんなに、11、住み続けられるまちづくりを、13、気候変動に具体的な政策をなどがあります。

その中には、第2次山口市総合計画に掲げる目標と関係の深い目標が数多くあります。自治体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みは、地方創生の実現に資するものであり、その取り組みを推進することが必要であります。地方創生交付金事業は来年度までとなっており、将来的には地域や市民が自立して取り組んでいかなければい

けません。

そこで、地方創生の各種事業が地域に根つき、持続的に取り組んでいくためには、SDGsの考え方を取り入れて進めていく必要があるかと考えますが、今後どのような方針で取り組まれていくのかを理事兼企画財政課長にお尋ねします。

○副議長（吉田茂広君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

SDGsは、2001年に策定されましたMDGsの後継になるものとも言われておりますが、踏み込み度合いにおいて、私はかなり違っているものと感じられます。

その1つには、かつてのMDGsは、問題を解決するために何をすべきかという行動の目標であったのに対し、SDGsは2030年に世界がどういう状態になっていなければいけないかという成果の目標になっていることがまずございます。

また、MDGsでは、貧困・飢餓、初等教育、女性、乳幼児、妊産婦、疾病、環境、連帯の8つの目標のもとに21のターゲットがあったのに対しまして、SDGsでは、今、議員御発言のように、17の目標と169のターゲットがあり、地球規模での持続可能な社会づくりを目指し、現代社会における課題を網羅的に捉えていると考えられます。

そして何よりも、MDGsは途上国向けの、国連や各国政府などの目標であったのに対しまして、SDGsは先進国も含む国際社会全体に向けた、あらゆる人々の目標になっていることがまず大きなポイントと考えられます。

こうしたことから、SDGsの目標は、山口市がこれまで取り組んできている方向性と一にしているものでございまして、議員御発言のように、山口市の総合計画に掲げる目標との関連性も極めて深いものがございます。

また、平成29年6月9日に開催された国のSDGs推進本部の場におきまして、本部長の安倍首相も、地方でのSDGsの推進は地方創生の実現に資するものと発言されておりますが、山口市における地方創生とも密接にかかわるものであると認識いたしているところでございます。

そして、SDGsは、あらゆる人々の目標であるとの認識のもと、山口市の行政を有機的に連動させていくことが必要でありますし、市内の事業者等へ啓発していくことも必要であると考えております。

なお、自主財源の乏しい山口市におきましては、近年、地方創生関連交付金を十分に活用してきてはおりますが、議員御発言のように、第1期のこの制度は来年度までとなっております。こうした中で、国の第2期の総合戦略、地方創生におきましては、私はこのSDGsがキーワードになってくるのではないかと考えております。そうしたこ

とを視野に入れまして、山県市の施策を推進する上で、有用な補助制度等が創設されましたら、これをしたたかに確保するように努めてまいりたいと考えております。

なお、先月20日から今月10日までの間、2019年度に向けて、SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業というものの募集がございました。2018年度において選定された29の未来都市と10のモデル事業の中には、県内の自治体はございませんでしたが、2019年度においては、岐阜県が意欲的であるような情報も聞き及んでおります。

そうしたことから、本市におきましては、岐阜県との有機的なつながりも視野に入れ、国に呼応して、有利な制度の活用を目指していくとともに、議員御発言のように、市民の方々への啓発を活発化させ、市内事業者を含む市民の方々と連携し、現時点では、人類が目指す究極の目標とも言えるようなSDGsの達成に向けまして施策を推進していかなければならないものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 再質問をいたします。

先ほど、官民協働の場である地方創生SDGs官民連携プラットフォームへの参加手続を進め、市民の方々と連携して進めるとのことでした。山県市の未来を考える上で、官民の連携をして進めることが非常に大切な視点だと思っております。今後ますます人口が減り、高齢化が進む中で、右肩下がりの時代にふさわしい目標設定をしながら、いかに元気に暮らしていける地域社会を持続させていくかを考えていかなければいけません。

地域づくりは人づくりとも言いますが、地方創生を担うのは行政だけでも、私たち議員だけでもなく、また研究者だけでもなく、何よりも市民の方々が自分たちの問題として捉え、当事者意識で取り組んでいくことが何にも増して重要ではないかと思っております。

例えば、1つ例を挙げますと、柳ヶ瀬商店街では、民間団体が主催して、商店街活性化のための話し合いの場をつくり、それを何年前からそういったことを重ねて、数年前からサンデービルディングマーケットやさまざまな取り組みが生まれて、にぎわいの場が継続的に生まれております。

先日、美山の北山地区でも地元の方やよその方も交えて有志の方が集まって、地域でこれからどんなことをしていきたいのかを話し合っ、やりたいことを共有する場を持ったということを知りました。

そもそもSDGsの成り立ちは、政府間だけで決めているわけではなく、そこにはN

GOやNPO、女性や子供たち、若者もかかわりながらSDGsの目標17とターゲットを決めており、17番目の目標には持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル、パートナーシップを活性化するとあります。このパートナーシップが重要で、私たちがどのような社会にしていきたいのか、どのような未来をつくっていきたいのかという未来像を多様な立場の方々とともに考え、描くことが大切だと考えます。

行政も私たち市民も目の前にある課題に取り組む現実の日々にあって、2030年にどういう未来を描きたいかという共通の目標を定め、その目標から現在を見て、実現のために多様な方々と連携しながら手を考え、打っていくことが必要ではないかと考えます。

また、SDGsの達成に向けて取り組むということは、SDGsという世界共通の物差しで本市の施策を見詰め直すことにより、地域の特色や長所や短所が見えてくることで、地域の課題解決や持続可能なまちづくりにつながるものであります。

シンクグローバル、アクトローカルという言葉も聞きますが、地球規模の課題を考えながら、山県市の身近なところから持続可能なまちづくりに取り組んでいくということでもあります。

SDGsの達成は、自分たちの世代だけじゃなくて、未来の子供たちのためを考えて、今何ができるのかを考え、行動していくことでもあります。

そこで、具体的に市民の方々にどのように啓発をし、連携しながらSDGsの達成に向けて取り組まれるのか、また、山県市総合計画や、例えば環境基本計画など他の計画とSDGsをリンクさせて取り組まれるかどうか、お尋ねをいたします。理事兼企画財政課長にお尋ねします。

○副議長（吉田茂広君） 久保田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

その前に済みません。私、加藤議員と先般、どのようなお話し合いをしようかということを下打ち合わせしておったときに、官民連携プラットフォームのことをお話ししまして、私、先ほど答弁の中で漏れましたので、ちょっとだけ説明させていただきますと、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民協働の場として、地方創生SDGs官民連携プラットフォームというものがございまして、そこへの参加手続を進めておりますということをお答えする予定でしたが、ちょっと、私、飛びましたので、済みません。失礼しました。

続いて、ただいま御質問の中でありました北山地区で、そういった方々が自主的に活動されることは大変うれしいことだと思っております。

基本的に、ただいま議員の御発言のSDGsに対する御認識は、私も全く同感の思い

でございます。ただ、現代社会というのは、かつてのSociety 1.0の狩猟社会、Society 2.0の農耕社会、そして3.0の工業社会、4.0の情報社会に続いて、IoTで全ての人と物がつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これからの課題や困難を克服するということを目指します、いわゆるSociety 5.0が推進されている時代でございます。また、AIというのも、今後、短期間のうちに多くの分野で導入されることが予想されます。

こうした中で、2030年になりましたら、市内を取り巻く環境、世界を取り巻く環境は大きく変貌することは間違いなく、これに向けて未来をどう描くかということは難しいという面もございます。とはいえ、将来像を市民の方々とともに考えていくということは、私も重要な視点の1つだと考えております。

アメリカの小説家のダン・ブラウンの小説で、映画化もされましたが「インフェルノ」というのを読んだことがございます。これは、日本とは逆に、人口の爆発、人口の急増を懸念して誤った未来像によりまして、とんでもない行動を起こそうとする極端な内容のものだというふうに私は認識しましたが、やはり正しい将来像を共有してくということは大切なことであり、しかるべきタイミングの折にはそうした機会を設けるようにしていかなければならないものと考えております。

また、議員御発言の世界共通の物差しで本市を見詰め直すことは、私も重要な視点の1つだと考えております。そうした中で、山県市の総合計画の前期計画や総合戦略の期間満了が来年度末となっております。新たな計画策定が必要となっております。さらに、山県市が現在の人口ビジョンを策定した以降に、新たな国勢調査人口が公表され、改めて人口ビジョンを見直す必要もあります。

市の総合計画は、いわんや各分野の基本計画等を総括するものでございまして、さらに、人口ビジョンは各種計画を策定する上で重要な指針となるものです。まずは山県市総合計画の後期基本計画を策定していく中で、少しでも多くの市民の方々、多様な市民の方々との対話の機会を大切に、情報共有していければというふうに考えております。

ところで、議員御発言の地球規模で考え、足元から行動するという、最近よく言われますシンクグローバル、アクトローカルの考え方に対しましては、逆に身近なところから考えて、地球規模につなげるという、シンクローカル、アクトグローバルということを主張される方もおられます。

それは、いきなり地球温暖化や世界紛争など大きなことを考えてもなかなか行動に結びつきにくいということで、まずは身近なことをしっかり考える。そうして、自分が興味を持ったことですので、必ずそれが行動となって、その行動により人とのつながりが

やがてはグローバルなものになっていくという考え方でございます。

これが、どちらが正しいのかを論ずるつもりはありません。私はどちらも逆に正しいような気がいたします。

そこで、議員御発言の市民の方々と2030年にどういう未来を描きたいかという共通の目標を定めることに当たりましては、目標が多岐にわたっておりますSDGsの大きなテーマとするよりも、もっと狭い範囲のテーマ、例えば学校区や自治会範囲内の特定地域でのビジョンですとか、将来的なバスターミナルのあり方みたいな特定分野での市民との共有のほうが経験則上、現実的なような気がいたします。

さて、SDGsの目標年次は2030年であります。山県市の人口は、1995年をピークに減少していっていますが、老年人口のピークは2025年度でございまして、後期高齢者の人口ピークというのは2030年となっております。つまり、SDGsの目標年次は、本市の全ての世代において人口減少となっていく見込みの節目の年でもございます。

しかし、昨年、民間企業が実施しました調査によりますと、SDGsに掲げる個別目標への関心度は比較的総じて高いものの、SDGsそのものの認知度が14.8%となっております。その会社が実施しました世界20カ国・地域におけるSDGs認知率では、ベトナムが80.7%、フィリピンが70.3%で、最もその中で低かったフランスでさえも24.7%、平均の認知率は52.6%という結果を踏まえますと、日本の14.8%はいかにも低過ぎる数字であると言えます。

そこで、山県市におきましては、まず、市の広報でこういったものの特集を組んだり、ホームページ等での啓発に努めまして、市民の方々とともに、2030年の未来像を描くべきというような場面がありましたら、そういう場面ではそうした機会をなるべく設けるようにし、極力これを市民共有にして、山県市のビジョンを市民の皆様方と共有できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 再々質問はいたしません。最後の御答弁の中で、まず、日本の認知度が非常に低いという御答弁がありました。また、その啓発に対しては、市の広報やホームページで啓発していくという御答弁でありました。

SDGsといたしても、ちょっとかた苦しい感じで小難しいような、なかなか取っつきにくいかと思えます。

ちょっと、私、耳にしたことがありまして、民間団体が提供するSDGs公認ファシリテーターによって、SDGsのカードゲームを体験しながら学べるようなことが自治

体や企業や学校で実施され始めているということを知りました。県内にもファシリテーターの方がみえまして、少し前に関市のほうでそのような体験会をされたということを知りました。

なぜSDGsが私たちの世界に必要なのか、そして、それがあることによって、どんな変化や可能性があるのかということを経験的に理解するためのゲームなので、SDGsという言葉を知ったことがない人や、余り興味や関心がない人でもゲーム感覚で取っつきやすさとおもしろさということで、知らず知らずのうちに熱中しながら、体験しながらその本質を理解できるというようなものであります。

こういったものを学校現場でもされている地域があるようですので、学校だったり、いろんな自治体であったりとか、企業さんのほうでそういったカードゲームから入ってくるのも1つの方策ではないかと思っております。

1つの例ですが、さまざまな方法で、まずは啓発して知っていただくということを考えていただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

通告順位6番、郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長から発言の許可を得ましたので、今回は、貴重な市の歳入でもある使用料及び手数料について質問をいたします。

山県市の財政は、ここ数年間、単年度の収支では赤字が続いております。今まで蓄えた財政調整基金等の取り崩しや借金である地方債の発行により、何とか収支のバランスをとることでやりくりしてきています。このように本市は厳しい財政運営が続いております。

実際、31年度当初予算を見ると、歳入については、最大の収入である地方交付税が2町1村の合併に伴う算定加算が終了しましたが、前年度より5,000万円の増額の48億円を見込んでおります。基金繰入金は前年度より7,280万円増の10億4,100万円とし、市債も前年度より6億6,200万円増の17億円が計上されています。

一方、歳出においては、市債の返還金に当たる公債費は、逆に前年度より1億3,000万減少しました19億円が計上されています。

一方、地方債発行残高を見てみますと、一般会計で139億円であり、簡易水道、農業集落排水、公共下水道の各事業特別会計を加えますと、217億円もの高い発行残高があります。県内の他市と比べても発行残高は高い水準となっています。

このように厳しい財政状況が続く中、山県市では今後とも健全な財政運営を堅持して

いくためには、一層の事業の見直し等により、さらに歳出の削減を進めていくことが必要です。歳入の確保に向けた取り組みが重要であります。

歳出の削減については、30年6月の第2回定例会で、私は、公共施設においてかなりの歳出の額となっております借地料について、縮減の取り組みについて一般質問をしましたが、残念ながら、そのときの当局の答弁は、借地料の削減は困難であるとのことでした。

今回は歳入について取り上げます。歳入の総額は少ないものの、使用料及び手数料は貴重な自主財源であります。平成20年度から23年度までは有線テレビ放送施設のテレビ視聴料とインターネット接続料を使用料として徴収していたこともあり、使用料及び手数料の総額は3億4,000万ほどの収入でございました。翌年の24年度からは、有線テレビ事業が指定管理者制度の導入により、また、それに加えて、使用料を指定管理者の収入としたことから使用料は大きく2億円ほどの額が減少したところです。したがって、現在は、ここ数年間は使用料及び手数料の総額では1億円強の使用料の歳入となっております。

県内の山口市と予算規模が似ている他都市での状況を見てみますと、平成30年予算で比較したものですけれども、飛騨市は3億4,800万、海津市が3億5,000万、下呂市が5億1,600万、近隣都市との比較で見ても、瑞穂市は5億9,600万、我が市より人口等も少ない美濃市においても1億7,300万円となっております。また、隣の本巢市でも2億3,900万円となっており、山口市はこれらと比べても極端に少ない1億700万円となっております。このように山口市の使用料及び手数料の総額は、県内21市の最下位となっております。また、県内他都市では、使用料及び手数料の経年変化について見てみますと、山口市のように3分の1と極端に大きく減少した市町村は見当たりませんでした。

御承知のように、使用料及び手数料については、地方自治法により徴収することができる旨、規定されております。また、行政財産についても、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされているものであります。

使用料の徴収に当たっては、合理的かつ受益者負担に基づき行うこととされております。使用料の算出に当たっては、照明、空調機器の電気使用量などの光熱費、それら機器の保守点検、上下水道、トイレ等の水道料金、清掃料等や人件費を含む管理運営費や借地料の地代に伴うもの等を考慮し、使用料の設定を行うこととなっております。特に、照明、空調機器を使用する施設に当たっては、その料金を使用料とは別に徴収することが必要であります。

山口市においても、使用料を徴収できる学校施設、公民館など、このような施設で最

近、エアコンの設置、照明のLED化工事、トイレ改修工事、耐震補強工事等の維持管理事業が自主財源で数多く実施されてきております。このことから、維持管理費は以前にも増して多くの費用を要することとなってきております。

このように市が公共施設において改修工事や維持・清掃業務を実施していることから、これらの施設の利用に当たっては、市民または山県市民が主体になって構成する団体の便益に資することが必要であります。

また、市民が支払った税により施設を管理運営していることから、税負担の公平性を確保することも必要です。市内利用者と市外利用者において使用料等での差を設けることや、使用に当たっては市民の優先的な利用に配慮することが必要であります。特に、最近大きな金額で補修工事を実施しましたテニスコートなど、市外利用者が多い施設では使用料に差をつけるべきであると私は考えております。

また、体育施設を指定管理者が行う場合は、使用料の徴収事務を管理者に委託していることから、指定管理者への指導をより一層厳密に、徹底して行う必要があると思えます。

ところで、山県市の施設利用料で気になることは、学校施設利用料が一時期、年間151万円もありましたが、最近では10万円前後と極めて低い水準となっていること。もう一つは、公民館使用料も一時期の90万円から大きく減少していることであります。なぜ、このように使用料の徴収額が低い水準にとどまっているかについて、私は疑問に思っております。

そこで、以下について、宇野副市長にお尋ねをいたします。

1点目、かつては、使用料及び手数料が3億4,000万円前後でありましたが、近年、徴収総額が1億1,000万円程度と、県内の近隣市と比べましても、なぜこのように山県市が低い徴収額の水準となっているのか。また、公民館及び学校の開放施設の使用料が低い水準にとどまっているのか。これらの要因についてお聞きをいたします。

2点目に、市民が支払った税により維持管理している公共施設の使用に当たっては、使用料等の設定について、市内と市外利用者で使用料等に差をつけるべきと考えますが、この点についての所見についてもお聞きをいたします。

3点目に、使用料の設定に当たっては、近隣の類似施設を考慮し設定すべきと考えますが、今後、適時、例えば3年ごとでございますが、見直しを検討することについての所見についてもあわせてお伺いをいたします。

第1回の質問は以上です。

○副議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の平成20年度から平成23年度までの使用料及び手数料が、24年度以降、大きく減少している理由につきましては、議員御指摘のとおり、山県市有線テレビ放送施設につきまして、平成23年第3回定例会において、指定管理をできるよう条例改正の議決をいただき、同年第4回定例会においては、CCN株式会社を指定管理者とする議決をいただきました。平成24年度からは、同施設を指定管理者とし、地方自治法第244条の2、第8の規定により、市の使用料を指定管理者の収入とさせる、いわゆる利用料金制度を導入したためでございます。ちなみに、この当時の使用料は2億500万円余りとなっております。

そして、他市との比較についてでございますが、市営住宅の戸数の違い、例えば下呂市の市営住宅は山県市の10倍強となっておりますし、瑞穂市においてはコミュニティープラント、下水の処理施設でございますが、の使用料等が特別会計ではなく一般会計で計上されており、一般会計における使用料及び手数料の総額をもって負担水準の比較をすることはできないと思います。

ただし、山県市の公民館の使用料につきましては、市民の文化的な活動やリカレント教育等を支援し、生きがいつくりの創出等を目指して、使用料を免除するケースが多くなっています。

また、学校開放による体育施設につきましては、平成26年10月から市民主体の利用については、総合運動場等を省いて無料化しているところでございます。自主財源を確保することも大切ですが、こうした体育施設を利用することにより、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制等につながり得るのであれば、むしろそのほうが本流ではないかと考えるところでございます。しかし、このことも、平成28年第2回定例会において市長がお答えしておりますが、今後におきましては、その効果等を客観的に分析しながら、効果がない場合につきましては有料化していくことも必要と考えております。

2点目の市内と市外の利用者に料金格差を設けることについてのお答えでございますが、これにつきましては、平成28年第2回定例会においても、市長に対して全く同趣旨の御質問をいただいたところでございまして、当時との考え方に差異はございません。

かつては、市民と市外の方の利用料に差をつけるといった手法は多くありましたが、市民の日常生活圏の拡大に伴い、公共施設の相互利用についてもボーダーレスとなってきております。また、かつては、国や県に依存する垂直的補完性が重視されたところでございますが、今ではむしろ他自治体との連携による水平的補完性のほうが重要ではないかとも考えられております。

そうした意味からも、平成29年の第3回定例会におきまして、岐阜市と山口市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についての決議をいただき、本年度から岐阜市を含む4市3町により、市民目線での広域的な行政サービスの向上に努めてきているところでございます。

また、確かに山口市の図書館ですとか児童館や総合体育館など、市外の方々の利用も多くございます。しかし、山県市民も同様に、市外の多くの施設を利用させていただいており、お互いさまという考え方もございます。

また、こうしたことは、山口市を認知していただき、実際にお越しいただいて、山県市のよさを知ってもらう絶好の機会、すなわち投資とも考える面もございますので、御理解をいただければと思います。

3点目の使用料の設定についてでございますが、基本的にここ数年の予算編成において、使用料、手数料、分担金、負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、受益者負担として適正な対価と徴収方法を検討するようしております。特に来年度においては、消費税率等の引き上げも予定されておまして、このことも踏まえて十分検討することとしております。

こうした中で、今般の定例会においても、使用料改正の上程をさせていただいておりますように、大局的な視点のもとで、より適切な受益者負担について検討していくことはやぶさかではないと考えております。

以上です。

○副議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 再質問をいたします。

まず1点目の、本市の使用料が大きく減少したことについては、有線テレビを民間業者に指定管理者として指定し、使用料を指定管理者が徴収できると、維持管理費に充てることができるということを議決したという答弁でした。

しかしながら、この指定管理のものを全国的な調査である総務省の調査で見ますと、総務省が24年度に実施した調査によれば、都道府県では、この利用料金制度を導入した指定管理者による施設は全体の49%、市町村では52%にとどまっております。したがって、指定管理者を指定することによって、料金制度もあわせて導入するというものではありません。この1点についての認識を改める必要があると、私は指摘したいと思います。

本市でも、今後も公共施設の維持管理費を指定管理者に指定し、利用料金制度を導入することも予想されます。そこで、先ほど御答弁のありました24年当時、使用料が2億

円強あった有線テレビ事業について、どのような事由により、本市では利用料金制度を導入されたかについて、同じく副市長に伺います。

2点目、本市における公共施設の使用総額について、他市との比較はできないとの答弁ですが、本市より財政規模が小さい町村との使用総額を見ても、多くの町村より下回っている状況です。私は極めて異常な状況だというふうに考えております。

再度、本市における使用総額が低い水準にとどまっている事由について、副市長にお尋ねをいたします。

3点目に、公民館使用料や学校施設等の使用料については、市民の文化的な活動の支援、市民主体の利用からという観点から免除することが多い、あるいは無料化しているとの答弁でございましたけれども、体育施設の利用によって、健康寿命が延伸し、医療費が抑制につながることも期待されるとの答弁については、具体的な検証結果に基づいて発言すべきであります。

さらに、山県市を認知していくための投資とも考えられるとの答弁については、私はこのような考え方は受け入れられない答弁だと思います。

先ほど述べたように、照明のLED化工事、空調設備、トイレ機器改修工事も進められてきております。したがって、維持管理に要する費用も増大しています。これらの施設は市民の税金で維持管理されていることから、利用する人と利用しない人との間で負担の公平性を確保すべきであると思います。

そこで、この負担の公平について、どのように考えておられるのか、副市長に所見を伺います。

4点目の利用料金の見直しについてでございますが、県内では最近、瑞穂市が28年、土岐市が28年4月、関市が29年の4月、恵那市が29年の4月、多治見市が30年4月、また、可児市でもそうでございますけれども、多くの市で、利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する、また、歳入を確保する、適正な受益者負担となる使用料とするということで、使用料の改正が行われてきております。3年から5年ごとの見直しを実施している状況です。

そこで、本市では26年4月に使用料金の改定ということが行われたと聞いておりますけれども、私は、消費税の導入も考えられることから、今後、早い段階での見直しが必要だと思います。今後の改定の見通しについてどのように考えておられるのか、再度、副市長にお尋ねをいたします。

以上です。

○副議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） それでは、郷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の利用料金制度の効果についてでございますが、まず、この制度を導入しますと、市の使用料が減少すると同時に指定管理料も減少しますので、実質的な施設管理経費に大きな変動はございません。

そうした中、利用料金制度を導入するメリットとしましては、まず、会計事務の効率化、そして、使用料を指定管理者の収入とすることで、指定管理者が収入をふやそうと創意工夫が広がることなどのインセンティブを与えることができることなどがございます。

また、他方、デメリットの一般論としましては、市の使用料ならば、公法上の債権として強制徴収や過料、そしてもちろん不服申し立ての制度が適用されるのに対しまして、指定管理者の利用料になりますと私法上の債権となりまして、そうした適用ができないことがございます。

そこで、山県市の有線テレビ放送施設について考慮しますと、まず、利用者のデータベースは指定管理者が保有しており、情報処理に精通する指定管理者が徴収して収入としたほうが効率的であること。そして、利用料としての指定管理者の収入としたほうが指定管理者による創意工夫が広がることなどのインセンティブ効果が期待できると考え導入したものでございます。

なお、このことは、平成23年第3回定例会において、有線テレビ放送施設を指定管理できるよう改正の議決をいただきました条例においても規定をされているところでございます。

2点目の使用料総額その他自治体との比較につきましては、繰り返しになりますが、各自治体の一般会計における使用料及び手数料の総額をもって、単純に負担水準を比較することは、公共施設の特性に差異があり過ぎるため適切ではないものと考えております。例えば、山県市の市営住宅は現在32軒でございます。対する美濃市は236軒、下呂市に至りますと380軒保有しております。これら1軒の月額が例えば2万円としますと、下呂市はこの住宅使用料だけで山県市よりも8,400万円多くなります。

そうしたことから、御承知のこととは存じますが、かつては類似団体比較などが重宝されたときもございましたが、最近では、自律性とも言われる受益者負担割合は、公会計による連結行政コスト計算書等における経常費用対経常収益の比率が重要視されております。

本市の負担水準が低いものではございますが、そして、これらの要因として、市民利用の学校開放による体育施設等を無料化していることがその一因でもございます。市営

住宅が少ないことなども大きな要因で、確かに低いと言って間違いございません。

3点目の体育施設等の利用により、どのような医療費の抑制等につながるかということをも科学的データをもって客観的に御説明申し上げるのは、正直なところ、相当困難で、科学者でも苦勞されるところでございます。国内では、運動促進によって、1人当たり医療費が10万円以上抑制となったとか、介護認定率が著しく低くなったなどの事例も報告されておりますが、因果関係等においては科学的な根拠に基づく正確なデータかという疑問符がつくところでございます。

しかし、科学的データをもって説明できないからといって、医療費抑制につながり得る施策を展開しないというのも違うのではないかと考えております。そこで、平成28年第2回定例会において、市長がお答えしましたように、市長の公約の1つとして、市民の方々から信任を受けて実施しているものだと考えております。

また、負担の公平性についてでございますが、基本的には受益者負担の原則に従うのが当然でございます。これを厳格に当てはめると、大都市等では成り立つかもしれませんが、山縣市だと、今の料金の数倍から数十倍に値上げしなければならず、岐阜県を含めた県内の自治体において、この原則を適用すれば、県内の体育施設のほとんどの利用はなくなるものと考えます。そのため、県内の自治体を初め、多くの自治体では、住民を施設利用することによる効用を鑑みて、料金設定をしているのが実態でございます。このことは、先ほど申し上げました公会計による連結行政コスト計算書等の経常費用、経常収益をごらんいただければ一目瞭然にわかっていただけたと思います。

では、なぜ多くの自治体が受益者負担の大原則に従っていないのかということでございますが、それはやはり多くの自治体が、体育施設等の利用を促進すれば医療費等の抑制につながり得ると考えているからだと思えます。つまり体育施設の使用料は負担しないかわりに、医療費の支出は受けないという広義の平等性の法理が成り立ち得るのではないかと考えてございます。

例えば、個人の健診費用に対しても公費を投入していますが、これも健診によって早期発見、早期治療につながれば、後年度の重度医療等の抑制につながります。子ども医療費の助成も同様の考えによって無償化しているものでございます。こうした考え方の延長にあるのが体育施設の無料化だと考えております。

それと、市民と市外の方の使用料に差をつけないことを投資と認識することは考えられないとの御発言でございますが、今国内では、極めて閉鎖的な自治体を省けば、特に地方においては交流人口の増加を目指しています。その手法の多くは、観光施設を整備し、おもてなし、ホスピタリティを持って受け入れています。

このように、市外から来ていただくために観光施設の整備という投資をしている時代でございます。山県市においても、NHKの大河ドラマを契機として、大勢の方にお越しいただけるよう、一定の設備投資をしていく予定でございます。

他の自治体においても、交流人口の増加を目指し、多くは観光施設を主体として投資していますが、本市の図書館や児童館、体育館等にわざわざお越しいただけるのなら、極めて安い投資と考えることもできるのではないかと考えております。

4点目の使用料の見直しについてお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたが、ここ数年来、受益者負担の原則に照らし、予算編成方針において、使用料、手数料、分担金、負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、受益者負担として適正な対価と徴収方法を検討するようになっているところでございますが、特に来年度においては、消費税率の値上げも予定されていることから、これを機に、今般の定例会に上程しております使用料改定以外にも一定の見直しをする予定でございます。

しかしながら、議員御発言の受益者負担の原則と公平性の命題は、今も重要な視点の1つと考えておりますので、今後におきましても、適時、その効果等、なるべく客観的な分析に努め、複眼的思考の中で、よりよいあり方を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 再々質問をさせていただきますが、私が先ほど来、言っておりますのは、適正な受益者負担ということによっておりますので、何も費用を全て市民が持てとか、利用者が持てということをおっしゃるのではありません。また、最近では、各市が、やはり歳入の確保、また適正な受益者負担ということで見直しが進められております。必要であれば山県市もそのように見直しをすべきということで質問をしているわけでございますので、誤解のないようお願いいたします。

特にある施設においては、市民がなかなか利用しにくいと、とれないという箇所も出てきております。料金に差をつけないのであれば、せめて市民が優先的に利用できるようなふうな運用をしていただきたいと、このように思っています。

そこで、再々質問でございますけれども、公民館施設、また学校開放施設においては、その利用実態を見ますと少し首をかしげる部分もございます。そこで、特に市民が主体で利用する場合は減免ということでございますけれども、この減免の制度についても実態調査を踏まえて、適正に執行していただきたいというふうに思っています。この

点について、再度、再々質問とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 郷議員の再々質問にお答えをいたします。

公民館、学校等の減免にいささか問題のあるのではないかというような御質問だったと思います。

現在、学校及び公民館等につきましては、非常に大多数が減免をいたしております。そして、市民の方の申し込みにより、市民の方が大多数の場合を減免の対象にしているところでございます。これにつきましても、また、教育委員会等で適時調査をしまして、もしもそうでなく、問題があるような事例があれば是正をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（吉田茂広君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時15分より再開いたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○副議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、今議会では2案件について一般質問を行ないます。

質問番号1番、豚コレラの経過と現状などについて。前定例会における一般質問を踏まえて質問を行います。

まず1点目、山県市における豚コレラの経過と現状はどのようなのでしょうか。

次に、2点目、石灰散布による河川、土壌への影響はどのようなのでしょうか。また、蛍への影響はどのようなのでしょうか。

以上、2点について、農林畜産課長へお尋ねします。

○副議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） それでは、1点目の御質問にお答えします。

山県市における豚コレラの経過と現状等についてでございますが、昨年9月に岐阜市の農場で感染確認された豚コレラは、その後、5府県に広がり、殺処分された豚は4万頭を超える規模となりました。

そういった状況下、3月7日に山県市での初の感染事例の確認により、関連農場も含

め、県内では11の農場において発生しております。山県市内の発生農家での殺処分、埋却、消毒等の防疫措置につきましては、3月9日の午前7時30分をもちまして完了いたしました。なお、消毒ポイントにつきましては、市内では発生農家から3キロ圏内の山県市役所と伊自良総合運動公園に4月7日まで設置し、市内農場への出入り関係車両に対し消毒を行い、感染防止に努めます。

各養豚農家は、家畜伝染病予防法第12条の3による飼養衛生管理基準の遵守と、それに基づいた防疫体制を実施しており、今回感染した山県市の農家は、農水省のA評価を受けていたにもかかわらず感染したということは、感染拡大にはまだまだ予断を許さない状況が続いているということでございます。

野生イノシシにおいては、県による調査対象区域が定められた後、2月末現在の捕獲数は97頭であり、そのうち感染確認検査において陽性の反応のあった野生イノシシの頭数は14頭でございます。野生イノシシを介した豚コレラの拡散防止対策を講じるため、県事業によりワイヤーメッシュ柵の設置を本巢市側から山県市の長滝名古屋洞林道より平井、九合、三日月、青波、笹賀、日永、出戸間、約20キロメートルの林道、県道、国道沿いに関市の洞戸地区まで設置されました。

また、根尾へ抜ける国道418号線から洞戸へ抜ける県道柿野谷合線では、2月16日からほぼ3日おきに散水車による消毒散布を行っております。ところが、3月4日に葛原地内で発見されたイノシシは、このワイヤーメッシュ柵を越えた北側で発見されました。

こういった厳しい状況を鑑み、今月25日からは、国のさらなる豚コレラの拡散防止のイノシシ対策としまして、餌に混ぜた経口ワクチンを、豚コレラに感染したイノシシが確認された地域に限定して、当面1年間散布することになりました。

2月末をもって県の調査捕獲は一旦中断いたしました。市といたしましては、市内の残された養豚農家を守る目的と野生イノシシによる豚コレラの拡散防止のため、引き続き有害鳥獣捕獲にて調査捕獲、行動範囲の監視を継続いたします。

今後も、県と協力、連携しながら、2度目、3度目の感染拡大の防止、撲滅に努めていきたいと思っております。

2点目の石灰散布による河川、土壌、また虫への影響についてでございますが、家畜伝染病が発生すると、家畜伝染病予防法に基づき、消毒及び防疫措置として、消石灰が畜舎やその周辺に散布されます。また、伝染病を未然に防ぐため、防疫上、非感染区域でも定期的に消石灰を散布する予防消毒も行われます。

国の基準として、施設とその周辺に1平米当たり0.5から1キログラムを目安に消石灰消毒するように通達をされております。消石灰は安価で入手しやすく、大気中の二酸化

炭素と反応して、最終的には無毒の炭酸カルシウムになるため、環境負荷が小さい化合物であると言われています。ただ、強アルカリであることから、畜産農家においては、散布時の取り扱いや周辺農地等への配慮に心がけ、畜舎敷地内から安易に流れ出ないよう散布しています。

今般の豚コレラの発生に伴い、家畜伝染病予防法の規定に基づき、ウイルスの蔓延防止と豚コレラ終息を最優先とする防疫対策の一環として、県の指導のもと散布しておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） ただいま、被害を受けた農家が農林水産省のA評価であったこと、隣接自治体との境で消毒散布を行っていること、野生イノシシへの経口ワクチン散布を行うこと、野生イノシシの調査捕獲、行動範囲の監視を継続すること、消石灰への取り扱いについての御答弁をいただきました。

それでは、再質問を行います。

まず1点目、発生農場へ出入りする人や車に対する消毒は徹底されておりましたでしょうか。

次に、2点目、山口市職員における業務は、県対策本部、市対策本部、仮設テントの設営、消毒ポイントの初期作業とのことですが、メンタルケアに変調を来した職員の有無はどのようでしょうか。症状はおくれて発生することもあります。現段階において、職員同士での共有時間、また、カウンセリングの専門家による治療体制の必要性の有無はどのようでしょうか。

3点目、私どもは、市内2カ所における住民説明会を傍聴しました。その際には、通学路、通学時間帯における関係車両の通行、消毒散布による水質への影響、風評被害など、幾つかの不安が挙げられました。見えないことに対する不安は当然起こります。そこで、学校、地域との連携に対する課題、水質における実施検査、風評被害対策に関する見解を求めます。

4点目、通常、被害農場は3から4年で再開となります。被害農場を含め、山口市には3つの豚飼育農場があります。畜産業は農業同様、山口市のおいしい食、味覚でもあります。そこで、復興へ向けて、さらには推進へ向けた取り組みについてお尋ねします。

農林畜産課長、お願いします。

○副議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） それでは、ただいまの再質問、1点目についてお答えし

ます。

当該発生農場では、去る2月15日に農水省が現地指導して、衛生管理に問題はないと判断されておりましたので、消毒は徹底されていたものと認識しております。

2点目の御質問にお答えいたします。

市職員の防疫業務は県の後方支援で、最前線の場内へ入っての殺処分、埋却を支援した職員はなく、メンタルに変調を来した職員の報告はございません。したがって、カウンセリングの専門家による治療体制は必要ないと考えております。

3点目の御質問にお答えいたします。

学校、地域との連携における課題ということでございますが、今回は、3月7日午前7時の豚コレラ陽性確定後、直ちに発生農場付近の伊自良北地区5自治会長へ伊自良中央公民館での説明会について電話連絡をし、その後、7時20分に同地区への同報無線で豚コレラの現地説明会のお知らせを流しました。7時30分には山県市の防疫対策本部会議を開き、庁内幹部への周知を図り、9時までには教育委員会から市内全小中学校の校長へ連絡。伊自良全地域に対しては、午前10時13分に同報無線で説明会の案内をお知らせいたしました。伊自良北、南小学校、伊自良中学校の校長も伊自良中央公民館での住民説明会に出席をし、情報収集に努め、市内全小中学校の保護者、見守り隊へも下校前の15時ごろには教育委員会からの一斉メール配信をし、情報提供をいたしました。

したがって、学校、地域との連携は比較的スムーズにいったと考えております。

農場への関係車両の通行は、1時間当たり多くて二、三台と報告を受けております。通学に対し、支障を与える台数ではないですが、今後も何かあれば教育委員会に情報提供し、通学路の安全確保に努めてまいります。

水質検査につきましては、説明会での要望を受け、県からの回答として、水質検査を実施する考えが示されましたので、今後は県とも情報共有していきたいと思っております。

風評被害対策に関する見解としましては、風評被害の防止のため、3月12日より山県市のホームページで、人には感染しない、万が一感染豚の肉を食べても人体に影響はない、感染した豚肉が市場に出回ることはないということもお知らせしており、引き続き、迅速で正確な情報の提供に努めてまいります。

住民の皆様も県や農水省のホームページなどの正確な情報を入手され、根拠のないうわさなどに混乱することのないように御協力をお願いしたいと思っております。

4点目の御質問にお答えします。

復興、推進に向けた取り組みとしまして、県のほうでございますが、豚コレラ発生農

家等への緊急経営支援対策として、発生農場及び制限を受けた農場のうち、国から手当金等の交付を受けるまでのつなぎ資金の利子補給、補償料補給を実施するというところでございます。

山口市としましても、再開後の販売促進やPR活動に積極的に参加し、一日でも早い復興に向けて支援を行いたいという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 1点目においては、農林水産省からの現地指導があったとのことを確認しました。

2点目においては、殺処分、埋却作業など、自衛隊や県職員の方々を初め、なれない任務に追われる方々を含めて御質問しました。このたびの豚コレラにおいては、山口市は該当しなかったものの、メンタルケアが課題となる際には、見落とさず行っていただきたいと思えます。

3点目においては、やはり通学する子供たちのことです。学校、地域との連携がとれていたとのこと。今後も引き続き、通学路の安全確保に努めていただけるとのことを確認し、また、水質検査については、住民説明会での御回答のとおり、実施する考えだとのこと。風評被害については、対策を行っているとのことを確認できました。

このたびの豚コレラは被害農場を初め、周辺農場、全国の畜産農場、また、地域の皆様方に影響を与えました。家畜伝染病予防法や融資などによる経営支援対策が行われませんが、今後も復興、推進に向けて、御答弁でもございましたように、販売促進やPR活動などの支援環境づくりを積極的に行っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問へ移ります。

質問番号2番、環境を生かした観光まちづくり。このたびは、観光としての観点から質問を行ないます。

山口市にとっての観光は、まず、土地と人の流れを知ることが重要であります。山口市の面積割合は、山林84%、農地6%、宅地3%、原野1%、その他6%であり、年々減少傾向にある人口は約2万7,000人、高齢化率は30%と大変高くなっております。

そこで、まず1点目、農業は農地の特性上、地域でつくる農業のまちとして活性化することが重要であります。交流人口のトップは農産物直売所であり、すなわちベテラン農業者が牽引しております。そこで、農業を知っていただくため、販売する喜びを知っていただくための組織を含むベテラン農業者を中心とした農業モデル地域としての見解と今後の展望はどのようなのでしょうか。また、その他地域における今後の見解はどのよ

うでしょうか。

次に、2点目、農林業センサスや農業委員会における意向調査であらわれておりますが、市内に人を呼ぶ農業には担い手、つまり継承者や新規就農者が必要であります。これまでも地域おこし協力隊や旧青年就農給付金、経営開始型就農給付金の創設がありました。若年農業者を中心とした農業モデル地域としての見解と今後の展望はどのようでしょうか。

次に、3点目、定住促進と農地の保全、新規就農者、また、空き家の適正管理として、空き家つき下限面積の引き下げが農業委員会で決定されました。そこで、空き家つき下限面積の引き下げ施行による見解と今後の課題はどのようでしょうか。

次に、4点目、環境における農地の保全として、自給的農家である御高齢の方々、また、若年世代の方々による耕作が挙げられております。そこで、農業における生きがいづくりの見解と課題はどのようでしょうか。

5点目、山口市における面積割合の84%が森林であります。山林の内訳としては、国有林3.5%、民有林96.5%、人工林57%、天然林40%となっており、この5年間、特に目立った変化はなく、間伐面積においては、平成24年度348ヘクタール、平成27年度642ヘクタールであります。しかし、北部、西部は林業生産活動の基盤となる杉、ヒノキの人工林が多いものの、現状は採算面から山離れや施業放棄が問題となっております。

そのような状況の中、例に挙げますと、先日、私どもが視察を行いました伊自良地域の釜ヶ谷山は、山口市名山めぐり事業として観光の役割をしているだけでなく、小学校教育における課外学習としての役割があり、地域住民の皆様方で守り継がれている33体の石仏、地元住民の有志による登頂記念鉛筆などもあります。地域の皆様方が守る信仰が観光へとつながっております。また、釜ヶ谷山の山裾周辺には、名勝としての市指定文化財である伊自良湖を初め、幾つかの市指定文化財があり、さらによければ、小規模ではありますが水源パーク、農産物直売所、山口市伊自良総合グラウンド、そしてハリヨ公園、さらに農産物直売所があり、これは1つの例ではありますが、山口市の自然豊かな環境と観光は大変密接した関係にあります。

そこで、山口市における環境カウンセラーの活用についてお尋ねします。

環境カウンセラーは環境省の登録制度ですが、山口市における活用は、かつては小学校における実績があったものの、環境審議会での報告によりますと、平成30年度は実績ゼロであります。そこで、環境カウンセラー活用における見解と課題をお尋ねします。

最後に、6点目、観光まちづくりは、この山口市にいかにか人を呼ぶかが大切です。そ

ここで、定住人口の増加、交流人口の拡大へ向けた実際の取り組みをお尋ねします。

今年のゴールデンウィークは、今世紀初の10連休を迎えます。そこで、まずは、市内間での取り組みとして、健康に関する大人向けの特別なイベントの開催や、子供向けの特別な教育プログラムの開催など、市民の皆様方が充実した長期休暇を過ごすための取り組みが必要となりますが、この10連休における取り組みはどのようでしょうか。

また、その際に課題となるのが家族対策。子供たちの10連休はあっても休めない保護者がいることです。しかし、このたびの一般質問は、観光まちづくりとして提出しておりますので、こちらは別の際にて御質問します。

さて、ところで、山県市役所1階ロビーには、自然豊かな山県市をイメージした記念証写真撮影用のバックパネルが設置されております。例えば婚姻届の提出は、市外の方々が山県市へ訪れて提出することも可能です。特に5月1日は10連休の中でも新元号となって初めての大安となります。観光のチャンスはどれだけでもあります。10連休は海外や県外へ出て行く市民の皆様方も多いかとは思いますが、そうでない方々には、逆に山県市へお越しいただくチャンスでもあります。自然豊かな環境である山県市は、この時期、美しい新緑に包まれるすばらしい季節でもあります。

そこで、市外へ向けた取り組みとして、岐阜市や名古屋市へ出張して観光PRイベントを開催するなど、山県市内での観光イベントが必要となりますが、市外、県外からの観光客誘致への取り組みはどのようでしょうか。

以上、6点に関して、1から4点目は農林畜産課長へ、5点目は市民環境課長へ、6点目はまちづくり・企業支援課長へそれぞれお尋ねします。

○副議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） それでは、質問の1点目についてお答えをいたします。

ベテラン農業者を中心とした農業モデル地域としての見解と展望。地域における今後の見解についてでございますが、市の特産品としている栗、連柿、桑の木豆、ニンニクについては、それぞれ生産組合があり、その中で交流会や勉強会を行い、生産者同士での意見交換や専門家からアドバイスをもらう場を設けております。

また、農業生産法人等のプロの農業者に関しては、小学生や農業に興味を持つ市内外の方々を招待しての農業体験を実施し、農業に触れ合う場を設け、つくる喜び、収穫する喜びを経験する取り組みを毎年定期的に行っております。また、農業者や地域住民の創意工夫による意欲的な地域づくりの取り組みが展開されている地域もあります。

市としましても、小規模農家支援、農産物直売所活性化を目的とし、農業用資機材購入に関する補助制度を設定し、支援に努めてまいりました。

こうしたベテラン農業者等による意欲的な取り組みを積極的に支援しながら、それぞれの地域に暮らす人々がみずからの地域の将来をみずから考え、知恵と汗を出して、豊かな地域をつくり上げようとする住民主体の地域づくりを活発化していくことが重要と考えております。

こういった、現在核となっておる地域が活性化していくことで、他の地域もそれに触発され取り組みが広がっていけば、市も手助けをしたいと考えております。

次に、2点目の若年農業者を中心とした農業モデル地域としての見解と展望についてでございますが、現在、市内では親の設備を継承し、農業を新たに始めた青年が2名います。1人はイチゴ、アスパラを栽培して5年目、もう一人は菌床シイタケを主にキノコ栽培を昨年11月より開始いたしました。2名とも農業の経験は浅く、父親や近隣の生産者に相談し、日々試行錯誤しながらも農業にひたむきに取り組んでみえます。

市としては、農業開始において最もネックとなる経営開始初期の資金面のサポートを行うために、青年給付金給付制度により、資金面での支援を行ってまいりました。また、ぎふアグリチャレンジ支援センターや県農業普及員、JA営農担当職員と連携して、新規就農者への技術的支援も行ってきました。

現在は生産規模も他のベテラン農業者と比べると小さいですが、今後はこういった若者が地域の農業を背負い、経験や培った技術を継承し、若者を育てる側になる必要があります。

農業の持続的な発展と農地の保全のため、若者が地域の農業の中心となれるよう、各支援機関との連携を密にとり、生産技術向上、経営規模拡大についてのサポートを引き続き行い、担い手となる新規就農者の確保、育成に取り組めます。

3点目の空き家つき下限面積の引き下げによる見解と今後の課題についてでございますが、山県市における空き家を有効活用し、地域の環境保全、定住促進及び地域の活性化を図ることを目的に、山県市空き家情報登録制度空き家バンク実施要領を制定したことを受け、本要綱に基づき登録された空き家に付随する農地の所有権、または権利設定に対する農地法3条の要件を緩和することを3月5日開催の平成31年第3回農業委員会総会において提案し、承認され、この4月以降適用することを定めたところでございます。

内容といたしましては、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で、市のまちづくり・企業支援課が確認書を発行した農地に限り、下限面積を0.01アール、1平方メートルとするものでございます。今後、この施策を実施することにより遊休農地の減少につながることを期待し、また、実施していく上で課題が出てくれば対応してまいります。

次に、4点目の農業における生きがいづくりの見解と課題についてですが、現在の農業を取り巻く状況は、農産物の価格低迷による農業所得の減少や農業の担い手不足及び高齢化に伴って、遊休荒廃農地の増加などの課題が顕在化し、農業は衰退の一途をたどっております。一方で、定年後は農作業を通じ、健康で生きがいのある人生を送りたい、土に親しみたいと思う農業未経験者も多数いることも事実です。

また、収益増加を目指して、仕事として農業経営を行う人以外の自給的農家にとっての農業における生きがいとは、自身の健康ためであるとか、自分のつくったものを食べたい、また、家族に食べさせたいという思いではないかと考えます。その延長線上に一定の収入が得られることができれば理想的であると考えます。

市にとりましても、農業を楽しみとして趣味や生きがいとして取り組む方がふえることにより、農地の保全や健康寿命の延伸、さらには農産物直売所への出荷に進展することが期待されますので、そういった生きがいづくりが見出せる施策を図っていくことが課題と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 5点目の質問にお答えいたします。

環境カウンセラーは、議員御発言のとおり、環境省が実施している登録制度で、市民活動や事業活動を通じた環境保全に関する取り組みにおいて、豊富な経験や専門知識を持つなど一定の要件を備える方を対象に、申請により登録された方を言います。環境省のホームページでは、岐阜県には61名、山県市には5名の方が登録されております。

第2次山県市環境基本計画では、第4節に、環境教育・環境学習の推進を掲げており、環境教育、環境学習の場や機会の提供の中で環境カウンセラーを活用し、学習内容の充実を図りますと記載しております。

この計画を御審議いただきました環境審議会の委員のうち、2名の方が環境カウンセラーとして登録されており、基本計画にもさまざまな意見をいただいております。

今後は、環境カウンセラーに限らず、審議会の委員の皆様には環境に関する知識や経験の豊富な方ですので、施策の推進に御協力をいただきながら、環境学習の定着や継続ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 6点目の御質問にお答えいたします。

本年4月27日からの大型連休は、5月1日が改元に伴う国民の祝日となったことで、

5月6日までの10連休となることが決定しております。ただし、民間の調査によると、10連休以上の休暇が取れると答えた20代から60代の方は全体の3割程度であると言われております。また、休暇の過ごし方としては、海外旅行や帰省を兼ねた国内旅行、趣味に時間を費やす方や、家族とゆっくり過ごすという回答が上位を占めておりますが、予定が決まっていない方も含めて、多岐で多様であると思われまます。

御質問の大型連休中の市内のイベント等でございますが、香り会館、ラブレイク、グリーンプラザみやまでは、大型連休中に何らかの企画を現在検討中と聞いており、山県市観光協会でもミニイベントを計画中とのことでございます。

議員御発言のとおり、観光誘客のチャンスはどこにでも存在し、例えば美しい自然環境、史跡、文化及び産業など、日常見なれているものでも観光のコンテンツとなり得ます。とりわけ、この時期の山県市の美しい新緑を背景としたのどかな田園風景は、ふだんの喧騒から逃れ、のんびり過ごすことを望む方には見ているだけでも癒やしの空間となります。

こうした素朴な山県市のよさを市民の皆様にもどのように伝えるか、また、市外の皆様にもどのようにPRするかが重要であると考えます。PR方法につきましては、議員御発言の、岐阜市や名古屋市でのイベントの開催までは考えておりませんが、市外の方に向けては、例えば刈谷のハイウェイオアシス等、多数の人が集まる場所でのチラシの配布や、他市町などの主催するイベントに参加して、山県市の魅力発信を山県市観光協会と連携して行うことを検討しており、市民向けには観光協会のホームページを活用して、大型連休中のお出かけ情報の発信とPRに努めてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、この期間を有効に活用していただき、山県市のよさを再発見する機会としていただければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 1から5点目では、農業者育成と発掘における補助制度と技術的支援、住民主体のまちづくり、販売的農家へ向けての施策課題、また、環境カウンセラーの見解に関する御答弁を、6点目では、にぎわいへ向けての取り組みに関する御答弁をいただきました。

それでは、再質問を2点行います。

まず1点目、さて、世界農業遺産、日本農業遺産は御存じかと思います。世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を国際連合食糧農業機関が認定する制度。日本農業遺産は、日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農

林水産大臣が認定する制度であります。

岐阜県においては、岐阜県長良川上中流域が世界農業遺産として認定されており、その他地域では、静岡県わさび栽培地域、徳島県にし阿波地域などが日本農業遺産として認定されております。

この山県市は、冒頭にも述べたように、土地も人の流れも自然の豊かさがにぎわいを創出しております。しかしながら、世界農業遺産、日本農業遺産と同様の課題があります。山県市の農業は、有害鳥獣被害が原因の1つであるものの、高齢化による後継者不足から耕作放棄地がふえ、結果として、農業景観も失われつつあります。また、強い農業、担い手づくりを目的として、農産物のブランド強化や新しいブランドづくりも必要です。

それを踏まえて、この山県市においても、山県市独自の農業遺産、山県市農業遺産の認定制度を新設してはいかがでしょうか。また、それら新設のためにも、観光まちづくりを目的とした環境カウンセラーの助言が必要となりますが、いかがでしょうか。

次に、2点目、イベントは、来場者数、規模に合わせて定期的に行っていかなければなりません。例えば、私どもは、平成28年度第1回定例会において、香り会館事業における起業家育成へ向けた臨時営業店舗によるまちづくりにおける一般質問を行いました。

こちらは、山県市の発展のために民間が活性化することが必要であり、毎月1回、全国から臨時営業店舗を集めて1つのまちをつくり、実店舗を持つことを目標とした起業家育成のためのものです。山県市を商売のにぎやかなまちにするためのものです。

山県市の自然豊かな環境の中で、市外からの出展者や来場者、つまり観光客がにぎわい、そして、そこに山県市の皆様が出店や、来場者として参加することにより、にぎわいを創出し、山県市の誇りや愛着、地域の独自性が生まれ、活性化の中で新たな起業家が生まれるかと思えます。活性化は民間主導で成り立つものですが、それを行政が後方支援を行うのも1つの方策かと思えますが、見解を求めます。

また、山県市内には幾つものイベントがあります。それぞれのイベントにはボランティアなどで支える皆様がおります。

そこで、市内のイベントにおける本来の目的を再確認し、地域づくりを、すなわち市民が主役の観光まちづくりを行っていただきたいと思えますが、見解を求めます。

以上、2点について、1点目は農林畜産課長と市民環境課長へ、2点目はまちづくり・企業支援課長へお尋ねします。

○副議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問にお答えをいたします。

農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性の

ある農林水産業と、それに密接にかかわって育まれた文化、地域的まとまり、農業生産物多様性などが相互に関連して一体となった伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度でございます。

したがいまして、特徴的な農業のみならず、それを核として地域独自の文化や生物等が密接にかかわり合い、連携した地域が認定基準となっており、山縣市としてはなかなかそのような文化にまで昇華した農林水産業がないのが実状でございます。

また、山縣市独自の農業遺産という御提案でございますが、農業遺産という名称をつけるのであれば、既存の認定基準を大きく逸脱することは難しく、また、認定や認定後の保全確認など、第三者から認められるものでなければ認定されるメリットである、地域固有の農林水産業の価値が認められることで、地域の自信と誇りを醸成し、農林水産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待されるというものが極めて希薄なものとなる可能性があるため、現時点では、市独自での農業遺産認定制度は考えておりません。

今は、まず特産品である栗、柿、ニンニク、桑の木豆等の生産量と収量の拡大を支援することが重要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、環境カウンセラーについて説明させていただきましたが、環境カウンセラーに登録されている方々というのは大きく分けて2種類ございまして、企業や事業者が取り組む環境保全にかかわる事業に解決策や助言を行う事業部門と、地域や市民団体、学校が行う環境保全活動や環境学習に対して助言を行う市民部門に分かれております。それぞれ得意な分野での活躍をしてみえます。

観光まちづくりに関する分野で助言できる環境カウンセラーがいらっしゃれば、助言をいただくことは可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 2点目の再質問にお答えいたします。

定期的なイベントの開催についてでございますが、例えば日曜日ごとに開かれる朝市のようなイメージかと思いますが、定期的に開かれることで多くの人に認知され、一定の集客が見込めることが1つのメリットと考えます。実施場所としては、交通の要所であるとか、多くの観光客が訪れる施設の周囲などが成功する要因の1つと考えます。

現在計画中の山県バスターミナルの広場部分については、トラック市の開催要望もございまして、これと連携して、市内業者等による物販等の開催ができないか検討しております。公共の敷地であることから、ある一定の制限は必要かと思いますが、市内事業者の事業拡大や新規事業の開拓の支援となればと考えております。

2つ目の御質問の市内イベントについてでございますが、山県市内で行われるイベントとしましては、市内団体で構成する実行委員会が行う栗まつりが最も大きなイベントで、市内外から3万人以上の集客がございまして。このほかにも、各地域の自治会連合会等が行う中規模程度のイベントや地域コミュニティが主催するミニイベント等が各地で実施されています。

栗まつりのような市を代表するイベントの目的は、山県市の認知度の向上による観光振興や物販等による産業振興及び各種団体等の活動を紹介することなどです。また、地域密着型のイベントは、地域住民相互の触れ合いを深めることが大きな目的と言えます。

市民と協働して行うイベント等を通じて、地域のきずなを深め、観光や産業の振興を図り、活力ある地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（吉田茂広君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

○副議長（吉田茂広君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

15日に予定をしております一般質問は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時01分散会

平成31年 3月15日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成31年第1回

山県市議会定例会会議録

第4号 3月15日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成31年3月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
理事兼 総務課長	渡邊佳宏君	理事兼 地方創生監	柴田雅洋君
理事兼 企画財政課長	久保田裕司君	税務課長	山田正広君
市民環境 課長	奥田英彦君	福祉課長	桐山藤夫君
健康介護 課長	藤田弘子君	子育て支援 課長	安川英明君
農林畜産 課長	三嶋克之君	水道課長	浅野晃秀君
建設課長	大西一也君	まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君

会計管理者 長野 裕 君 学校教育課 鬼頭 立城 君
生涯学習課 土井 義弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼事務局長 竹村 勇司 君 書記 棚橋 輝英 君
書記 鷺見 芳文 君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、山崎 通君から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 昨日の一般質問で、既に脱会をするという話を聞いておるので、脱会をするというふうに決定されたというように言ったらしいんです。本人は、何を言ったか覚えがありませんが。その後に、まだ決定はされていないという説明がありまして、私は、副議長から、明日の朝、釈明をしたらどうやというお話をいただきましたので、そのときにお話ししたのは、同じことを話すわけですが、私も有識者の人にそういう話を聞いて、要はその人が私に言ったということは、そんなことは困るのでという、いわゆる啓蒙されたというふうに思っておるんです、自分は、そういうつもりで言ったんですが、決定をされたと言ったのか、決定をされかけておると言ったのかは、自分では覚えがなかったんですが、どうも書面を見せてもらおうと、決定されたと言ったらしいんですが。

これは、そもそも一般質問なんですよ。質疑をやっておるわけじゃないんですよ。一般質問は自分の見解で、自分の気持ちを言うというのが、また、あるいは執行部に尋ねるとというのが本来の姿なんです。一般質問とか質疑とか、ほかにも委員会でもありますけど、そういうのと類を一緒にして、それは一般質問でこんなことを言ってはいかん、あんなことを言ってはいかんといったら、何も言えなくなる。

例えば、誰かが古いときの話を持ち出して、こういうふうで、こんなふうやったけど、こんなふうになったほうがいいとかと言ったら、そんなこと、過去にあらへなんだという、一回一回検証せないかん。その検証を誰がやるかということになる。

だから、そんなの、私は弁明するわけでも何でもありませんが、そんなことを一回一回お互いに検証し合ったら、一般質問は成り立ちません。議長、そうやありませんか。

○議長（石神 真君） それぞれの見解はあると思いますが。

○9番（山崎 通君） 見解じゃない、ルールなんやって、これは。

○議長（石神 真君） ルールに従って進んでやってきておりますので。それと、やはり今まで議運のほうで山崎議員も言われましたように、特定の個人名、団体名はできるだけ使わないようにやっていきたいと思いますという、山崎議員も議運にみえたとき、言ってみえたので。

今回、休憩中に古川議員のほうから、そういう話がありまして、中身を精査してから山崎議員のほうにお話をさせていただきたいということで、議運のほうもありましたので。議運の委員長と副議長と私とお話ししたときに、やっぱりこれは不適切ではないかということでありましたので、お話をさせていただいて、けさのこの山崎議員の発言になったと。

だから、全部が全部だめだとは言っておりませんが、ある程度のルールに従ってやっていただきたいという趣旨でございます。

○9番（山崎 通君） それで、そんな気まずくなるということをしていってやるわけではありませんが、そういうふうなことをこれからも続けるとしたら、一言一句、全部チェックをしながら話をしないようになるもので、お互いにそういうことはやめたほうがいいというふうに言いたいということを今言っておる。

それで、議運を開かれて、そういう決定になって、きょう、私に発言をするということになれば、また、それはそれでいいんですけど、実は、私もいいかげんなことを言っておったらいかんし、さっきもお話したように、有識者の人が私に言ったことやもんで。

けさ、実は連合会長のところに行って確認をとってきました。そうしたら、もうこれはどんどん言ってもらってもいいと、決定事項だというふうにおっしゃる。ですから、そうですか、決定事項かといったら、2月28日に議了して、もうこれは決定していることやで言ってもらっても別に構いませんという話で、けさ、行ってきました。それで、私に言った人を責めておると、そういう意味ではありませんよ。

そういうことですので、これを削除するとかいうことは、ちょっと私も、成り行き上、おかしいかなと思いますので、もう一回議運を、今でなくても後から、まだ日にちありますから、開いていただいて、そして、再度皆さんで検討していただくということでしょう。

○議長（石神 真君） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時05分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一応、きのうの録画、あと、録音を精査いたしまして、もう一度、議運の委員長、副議長と相談いたしまして、山崎議員の言われますように、きちっと調べた上でもう一度、山崎議員に発言の許可を与えますが、それでよろしいでしょうか。

○9番（山崎 通君） お願いします。

日程第1 一般質問

○議長（石神 真君） それでは、日程第1、一般質問。

ただいまより、14日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位8番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、一般通告に基づいて一般質問をしたいと思います。

今回の議会の冒頭で、市長の施政方針のお話がありました。その中で、安心して住みよい快適な山県市を目指していくんだと。その中では、地縁組織が地域のコミュニケーションになっていく、非常に重要な中身があるんだということが冒頭のお話の中でありました。

今回私は、素朴な市民の声、身近な地元公民館を避難所にできないかということについて、市長にお尋ねをいたします。

近年は災害もふえて、昨年、台風21号による被害が山県市でも倒木、停電などの発生をいたしました。氏子総代をやっているものですから、神社の屋根が吹き飛んだり、非常に心配な思いもしてきました。災害に遭われた皆様へはお見舞いを申し上げたいと思います。

このような状況を見ますと、日ごろからの備えが、個人や行政でも非常に重要になっているというふうに思います。山県市は、災害が発生した場合を想定した避難訓練を毎年開催しています。小中学生も含めて避難訓練にということで、毎年少しずつ前進されているかなというふうに思います。

山県市の市議会大規模災害対策行動マニュアルというのが29年1月に配付をされました。ここには、議員が緊急時に地域の一員として市民の安全確保と応急対応など、地域における活動に積極的に従事するというふうにあります。

この間、地域自治会でも防災問題について、学習会を皆さんと一緒に行ってきました。そういう中で、高齢者が多い中で、皆さんが総合体育館なんてとても遠くて行けんと。突然の災害が起きた場合に、私たち、足がないと、そういう切実な声が出されたんですね。それとともに、ここの地元のこの公民館を避難所にしてもらえんかというのが率直に出されました。

市のホームページには、指定緊急避難場所、それから指定避難場所、自主避難場所、福祉避難所などの説明と場所が案内されていました。最近、福祉避難所については、全国的にもまだ2割ぐらいしか整備されていないということも出ておりましたが、実際に

災害とか地震が発生した場合に、この運用がスムーズにいくんだろうかというふうに率直に思います。

私は富岡に住んでいますので、富岡地域に限ってみますと、指定緊急避難場所は高富中央公民館、それから総合運動場、富岡小学校というふうにあります。指定避難所は富岡公民館、富岡小学校、富岡保育園、総合運動場、ふれあいセンターです。ここに書いてあります自主避難所というのは、飲料水とか食料品、日用品、寝具などの提供は各自でというふうになってはいますが、場所は総合体育館になっています。地元の皆さんの生の声や高齢者の実態からすると、市のホームページの内容とはかなり開きがあるかなというのが率直な思いであります。

美山地域では、じゃ、岩佐まで避難するのかというのが、この間、いろいろな場所で意見が出されている中身だというふうに思います。

全国では、緊急避難指示が出たんだけど、実際の避難者は3%だったという報道もあります。前回、議会の中では、なるべくお年寄りが大変なので、早目に開くというふうなお話もありましたけれども、なぜすぐ来ないかというのは、台風がどこかへそれちゃったかもしれないとか、いろんな思いがあるので、なかなか朝から避難をすることはないかなというふうに思います。

地元の公民館を避難所という声がある中で、安全な避難の徹底をどのように進めていくのかを市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

昨年は、7月4日から8日にかけての7月の豪雨に始まり、7月28日の台風12号、8月23日の台風20号、9月4日の台風21号、9月30日の台風24号と、例年になく豪雨と相次ぐ台風の上陸があり、その都度、自主避難所を3カ所開設いたしました。

7月豪雨では避難者がありませんでしたが、台風については事前に情報が伝わることから、4回の台風接近によりまして、全部で62世帯、100名の方が避難をされました。

また、しかし一方で、避難所を早期に開設しても、実際には自主避難される方は少なく、また、避難勧告を発令しても避難していただけなかった地区もあったため、市民の皆さんに早期に避難いただくことの難しさを実感したところでもございます。また、一部の住民からは、自主避難所以外の避難所を開設するよう御要望をいただき、対応する職員の確保を含め、避難所の運営の難しさを痛感したところでもございます。

このようなことから、自主避難所や指定避難所の見直しについて総務課に検討を指示し、現在、山口市防災計画の改正案、案でございまして、の最終的な調整を行っている

ところでございます。

改正案では、まず避難所の安全と安心を確保するため、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われる地域でございますが、このレッドゾーンにある指定避難所7カ所を削除いたしまして、現行の49カ所から42カ所とするとともに、これまで開設しておりました3カ所の自主避難所のほかに、新たに高富北部多目的研修センター、谷合公民館、美山構造改善センターの3カ所を追加し、避難者の利便性の向上をさせたいと考えております。

この追加によりまして、自主避難所は全部で6カ所となりますが、交通手段が限られている地域の方につきましては、これでも不十分だとの御意見もあるかと思われま。しかし、限られた職員数での対応、できる範囲には限界があることを御理解いただきたいと思ひます。

交通手段が限られ、避難が困難な方につきましては、避難準備情報・高齢者等避難開始が発令された時点で、公共交通機関の利用や親族、近所の友人等の協力をお願いしていただくほか、場合によっては、民生委員さんですとか自治会長さんへの御協力についても検討していく必要があると考えております。

また、台風につきましては、接近して雨が降り出す前や暗くなる前に避難いただけるよう、避難所の早期開設に努め、自主避難を促進してまいります。

なお、地元の公民館を避難所にするという御要望につきましては、山田市職員による開設などの対応は困難となりますが、公民館がレッドゾーンやイエローゾーンでないことを確認の上、自治会長に御対応していただける場合などにつきましては、柔軟な対応も視野に入れ、より適切な避難所運営に当たってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 防災計画について、具体的な再検討をして、最終調整をしているという答弁でした。自主避難所については6カ所にふやすというお話でした。

以前、29年の9月、3回の市議会の中で、市長が、まず災害時には公助よりも身近な地域での自助、共助の努力が大事だと。避難所に、行政としてマイクロバスを出して避難させることは不可能だというふうにおっしゃいました。私もそのとおりだというふうにするんですね。やっぱり地域できちっと助け合って、みんながやっていくということが非常に大切だというふうに思ひます。

じゃ、身近な地域の公民館を避難所にしてほしいというのが、市民の皆さんの声だと。お年寄り、実際に私たちの自治会の中でもおっしゃっていましたが、市役所まで歩い

て行くのに、やっぱり15分から20分近くかかると。とても自分たちが風雨の中で歩いて行けるような距離じゃないという意味で求められています。

今、市長もおっしゃったように、土砂災害の特別危険区域、いわゆるレッドゾーンとか、土砂災害の警戒区域のイエローゾーン、大雨が降る可能性がある場合は、避難所の開設を控えているというのも理事兼総務課長の答弁にありました。

私は、市役所が、先ほど少しおっしゃいましたけど、レッドゾーンとかイエローゾーンじゃないところを単位自治会に提示をして、地域の公民館が避難所にふさわしいかどうかというのを判断できるようにしていただいたらどうかというふうに思います。

これも、今年の9月の議会の、同僚の議員の一般質問に答えて、理事兼総務課長がおっしゃっていた、自主防災組織であるとか地域消防団、それから自治会という方々にある程度協力いただくなど、柔軟な体制で、市の職員もない中、御協力を何とかお願いして、身近な場所を開放するなど柔軟に対応していく方策を検討したいという答弁でした。

今、市長もおっしゃったんですけれども、じゃ、地元の公民館というときに、実際は地元の、例えば地域の自治会の人々が責任を持って開設して、地域の人たちがそこに集まる。そこに何人いるかという情報はきちんと市に伝えるというような、やっぱりそういう具体的な計画を踏み込んで、それをできる限り、山口市全域、155自治会があるというふうに言われていますけれども、そういう自治会ごとに具体的な中身を検討していくということが重要じゃないかなと。

ですから、そこはぜひ踏み込んで、具体的に進めていくというようなことを、市として進めていけるかどうか、市長に再度お尋ねします。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

今、山口市の避難所運営は、それぞれ避難所に指定されますと準備をしまして、まず開設をします。その対応としましては、職員2人が対応して、そして8時間のローテーションでかえていくというという、その2人ずつが、そうしたシステムで人の配置をしております。

それに加えて、先ほど言われましたような、市内にあるそれぞれの155カ所、そこが適しているか適していないかはまた別でございますけれども、そういった適したところを避難所にするということにつきましては、今の運営と同じような避難所の体制、職員の体制はとれませんので、そういったことも含めながら、それぞれの自治会の皆さんが、自治会長さんにまとめていただいて、適宜開設をできるような体制についても、連合自治会長さん方にまず新年度、諮りまして、可能な限り皆さんの御要望に答えられる

ような方向で進めていきたいと思いますが、これもあくまでも、それぞれの、最終的には単位自治会の皆さんの御協力がないことにはできませんので、そうした趣旨と申しますか、考え方で検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、具体的に、地元の公民館を避難所にということで、全てでできるかどうかというのはこれからの状況だと思いますが、市として、自治会連合会なんかも含めて、具体的な検討を進めたいという、具体的な前向きな返答がありました。これは、私は非常に大事だというふうに思っています。

去年は、実際に155の自治会がある中で、21の自治会、900人が防災訓練を行ったという報告がありました。自主防災組織も134だったですかね、組織が結成されているということで、防災訓練をしていない自治会の実態は、じゃ、どうなんだろうということがあって、実は直接的には自治会の入会金問題とか、いろんなことも含めてですが、富岡地区の自治会連合会にお願いをして、アンケートをとっていただきました。

今の集計されている中身をちょっと紹介しますと、自治会会長のまず任期、1年の任期というのが24自治会、29あるんですが、実に82%が1年で交代なんですね。じゃ、会長の選出はどうしているかという、順番でやっているんだというのが12自治会、41%。加入された順にとというのが7自治会あって、24%です。選挙で選んでいるんだというのはわずか4自治体、14%という結果でした。

じゃ、自治会の中で会合、自治会集会って私たち言っていますが、会合をどのくらい開いているか。これを見ると、10回から12回、ほぼ毎月開いているよというのが11自治会で、38%でした。半分ぐらい、隔月というところが、五、六回というところが2自治会で7と。多いのは3回以下、これが12自治会で41%ですね。中には、自治会、会合は1回も開いていないというのが4自治会あるんですね。どういうふうにされているのかよくわかりませんが、これが実態でした。

今年度防災訓練をしたかという問いにも、2回から4回というのが3自治会、これ、ちょうど1割ですね。1回訓練しましたというのは5つの自治会、1度も防災訓練をやっていないよというのが21自治会、71%でした。

きのう、同僚の議員の、また防災に関して一般質問がありまして、その中で、課長の答弁の中で、地区の防災計画の策定に向けて、私も、これは非常に大事だというふうに思っているんですが、これをどう進めていくかという話の中で、ボトムアップ型、つまり自主的に下からつくってくださいと。上からつくれということじゃなくて、つくってくださいというお話がありました。それも一見言えるんですけど、今言った自治会の実

態から見たときに、じゃ、住民が自主的にというふうに入ったときに、じゃ、いつになったら各地域で自主的につくるようになれるのかと。現実的な問題を考えたときには難しいのではないかな。

今、自治会の問題では、朝日新聞が3年前に、ずーっと新聞で特集をしたやつがあるんですね。6回ぐらいで、今、全国の自治会の実態とか、いろんなことも書いています。問題は、やっぱり山口市でも同じような問題を抱えていると。こういう問題をどう解決するかということですけど。

きのう、地区防災計画をつくったらどうかという話の中で、実はこれも私、2年半前ですかね、防災訓練の必要性という、こういうマニュアルをいただきました。これは鴻ヶ池の自治会の方でした。私が議会の説明会か何かのときだったと思うんですが、こういうのをつくっているからぜひ見てくれって言われて。これ、実に具体的に地域でどうするかというようなことが書いているんですね。きのうの答弁の中にもありましたけれども、先進的なところのいろんな調査をして、みんなで学ぶというのがありました。私、もっと我々の身近の中にもこういう経験があると。こういうのを大いに学んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

こういう話をずっとしていたときに、ああ、なるほどなと思ったのは、例えば自治会長の声です。自治会長が防災無線の使い方、講習会をやっているんですね。私、ちょっと知りませんでしたけれども。全ての自治会長を集めて、防災無線の使い方やっていると。ところが、これ、9月に開催していると。もう半分終わっちゃっていると。それで1年でかわるわけですよ。

〔発言する者あり〕

○8番（福井一徳君） 今、4月にやっています。じゃ、その人がやってみえたのは9月だったんだと思いますけど。

具体的に、そういう地域でいろんな話をしてくると、かなり一つ一つ解決をしていく。潰していけるような中身があるんじゃないかなって。そういうことを本当にやっていかないと、具体的な、分厚いマニュアルを見ていても、現実的には物事は進んでいかないというふうに思います。

それで、ぜひ市として、具体的な地域ごとに、きのう同僚議員も言いましたけど、それぞれの自治会の中でこういう具体的な地域の防災計画つくっていくといったときに、自主的ということのを待っているのではなくて、ぜひ市と、例えば自治会連合会の共催というような形で地区の防災計画の策定会とか、そういうような場面をぜひつくってほしいと。具体的に、やっぱり155の自治会の人たちにも呼びかけて、私も地域で一生懸命頑

張りたいと思いますけど、そういう機会の場を具体的につくって、一步進んでいける、そういうようなことをぜひ市としてやっていただきたいと思いますので、市長の決意をお伺いしたいと思います。

〔「総務課長兼理事が」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 市長、きちんと手を挙げて発言してください。

林市長、答弁ならここで。

○市長（林 宏優君） 再々質問につきましては、担当の総務課長兼理事がお答えいたします。

○議長（石神 真君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、私から、再々質問について答弁させていただきます。

地区防災計画につきましては、いきなり各地区の方を集めて、こういう計画を作成してくださいというふうにお伝えして説明してもなかなか、先ほど議員からもありましたけれども、ボトムアップ型でつくることが重要でして、私どものほうから積極的に呼びかけるということは、もちろん啓発等ではさせていただきますが、一斉に計画を作成していただくという形になっても、作成をせっかくしていただいても、それがまさに絵に描いた餅になっては何の意味もございませんので、まず第一に、こういった計画をつくってどういうメリットがあるのかというようなところを含めて、まず啓発から入って、自主防災組織の活動が大変活発な団体につきまして、モデル的につくっていただくという形をまず第一に進めまして、その後、広く広めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君、質問を変えてください。

○8番（福井一徳君） 課長個人にお聞きしたわけではありませんので、市長として、そういう姿勢で具体的に進めるということだという理解をしました。

続いて、2番目、最高レベルの保育水準を維持するための正規保育士の確保について、市長にお尋ねをします。

市長は、子育て日本一ということをスローガンに掲げて、この間やってみえます。それで、次も意欲を持たれていますので、子育て日本一という中身が、本当に日本一かどうかという角度でお聞きをしたいというふうに思っています。

この間、山口市では、市長の公約でもある子育て日本一を目指して、全国でも数少ない3歳以上の保育の無料化を進めてきました。私もこの施策に対して賛意を示し、議会

において条例への賛成討論もしました。その後、この施策の結果、無料化の対象の年齢層やその保護者の世帯、人口は着実にふえているという実績も生んできました。そして、これも珍しく、全国で今、珍しくなっているんですが、全ての保育園が公立、山口市立であり、保育の内容も最高レベルの質を維持しているとの議会答弁もありました。公立保育園で3歳以上の保育料を無償化して、保育の質も最高レベルを維持、これは、小中学校の山口市自校方式の給食とランチルームという実績に匹敵するもんだというふうに思っています。やっぱり山口市のよさを大いにアピールできる、自慢できる実績だというふうに私も思っています。

ところで、ことしから幼保の3歳以上の無償化が後半から始まろうというふうにしています。私は、まさに脇目も振らず、公立保育園としてしっかりとした保育を実践していくことが、子育て日本一の公約を実現する道であると思います。そのための施策の重要な柱が、中長期に見ても正規の保育士の確保問題だと思います。

また、この間、行財政改革の名のもとで、職員の正規への切りかえなどによって、他市町村と比べても、非正規の比率が5割、実際調べましたら6割を超えていましたが、6割を超えるという実態になっています。その点からも、保育士における正規の比率を少しもとに戻すということも含めて、そして、並びに保育士全体の待遇改善、臨時保育士も含めて改善が、保育の質を維持、発展させる上で重要な課題だというふうに思いますが、これをどのようにお考えになるのか、市長はどのようにお進めになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

保育の質を維持、発展させる上での正規保育士の比率を引き上げること並びに保育士全体の処遇改善の進め方についてでございますが、初めに、山口市の正規保育士につきましては、毎年数回の募集を行っておりますが、採用基準等により応募者全員を採用するには至らず、必要とする人数の確保はなかなか厳しい状況でございます。

国によります働き方改革、女性の社会進出の促進のための職場環境の整備や、本年10月から幼保無償化などの子育て支援対策により、山口市におきましても、当分の間、低年齢児を中心とした、保育が必要な児童の増加が見込まれるため、保育の質を維持させるための保育士の確保が一層必要となる状況でございますが、現在の質の高い保育は、全ての保育士が力を合わせ、調理員を含めた保育園全体で取り組んできた結果であることから、正規保育士の比率を引き上げることの必要性も認識しつつ、その観点のみにとられることなく、引き続き必要な職員の確保に努めてまいります。

次に、保育士全体の処遇改善の進め方についてでございますが、処遇改善につきましては、まず、保育士一人一人の職務に対する意識や考え方、勤務状況、職場環境などをしっかり把握し、その上で保育士全体として必要な処遇改善に取り組んでいく必要があると考えます。保育園で勤務する職員の声を聞きながら、働きやすい職場環境の整備に努め、山県市の保育園で働きたいと思う人が一人でも多くなることで、保育士不足の解消にもつながり、保育の質の維持向上につながるものと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（福井一徳君） 今、正規の保育士、数回募集してもなかなか基準に及ばなくて、全員採用ができないというお話でした。一方で、働く職場環境だとか、それぞれの人の意識、考え方というような把握をしながら、働きやすい保育園を目指していく中で、保育士の確保を図っていききたいという御答弁でした。

それで、今、全ての保育士が力を合わせて、必要な努力をして、今の保育の質を保っているというふうにおっしゃいました。私は、それは当然そうだと思います。臨時保育士の人も、保育士の資格を持って、実際にそういう専門的な見識でもって働いてみえますので、時間の中で本当に精いっぱい、子供の命を預かるという立場で努力されている、そういう全体のマネジメントといいますか、そういう力で、今の質を維持しているということは、そのとおりだろうというふうに思います。

一方で、なかなか今、正規の人が採用できない、これ、全国的にもそうなんですけれども、山県市の実際の年齢の分布はどうかということで、ずっと見ると、いろんな苦心が見られるんですが、20から29歳は8人、30から39が10人、若い層のところで40から49歳、9人、あと、50から59が9人で、60歳以上が4人ということで、合計40人なんです。こういうところで、若い人を、要するに採用し続けないと、将来的に正規が維持できない、これは当然だと思います。この中で、変遷をずっと見てみますと、どうしても正規がたくさん配置できないところは、経験ある臨時職員を配置したりして、いろんな工夫をしながら今の保育園の運営をされているなということがよくわかるんですね。

私は、前の議会で2度ほど、民営化の問題を具体的に取り扱って議論をしました。こういう中で、今、例えば民営化、きょうはそのことをメインにしませんけれども、民営化をしていくと、非常に市長はいろんな期待感を述べられていましたけれども、こういう保育士の確保という意味でいうと、非常に危うい面があります。

つい最近のニュースなんですけれども、ことしの3月のところ、東京の中央区で認可保育園、これは看護師とか調理員含む30名の職員のうち、16人が次々と退職する事態というのがあって、これ、ニチイ学館のグループ、これはもう公表されているから名前は

いいと思いますけれども、社会福祉法人の勝どき6丁目という、勝鬨橋の近くにある保育園なんですけど。2016年の7月に前の運営会社から株式を取得して、子会社化したんですね。それでずっと運営をしてきた。中央区の保育計画課というところが、3月12日にツイッターで、4月からニチイ学館の保育事業部というところが直営で運営しますという情報を出されたと。3月9日に直営にするよということで、保護者の説明会が開かれて、そのときにニチイ側から、園長以下保育士が次々と退職の事態になっていると。これは何としても人を補充してやるという説明から、わーっと騒ぎになったんですね。

原因は、4月から給料がダウンになるとか、それからシフト制を当然組んでいるんですけども、定時以上に勤務が厳しいという中で、なかなか改善されんということで、一度にこういうことが起こると。以前にも、そんなようなことはあったんですけども。

ですから、やっぱり民営化するといいという話になるんですけども、どうしても民間というのは、利益追求は当然の話ですよ、事業ですから、前提。それは仕方がないと思うんですけども、だから、教育とか保育をそのような民間のもうけの対象にするといろんな問題がやっぱり起こってくると。だから、最初からやっぱりそこら辺が違うんじゃないかなというふうに思います。

山口市の中で、今の公立の保育園を維持していくという意味では、こういう事例、これからいろいろ調査されると思うんですけど、全国的に見たらもう17年ですよ、民営化を始めて。その中で、岐阜市なんかも一旦これでストップをしています。いろんな弊害が出ている。

ですから、山口市はそういうことに振れるのではなくて、ぜひ公立の保育園で、しかも先ほど言われたように、保育士をきちっと確保をするというところで、いろんな努力をしてほしい。

実は、この件に関して、以前、話し合いの中で、山口市はどこで保育士の人を募集していますかといったら、岐阜県内だという話があったんですね。私は、保育の無料化、これからいくと、どうなるかわかりませんが、今、先進的に、先駆的に、保育の無料化したり、それからいろんな努力をして、さっき言ったランチルームもそうですけども、医療費の無料化、高校生までとかって、いろんな、そういう策をしている山口市をぜひ売り出して、全国に。こういう山口市で、本当に保育で働いてみませんかという、やっぱりそういう働きかけが必要じゃないかなと。

岐阜県のことし、予算で、保育士の充実というのがあったから、私、県も力を入れてやるんだというふうに思ったら、残念ながら700万ぐらいかけてウェブサイトをつくって、資格を持っているけれどもリタイヤしちゃった人、そういう人が職業訓練しながら、再

度復帰するためにはどうするかというような支援のポータルサイトをつくってやるんだという情報だったんですね。

ですから、私は市として、もっと全国に、積極的に山県市のよさを打ち出して、保育士を確保すると、そういう対策が必要じゃないかと思いますが、市長はどう思われますか。ぜひ、そういう対策を打ってほしいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず、今お話の中で、民営化につきましては、従来から検討しておりまして、その検討は進めていきたいと思っております。その中で、先ほど全国的にも非常に例外的な事例でもってお話をさせていただきましたが、今、岐阜県内の近隣市を調べましても、例えば岐阜市では公立の保育園が20ございまして、私学が19です。通っておる子供の数は2,000人ほどが公立に通っておりますし、1割以上、2,300人ほどが私立に通っておりますし、大垣市でも公立が19で、私立が10ということでございまして、隣の関市でも、公立が10と私立が9というようなことで、例えば美濃市なんかですと、全て公立の保育施設はございませんし、近年進めていました羽島におきましても、全て、たしか5つだったと思いますが、全て私立になっております。

その間、私立の民営化によりまして、非常に保育の質が落ちたとか、サービスが低下したという話はどこも聞いておりません。前にもお話ししたと思いますが、ある市で合併しまして、公立と私立の保育所があって、合併することによってエリアが外されたことによって、公立から私立のほうに園児たちが多くなったというような事例もございまして。ということから、決して私学といいですか、公立であることが、全て子供たちのために、幼児教育のためにいいということは、私は言えないと思います。公立も私立もお互いに切磋琢磨しながら、子供たちの保育環境を整えていくことが、今、全てが公立でございまして、私はそういった観点からも、いろんな形で民営化を進めていきたいと考えております。

そして、もう一つ、全体的に山県市の子育て支援をもっとアピールしようということでございますので、そのことにつきましては、実は三、四カ月前に、保育所の保護者の皆さんと従来行っておりました市民座談会をいろんな形で行っておりまして、その中で話させていただくということで、山県市の今の保育、子育て支援の幾つかまとめたのを、近隣と比較した場合、非常に山県市が先駆的にやっております、そういったことも、これから保護者の皆さんやら、私、先ほどお話にございましたように、もう少し外へのメッセージとして発信していくことによって、また、先ほどのお話にありますような、

子育て支援のまちを外へメッセージとして発信しまして、保育士の確保の向上につながればと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、市長のほうから、例外的な事例だというふうにおっしゃいました。外に出てくる部分は数少ないと思うんですけど、こういう大手でこういうことがやっぱり起こるということに、すごく問題を感じるんですね。体制的にしっかりしている、安定しているところだったら、そういうことは起きないだろうと、本当に小さいところだといろんなリスクがあるから、いろんな事態が起こるだろうというふうに思うんですけども、こういう大手のところでこういうことが起こっているということは、私はかなり深刻だというふうに思いますし、例外的な事例ということで済まされないと。

今、公立は、実は17年たっていますので、今、市長がおっしゃったのは、いやいやいや、みんな、公立じゃなくて私立になっているんですよって、実はなっているんですよ、半分ぐらいが。岐阜市もそういう意味でいうと、17年間の中で、ずっと半分ぐらい公立から私立に変えてきた。みんな変わっているから、だからいいのかといたら、そうじゃないんですよ、やっぱり。

これ、何で問題になっているかというのと、要するに職員の身分保障の問題、本当に、まだ5分ありますよね、本当に長期的に安心してやっぱり働ける、そういうことが保育の質を維持する上で、保育士さんが本当にその仕事に専念できる意味ではものすごく重要なんです。それを、この間はずっと何で民営化しているかというのは、行財改正改革の中で、やっぱり職員を減らしたり、それからいろんなやつを民間に仕事を出そうということでずーっとやってきた。そういう事例の中で、しかし、保育運動の中ではやっぱりそれではいかんという声もあったから、今半分にとどまっているんですよ。

岐阜市の中でも、先ほどから全然民営化して問題がないという話がありましたけど、岐阜市の第三者の包括監査委員会が市に中身を出しています。ホームページにも載っていますけど、そこの中では、保育士さんがやめられるので新しい人を採用すると、そうすると、民間の中で熟練した、経験を積んだ保育士さんがだんだんだんだん少なくなってくると。自分たちも、要するに保育ですごく不安だと、全然知らないからね。不安がいっぱいある。そういうときに相談したいんだけど、やっぱり若い保育士さんだから心もとないというような声が実際にやっぱり出ているし、書かれているんです。そういうことも含めて、本当に我々はきちんと中身をやっぱり見ないといけない。

しかも、私、正規と臨時の保育士さんの比率が5割ぐらいって最初言いましたけど、

実際にいろいろ調べてみましたら、どんどんどんどんやっぱりふえていて、それでも3割台というのがあるんですよ、大垣とかね、海津とか。土岐とか多治見とか、そういうところは4割とか5割で、6割というのはかなり非正規、臨時の人が多という状況があるんです。

前回の議会でも私、言いましたけど、今働いている人たちが、ぜひ臨時の人は正規になってほしいと。市長がそういう道もいろいろやっているんだということで、園長さんに聞いたら、やっぱりそうなんですって。やっぱり山県市は積極的になってほしいというような話をしているけれども、7時間ずっと働いている人が正規になりたくない。ちよっと私、地方公務員になりたくないというわけですね。何でかというのが、かなり正規が大変な中で仕事をしているということをやっぴり見ているからだというふうに思うんです。

本当に保育の質を維持していく、本当に子育て日本で、やっぱり山県市はいいということで、全国からも注目されて、いろんな人たちが山県市に来てくれるということを考えるという意味でも、この施策を本当に進めていくのであれば、やっぱり中長期的な意味合いで、山県市立で頑張る。その中での正規の保育士さんたちをきちっと、それから臨時の保育士さんたちの条件もきちっと確保するということがやっぱり求められるというふうに思います。

保育指針の中にも、結局、きちっと、まずOJT、職場の中で実際にいろいろ勉強しながら、外部での研修にも行きましようと、そういう体制をつくりなさいということ国が指示を出しているんです。

ところが、今、全国的な配置基準が少ないので、なかなかそういう時間、体制がとれないという現状もあるんです。だから、そういう現状も含めて、山県市が今後の中で保育の質を確保していく、公立として進めていくというような方向をぜひ進めていきたいと、行ってほしいという要望を出したいと思いますが、最後に、市長、一言、そのことについての御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

子育て支援を積極的に進めてきました。そのことによりまして、山県市の人口も本当に大きく減っておりますけれども、ここ数年の調査によりますと、5年ずつの世帯別の人口で、ゼロ歳から5歳と30歳から35歳のところだけが前年と比較してふえているという傾向がございます。

これは、原因はわかりませんが、やはり若い人に住んでいただけるという、そ

の選択の中で、ほかの世代と少し違っておる。こうした子育て支援が大きく作用しているのではないかということが考えられるわけでございます。

そうした観点からも含めまして、保育所に限らず、幼児から小中高生まで、医療費ですと、まだ県内でも本当に少ないわけでございますが、高校生までの医療費もまちづくり振興券によりまして全額補助しているというような状況もございます。

そういった一体的な子育て支援を、これからも中心に行政を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分より再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 9 番 古川雅一君。

○3 番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、通告事由に従い、ソーラーパネルの設置について質問させていただきます。

自然エネルギーには、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電が挙げられます。その中でも、太陽光発電のソーラーパネルの設置が多くのある場所で見かけるようになりました。東北大震災の原発事故もあり、自然エネルギーの重要性は言うまでもありません。

自然エネルギーの普及促進は必要なことですが、太陽光発電計画は、その設置場所によっては反射光による自動車運転への影響や家の中の温度上昇など、近隣住民の生活に影響してきます。また、自然環境に影響を及ぼしたり、使用できなくなったソーラーパネルが放置され、管理されない、景観を損ねたりと、さまざまな問題が起こる可能性があります。

本市の近隣市においても、山の急斜面にソーラーパネルが設置してあるところをお見かけします。その場所を車で通るたびに、大規模な地震、台風などが発生した場合、大丈夫なのかと思いつつも通っております。

本市は、森林が84%と緑豊かな市です。今後これらの場所に大規模太陽光発電施設、メガソーラーが設置される可能性があります。太陽光発電については、その設置に関してほとんど国の規制のないのが現状ではないでしょうか。

そこで質問いたします。

1点目、太陽光発電施設の設置における法令等による規制の内容は。

2点目、市内に既に設置されている太陽光発電施設の件数、面積、発電出力と今後設置される予定の施設の把握は。

3点目、ソーラーパネルを設置することによって、どのような問題が起きると認識しているのか。また、現段階でソーラーパネル設置への相談、苦情はあるのか。

4点目、森林の大規模伐採等の環境破壊を未然に防ぐ条例の規制はあるのか。

以上の4点を、市民環境課長、農林畜産課長に質問いたします。

○議長（石神 真君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の御質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の設置における法令等による規制の内容についてでございますが、太陽光発電は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートして以来、高い買い取り価格が設定されたことや、規制緩和などにより急激に拡大し、個人の住宅の家庭用ソーラーパネルから事業者によるメガソーラーまで、あらゆる規模の発電事業が行われるに至り、導入された再生可能エネルギーの9割以上が太陽光発電と言われております。

現在、太陽光発電等を設置する場合は、規模や土地の状況にもよりますが、森林法や農地法、岐阜県土地開発の調整に関する規則、山県市の開発指導要綱等の法令や規則等に基づき、それぞれ許可や届け出を行い、規制されているところでありますが、太陽光パネルそのものを直接規制するものではありません。

また、平成30年4月には、国において太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や配慮することが望ましい事項を記載した事業計画策定ガイドラインが改訂されました。これにより、発電設備を設置しようとする場合、周辺環境の調査や地域との関係構築、設計、施工に伴う安全対策、周辺環境への配慮、維持管理や非常時の対処方法、撤去及び処分に至るまでのガイドラインとなっており、関係法令による規制の対象外となる場合であっても、事業開始前に地方公共団体に相談することや、必要に応じて地域住民へ事業説明を行うことなどに努め、地域との共生が図れるように促しているものであります。

当課が所管しております農地法に係る農地転用につきましては、所有権移転の有無や面積の大小にかかわらず、農地法上の手続が必要になってまいります。ただし、第1種農地につきましては、基本的に農地転用は不可となるため、営農型以外のソーラーパネ

ルの設置はできません。なお、第1種農地というのは、10ヘクタール以上の一団の農地で、農地の維持上、必要なところが第1種農地となってまいります。

次に、2点目の市内に設置されている太陽光発電施設の件数、面積、発電出力と、今後設置される予定の施設の把握についてでございますが、当課が把握しているのは、2月末現在までの農地転用許可済み案件のみとなりますが、許可件数307筆、面積合計約17ヘクタール、発電出力合計は約8メガワットでございます。また、現在発電出力1メガワット以上のメガソーラーと呼ばれる大規模施設は山県市にはございません。

今後の設置予定ですが、農業委員会へ問い合わせのあったものとして9件、約1.1ヘクタールを把握しております。なお、これら全て、1件0.3ヘクタール以下の小規模なもので、開発指導要綱あるいは森林法等に係る中から大規模以上の案件は現在のところ把握しておりません。

3点目のソーラーパネルを設置することによる問題点の認識につきましては、大規模に森林の土地の形質を不適切に変更する行為で設置した場合は、土砂災害のおそれ等が懸念されますが、設置に対する苦情は農林畜産課にはございません。

4点目の森林の大規模伐採等の環境破壊を未然に防ぐ条例の規制はありませんが、法律の規制としまして、森林法第10条の林地開発行為の許可制度があります。県知事の許可で、山林での1ヘクタールを超える土砂の採掘や林地以外への転用などの土地形質の変更を行うといった開発行為が対象となり、さまざまな公益機能を有している森林を無秩序な開発から守ることを目的としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 3点目の御質問にお答えします。

ソーラーパネルの設置への相談、苦情につきましては、市民環境課では市民相談、消費者相談、合わせまして、平成28年度に2件、平成29年度に2件、平成30年度は現時点ではゼロ件の、合計4件の相談が寄せられております。

相談内容といたしましては、太陽光発電設置の勧誘、設置後の支払いに関する相談がそれぞれ1件と、隣接する土地に太陽光発電装置が設置されるが、反射光や騒音などの日常生活や体への影響はあるのかという問い合わせが2件ございました。反射光や体への影響については、専門的なことでもございましたので、詳細は社団法人太陽光発電協会に問い合わせをしていただくよう助言をしております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 再質問いたします。

ただいま森林法や農地法、岐阜県土地開発の調整に関する規則、本市の開発指導要綱等の法令や規則等に基づき、それぞれ許可や届け出を行い、規制されているが、太陽光パネルそのものを直接規制するものはないと答弁をいただきました。

また、平成30年4月には、国において太陽光発電事業者が事業計画において遵守すべき事項や配慮することが望ましい事項を記載した事業計画策定ガイドラインが改訂されたとのこと。関係法令による規制の対象外となる場合であっても、事業開始前に地方公共団体に相談することや、必要に応じて地域住民へ事業説明を行うことなどに努め、地域との共生が図れるように促しているとのことですが、こちらも、望ましい、努めとか促すとか、強制力がないように思えます。

また、森林の大規模伐採等の環境破壊を未然に防ぐ条例の規制はないが、法律の規制で、山林での1ヘクタールを超える土砂の採掘や、林地以外への転用などの土地形質の変更を行うといった開発行為は、県知事の許可が必要とのことですが、言いかえれば、1ヘクタール未満ならば許可は要らないということです。かなり大規模なソーラーパネルが許可なしで設置できると考えられます。

美山地区のグリーンプラザみやまキャンプ場は、オートキャンプ場も加わり、さらに来客数がふえると期待しております。緑豊かなキャンプ場のそば、道中にソーラーパネルが設置されれば景観を損ね、楽しさも半減するのではないのでしょうか。また来たいと思うのでしょうか。友人、知人等に美山のキャンプ場はよかったと宣伝してくれるのかも疑問です。

ソーラーパネルへの相談は、28年度、29年度で4件とのことですが、これからは住宅地への設置への影響、山林に設置された場合、大規模な地震、水害による被害、景観の悪化が考えられます。神戸市、大津市など多くの市町村で条例をつくり、規制をしています。さらに条例をつくる市町村もふえると思われれます。

そこで、本市も独自の条例をつくり、家の屋根のソーラーパネルを除き、規制するべきではないかと考えますが、再質問として副市長にお尋ねいたします。

○議長（石神 真君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えをいたします。

現時点で3,000平方メートル以上の太陽光発電施設開発申請はございませんが、開発指導要綱では、自然環境の保全、公害及び災害の防止を指導の基本としているところでございます。区画形質の変更では、現状の地形に沿った計画とし、必要最小限の土工量、のり面については切り土、盛り土、のり勾配を緩く、植生を施す。そして、土砂流出防

止としましては、防災施設の設置及び排水設備、放流先の排水能力を勘案するよう指導を行っているところでございます。

設置済みのソーラーパネルが起因した、生活環境への影響事例は報告されておりますが、山田市としましても、安全で安心できる生活環境への対策は必要と考えております。

現時点では、開発指導要綱で指導していく考えでございますが、今後市民からの苦情、相談等を考慮し、また、他市の状況を考察しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石神 真君） 以上で古川雅一君の一般質問を終わります。

○議長（石神 真君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時25分散会

平成31年 3月20日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

平成31年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 3月20日（水曜日）

○議事日程 第5号 平成31年3月20日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第19号 山 県 市 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第20号 山 県 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 に つ い て
- 議第21号 山 県 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第22号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第23号 山 県 市 非 常 勤 の 特 別 職 員 の 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第24号 山 県 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第25号 山 県 市 分 担 金 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第26号 山 県 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第27号 山 県 市 グ リ ー ン プ ラ ザ み や ま の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第28号 山 県 市 水 道 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議第29号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）
- 議第30号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第31号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ）
- 議第32号 平 成 3 0 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）
- 議第33号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 一 般 会 計 予 算
- 議第34号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算
- 議第35号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算
- 議第36号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算
- 議第37号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
- 議第38号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 予 算
- 議第39号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
- 議第40号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 高 富 財 産 区 特 別 会 計 予 算
- 議第41号 平 成 3 1 年 度 山 県 市 水 道 事 業 会 計 予 算

- 議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第30号 平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第32号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第33号 平成31年度山口市一般会計予算
- 議第34号 平成31年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第35号 平成31年度山口市介護保険特別会計予算

- 議第36号 平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第37号 平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第39号 平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第40号 平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第41号 平成31年度山口市水道事業会計予算
- 議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願
- 日程第3 討 論
- 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）

- 議第30号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第32号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第33号 平成31年度山県市一般会計予算
- 議第34号 平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第35号 平成31年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第36号 平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第37号 平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第39号 平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第40号 平成31年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第41号 平成31年度山県市水道事業会計予算
- 議第42号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

日程第4 採 決

- 議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号	山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第26号	山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第27号	山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第29号	平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）
議第30号	平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第31号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第32号	平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
議第33号	平成31年度山口市一般会計予算
議第34号	平成31年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第35号	平成31年度山口市介護保険特別会計予算
議第36号	平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第37号	平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第38号	平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第39号	平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第40号	平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
議第41号	平成31年度山口市水道事業会計予算
議第42号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第43号	西葛原辺地総合整備計画の策定について
議第44号	柿野辺地総合整備計画の策定について
議第45号	日永辺地総合整備計画の策定について
議第46号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第47号	市道路線の認定について
議第48号	市道路線の廃止について
議第49号	市道路線の変更について
請願第1号	「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
請願第2号	小規模企業振興に関する条例制定を求める請願
日程第5	議第50号 山口市教育長の任命同意について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論

日程第8 採 決

日程第9 特別委員会の中間報告について
バスターミナル整備特別委員会
観光整備特別委員会

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第19号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第20号 山県市犯罪被害者等支援条例について
議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第23号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号 山県市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第26号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第27号 山県市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第29号 平成30年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第30号 平成30年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第31号 平成30年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第32号 平成30年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第33号 平成31年度山県市一般会計予算
議第34号 平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第35号 平成31年度山県市介護保険特別会計予算
議第36号 平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第37号 平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第38号 平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第39号 平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第40号 平成31年度山県市高富財産区特別会計予算

- 議第41号 平成31年度山縣市水道事業会計予算
- 議第42号 山縣市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第19号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山縣市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山縣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山縣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山縣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山縣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山縣市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山縣市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山縣市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山縣市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 平成30年度山縣市一般会計補正予算（第5号）
- 議第30号 平成30年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成30年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第32号 平成30年度山縣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第33号 平成31年度山縣市一般会計予算
- 議第34号 平成31年度山縣市国民健康保険特別会計予算

- 議第35号 平成31年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第36号 平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第37号 平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第39号 平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第40号 平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第41号 平成31年度山口市水道事業会計予算
- 議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願
- 日程第3 討 論
- 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について

- 議第29号 平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）
- 議第30号 平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第32号 平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第33号 平成31年度山口市一般会計予算
- 議第34号 平成31年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第35号 平成31年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第36号 平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第37号 平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第39号 平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第40号 平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第41号 平成31年度山口市水道事業会計予算
- 議第42号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について
- 議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について
- 議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について
- 議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第47号 市道路線の認定について
- 議第48号 市道路線の廃止について
- 議第49号 市道路線の変更について
- 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願

日程第4 採 決

- 議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議第26号	山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第27号	山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第29号	平成30年度山口市一般会計補正予算（第5号）
議第30号	平成30年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第31号	平成30年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第32号	平成30年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）
議第33号	平成31年度山口市一般会計予算
議第34号	平成31年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第35号	平成31年度山口市介護保険特別会計予算
議第36号	平成31年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第37号	平成31年度山口市簡易水道事業特別会計予算
議第38号	平成31年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
議第39号	平成31年度山口市公共下水道事業特別会計予算
議第40号	平成31年度山口市高富財産区特別会計予算
議第41号	平成31年度山口市水道事業会計予算
議第42号	山口市過疎地域自立促進計画の変更について
議第43号	西葛原辺地総合整備計画の策定について
議第44号	柿野辺地総合整備計画の策定について
議第45号	日永辺地総合整備計画の策定について
議第46号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第47号	市道路線の認定について
議第48号	市道路線の廃止について
議第49号	市道路線の変更について
請願第1号	「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
請願第2号	小規模企業振興に関する条例制定を求める請願
日程第5	議第50号 山口市教育長の任命同意について
日程第6	質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 特別委員会の中間報告について

バスターミナル整備特別委員会

観光整備特別委員会

○出席議員（13名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
8番	福 井 一 徳 君	9番	山 崎 通 君
10番	吉 田 茂 広 君	11番	上 野 欣 也 君
12番	石 神 真 君	13番	武 藤 孝 成 君
14番	藤 根 圓 六 君		

○欠席議員（1名）

7番 村 瀬 誠 三 君

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君	理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君
理 事 兼 企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	山 田 正 広 君
市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	桐 山 藤 夫 君
健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君	子 育 て 支 援 課 長	安 川 英 明 君
農 林 畜 産 課 長	三 嶋 克 之 君	水道課長	浅 野 晃 秀 君
建設課長	大 西 一 也 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会計管理者	長 野 裕 君	学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君
生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長 竹村勇司君 書記 棚橋輝英君

書記 鷺見芳文君

午前10時00分開議

○議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（石神 真君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 上野欣也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（上野欣也君） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第20号から議第25号、議第27号、議第29号、議第33号、議第40号及び議第42号から議第49号の所管に属する条例案件7件、補正予算案件1件、予算案件2件、その他8件の18議案並びに請願第1号及び請願第2号を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第27号では、山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、使用料の金額設定の検討状況及び指定管理者から収支報告書が提出されているかどうかについて。また、山県市民に対する有利な取り計らいについて。議第33号については、平成31年度山口市一般会計予算（総務産業建設関係）については、歳入の子ども・子育て支援臨時交付金の保育園分と幼稚園分の積算について。文書広報費のホームページリニューアル業務委託料の委託先の選定方法及び山口市のPRに関する面の考慮について。文書広報費のシティプロモーションの業務委託料の内容について。一般管理費の防犯灯及び交通安全対策費のカーブミラーの前年度実績について。交通安全対策費の交通安全指導員の配置状況について。企画費の男女共同参画推進協議会委員報酬の減額理由について。企画費の行政アドバイザー謝礼の減額理由について。企画費の女性活躍推進事業委託料の前年度事業との関係及び委託先の選定方法について。農業振興費の地域特産品育成支援事業補助金の対象となる特産品について。農業振興費の栗ゾーン整備事業について、市単独で行うということだが、農業振興のどのような計画に位置づけられているのか。農地費の農地中間管理事業の減額の内容について。林業総務費の地域林政アドバイザー報酬と林業振興費の地域林政アドバイザー業務委託料について、アドバイザーの業務内容と業務委託との関連について。林業振興費の育林推進事業補助金と森林環境整備補助金の事業内容の違い及び間伐で切

り倒された木の処理方法に関する市の指導について。林業振興費の里山林整備等業務委託料の自然体験保育の内容について。観光振興の大桑椿野トイレの設置場所、構造及び市民からの要望の有無について。観光振興費の観光コンテンツ活性化業務委託料と「麒麟がくる」を契機とした歴史観光戦略との結びつきについて。土木総務費の工事検査管理監報酬について、本来の検査は臨時職員ではなく、市の内部人材で対応すべきではないか。土木総務費の地籍調査事業の今後の展開について。道路新設改良費の工事請負費が3億4,000万円計上されているが、市役所北の農免道路の31年度の施工場所について。河川改良費の三田又川改修事業実施設計委託料の内容について。都市計画総務費のインターからバスターミナルへの案内表示について。公園費のハリヨ公園リニューアル工事設計委託料の積算根拠について。住宅管理費のアスベスト調査補助金の対象物の有無について。住宅管理費のブロック塀等撤去費補助金の目的、補助対象及び通学路等に関する教育委員会との連携について。非常備消防費の分団備品購入費について。防災対策費のIP無線機購入の契約方法及び公民館等への設置個数についてなどの質疑があり、複数の委員から大桑椿野トイレの設置場所について検討を求める意見がありました。

反対討論及び賛成討論はありませんでした。

採決の結果、付託されました議第20号から議第25号、議第27号、議第29号、議第33号、議第40号及び議第42号から議第49号の議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願については、質疑はなく、討論においては、山県市議会として、国政で進んでいることに対して反対する意見書を出すことに反対する旨の反対討論がありました。

採決の結果、請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願については、賛成者はなく、不採択とすべきものと決定しました。

次に、請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願については、質疑はなく、討論においては、山県市における経済の発展に努めている商工会と手を組んで進めていきたいので賛成する旨の賛成討論がありました。

採決の結果、請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 古川雅一君。

○厚生文教常任委員会委員長（古川雅一君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第19号、議第26号、議第28号から議第39号及び議第41号の所管に属する条例案件3件、補正予算案件4件、予算案件8件の15議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第26号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例については、保険料減免措置の対象となる市民の人数と割合及び減免額の総額について。議第33号 平成31年度山県市一般会計予算（厚生文教委員会関係）では、徴税费、賦課徴収費における住宅用地現況判読調査業務委託料の業務内容について。戸籍住民基本台帳費における通知カード・番号カード事務委任交付金が対前年度比15.57%増、44万6,000円の増額となった主な理由について。マイナンバーカード利用への普及啓発とカード紛失時における個人情報流出の危険性の両面について。社会福祉費、社会福祉総務費における結婚相談・婚活イベント事業委託料の内容及び過去4年間の同事業の成果について。社会福祉費、社会福祉総務費における買い物弱者対策支援事業補助金の利用者への周知方法及び同事業の拡大化について。社会福祉費、社会福祉総務費における人権擁護委員会補助金の交付概要について。社会福祉費、社会福祉総務費におけるプレミアム付商品券事業の概要及び商品券を購入できる対象者について。社会福祉費、老人福祉費における市シルバー人材センター補助金の市負担額が年々増額となっている主な要因及び市が増額補助を続ける根拠について。児童福祉費、児童福祉総務費における放課後児童クラブ事業の職員配置基準の見解について。児童福祉費、母子福祉費における母子家庭自立支援教育訓練補助金の対象となる母子家庭、ひとり親家庭の世帯数及び子供の人数並びに昨年度の実績数について。児童福祉費、児童館費における子どもげんきはうす管理費が対前年度比37.94%増、294万7,000円の増額となった主な理由について。保健衛生費、保健衛生総務費における子育て世代包括支援センター事業賃金226万8,000円の新規予算計上となった主な事業概要及びセンター機能充実による市民への利便性について。教育総務費、事務局費における私立幼稚園就園奨励費補助金の積算内訳及び対象園児数並びに所得階層区分別の人数について。社会総務費、教育指導費における山高MIRAIプロジェクト負担金100万円が平成31年度から廃止となった理由について。小学校費、学校管理費における英語指導助手報酬及び中学校費、学校管理費における英語指導助手報酬の人員配置について。小学校費、学校管理費における英語指導助手委託料の内容について。小学校での英語の教科化（2020年から）に対する山県市独自の考え方について。小学校費、教育振興費におけるふるさと魅力体験事業、新規50万円の事業概要について。小学校費、教育振興費における小学校備品購入費の教育ICT機器整備等の概要について。社会教育費、文化施設費の花咲きホール運営事業における事業費が対前年度比14.56%減、

445万円の減額とする主な理由について。社会教育費、交流センター費における社会教育施設（廃校）管理事業が対前年度比31.49%減、115万3,000円の減額となった主な理由について。社会教育費、文化財保護費における大河ドラマ関連事業と関係する史跡等実態調査業務委託料、大桑城等歴史ガイド作成委託料、市郷土愛醸成事業委託料、大桑城説明・案内看板設置工事の具体的な内容について。社会教育費、文化財保護費における無形民俗文化財調査研究等事業補助金が対前年度比72.97%減、54万円の減額とする主な理由について。その他事項として、厚生文教委員会が所管する予算科目ではありませんでしたが、事業メニューとの関連性から、農林水産業費における里山林整備等業務委託料に占める市町村提案事業の自然体験保育に関する保育園での具体的な取り組み内容について子育て支援課への質疑がありました。議第34号 平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算では、国民健康保険税におけるひとり親世帯の数及び当該世帯の国民健康保険加入者数並びに子供に対する均等割減免制度の創設について。議第35号 平成31年度山県市介護保険特別会計予算では、地域支援事業、包括的支援事業、任意事業における紙おむつ助成費の過去5年間の推移及び支給対象者の要件について。議第39号 平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算では、公共下水道費における下水道総合推進事業検討業務委託料、新規500万円の内容及び今後の事業展望についてなどの質疑がございました。

討論においては、議第33号 平成31年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）について、市シルバー人材センター補助金が年々増額になっているが、実施主体の経営規模を考慮した補助執行が望まれる旨の反対討論がありました。

採決の結果、議第33号 平成31年度山県市一般会計予算（厚生文教関係）については賛成多数で、議第19号、議第26号、議第28号から議第32号、議第34号から議第39号及び議第41号については、全会一致で、原案どおり可決するべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（石神 真君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（石神 真君） 日程第3、討論。

議第19号から議第49号及び請願第1号、請願第2号の討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 委員長から御指名いただきましたので、通告に基づいて反対討論をしたいと思います。日本共産党の福井一徳です。

自治体は、日本国憲法の地方自治の原則に基づいて二元代表制をとっているのは当然のことですが、執行機関と独立、対等の関係にある議会には、常に執行機関に対する政策提言、監視と評価の機能を果たすことにより、緊張関係を保つことが求められます。具体的には、執行側から提案される議案に対し、質疑や一般質問、討議の場がそれに当たります。

3月19日の中日新聞に、「首長提案、素通り6割」という記事が載っていました。私は市議会の役割を果たすために、質疑や一般質問に続いて、積極的に討論に参加することを最初に申し述べて、反対討論を行います。

平成31年度山県市一般会計予算について、幾つかの具体的な予算についてふれながら、総じて一般会計予算についての反対討論をいたします。

予算案では、地方経済牽引事業について、昨年の4,100万に続き9,100万円が計上されています。水栓バルブ製造業リノベーション事業として、生産性の向上、人材確保、将来性の向上という3つの柱で水栓バルブ産業の集積を活用した成長、ものづくり分野に挑戦する積極的な予算になっています。

私は、議員になった当時から、ナノシャワーの付加価値技術から医療分野への新規開拓とか、水栓バルブの下請工場の廃校活用による企業支援構想など、地場産業の支援を重点課題にと訴えてきました。新規設備投資への補助の大幅増額や大学等共同研究補助金が500万円から1,800万円に引き上げられ、産官学の協働による山県市の産業を支える体制がとられています。この事業が山県市の新たな雇用の創出に結びつくことを期待します。また、子育て支援や高齢者福祉支援がこのような事業革新とリンクし、住みやすい山県市につながることを求められています。

しかしながら、子育て支援に関して、保育の質の維持を進める上で、保育士の確保と労働環境、臨時保育士の労働条件の改善、正規保育士の比率の向上などの中長期的な施策が求められる中、一般質問の中でも、市長は保育の民営化にかじを切ろうとする姿勢を崩していません。今まで培ってきた子育て支援の流れを受けた山県市の保育の質は、正規・臨時保育士の区別なく、関係者全員の努力でつくり上げてきたものです。同時に、その根底に全ての保育園が公立保育園であるということの運営上の強みが活かされていることを自覚すべきだと思います。

児童福祉法24条1項の山県市の保育園は、市町村の保育実施責任に基づいて運営をしていますが、民営化されている各地の児童福祉法24条第2項の保育園は、保護者と事業者の直接契約による運営で、施設や保育士配置の基準が緩和され、公定価格も低く、保育の質やニチイ学館の事例のように、運営の安定性への自治体の責任が不明確です。山県市の保育の質の維持にとって基本方向を踏み外さない事業を求めたいと思います。

こうした中で、私が問題視しているのが、予算にもある指定管理の予算のあり方です。指定管理者制度の運用に関する総務省自治行政局長の通達では、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものと書かれています。議会の議決を得るためには、候補者の事業計画書など必要な書類を添付し、候補者選定委員会の適当とする判断に至る審議経過と結果に関する議事録は、当然、審議資料としてつけ、議案として提案すべきであります。ところが、選定に至った候補者選定委員会の審議の経過を示す資料は一切ありません。

地方自治法244条2の第6項の規定は、単なる手続上のことを指しているのであって、総務省通達である議会の議決を経て指定するとあるのは、単なる承認ではなく、適当でないと判断して議会が否決することも想定しています。

議会は候補者選定委員会の承認機関ではありません。今回、1,800万円の改修工事を含む2,387万円が予算計上されているグリーンプラザみやまは、条例改正で利便性の向上が図れる内容になっていますが、辺地債を活用し、山県市民の税金で施設改修等がなされるにもかかわらず、市民の利用における部分的なメリットなどは考慮されません。また、一昨年12月市議会で手続上の問題点を指摘した四国山香りの森公園・会館については、2,017万円余の指定管理料、昨年12月市議会で指定管理の議決に際して、議決にかかわる審議資料の提出がないなど、手続問題で指摘をした社会体育施設指定管理委託事業に4,305万円、この金額は平成35年度までの委託期間の固定額です。まさに指定管理のあり方が問われなければなりません。

さらに補助金についても触れますが、シルバー人材センター補助金は、28年度637万4,000

円、ワンコインサービスの事業支援と称して29年度710万円に増額、30年度は介護事業分野への進出により990万円の増額、そして31年度は1,090万の予算になっています。何とこの4年間に補助額が637万円から1,090万円と171%の大幅増額になっています。草取りを頼んだら大量に駆けつけられてたくさんのお金を請求されたなど、シルバー人材センターに対する明朗会計を望む声も寄せられています。

28年度の事業報告書では、派遣契約賃金4,046万6,000円に対して派遣契約手数料が1,189万8,000円と派遣業務が大幅に伸びています。また、山口市シルバー人材センターは、全国からの見学者も絶えない事業展開とのこと。経常収益1億6,500万円という大規模な山口市シルバー人材センターに市民の税金である補助金を増額し続ける必要がどこにあるのか、その根拠をお尋ねしましたが、納得できる根拠は得られませんでした。およそ市民の皆さんも納得できないのではないかと思います。

個別予算で、例えば情報セキュリティポリシー改訂支援業務委託料については、マイナンバー普及を目指し、見直しに伴う調査研修となっています。そもそも普及率が1桁台で、普及の自治体の目標もなかったのですが、今後は普及を各自治体に強制する可能性もあります。地方分権の趣旨からすれば、従う義務もないことと考えられます。マイナンバーカードは個人の情報を付し、カードが紛失したら大変なことになります。紛失しても問題なかった、だから安心して勧めてくださいという議論もありましたが、そもそもマイナンバー制度は今後、戸籍、パスポート、預貯金、医療、介護、病歴などの健康情報など、マイナンバーの利用範囲に拡大し、国民を12けたのマイナンバーで情報管理をする。これを大企業の利用に供するという、かつて国民から総批判をくらった憲法違反の総背番号制の横文字版です。マイナンバー制度は、住基ネットに比べものにならないほどの個人情報が集約され、これら個人や法人のプライバシーが丸裸にされる危険性があります。そしてこれらの情報が一たび流出すれば、はかり知れない被害を招く致命的欠陥制度です。

現実に、日本年金機構で情報漏えい事件が起きています。一方でカード更新時期が迫り、保有率はさらに減少する見通しです。だからこそ、制度そのものとマイナンバーカード普及につながる予算について反対するものです。

次に、栗ゾーン整備事業について、整備工事280万円、委託管理240万円がそれぞれ計上されています。審議の中で、残念ながらこの事業が長期的な利平栗の復興事業ではなく、公園跡地の再利用程度のもので、山口市の利平栗発祥の地の復興という大きなビジョンに位置づけられた事業ではありません。これでは、とにかくやった程度のもので、子供の体験学習であれば、現在の事業者に協力を得てクリ拾い体験はできますし、そう

した取り組みが地域の人々との学習交流事業にもなると思います。したがって、この事業についても同意できません。

さらに、大桑椿野トイレ設置工事（管理委託、水道加入金含む。）について、総工事費1,887万1,000円が計上されています。予算一覧表を見ると、大河ドラマの一環として、歴史探訪に大桑城址等を訪れる観光客のアメニティ向上のため、城山の麓に公衆用トイレを設置すると記述されています。建設課で工事予定場所の地図をいただき、現地を見学してきました。はじかみ林道の頂上には、古城山の登山口に男女別簡易トイレが設置されています。富永から登るみやまの森第一駐車場に大桑城址への登り口があります。

今回の公衆トイレは、グラウンドゴルフの場所にトイレがないから設置してほしいという要望もあると聞いています。今回、大桑椿野トイレ設置を考えると、審議の中でも、設置場所については、水道工事にもお金がかかる奥ではなく、目立つ椿野苑入り口近くに場所の変更を検討できないかという一致した議員の声が上がりました。こうした議会審議での意見は十分に尊重されなければなりません。整備そのものについては反対するものではありませんが、こうした意見を十分尊重されることを望みたいと思います。

また、観光客等のアメニティ向上という視点では、まちづくりの観点からおもてなし日本一の心で、市内の他の公衆トイレの維持管理、清掃業務を市として一括管理する部署を決め、現状のトイレ維持管理、清掃業務の窓口を一本化することも要望しましたが、検討するとの答弁がされました。積極的に具体化が図られるものと思います。

道路改良事業については、インターチェンジ周辺における開通後の自家用車と歩行者等の公道において、交通事故や交通渋滞を回避するため、西深瀬地内の農免道路に歩道設置等の道路整備工事を実施するほか、市内各所の道路改良を実施するとあります。しかし、インターチェンジ周辺というのであれば、富岡橋以东の新川にかかる深瀬橋、富岡小学校前の信号の橋など、当面の間、インターチェンジに美山方面から向かう場所こそ、市民からの要望もよく出されているし、対策が緊急と考えられます。また、歩道といえば関本巢線の八京付近から梅原、伊自良方面の県道沿いこそ一刻も早い整備が求められます。農免道路が重点的に整備されているように感じますが、市長答弁では、鳥羽川改修と一体に富岡橋の改修を進めるということでしたが、富岡橋以东の整備は結局進めなければなりません。新川にかかる深瀬橋含めた道路整備こそ先行して予算計上し、着工すべきではないでしょうか。

以上の観点から、積極的に評価する予算も含みながら、一方で市民の立場から見れば問題点を指摘せざるを得ない事業が含まれています。したがって、以上述べましたように、平成31年度山縣市一般会計予算に関しては、反対の意思を表明し、反対討論としま

す。

続いて、請願第1号「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願について、この請願について採択されるように賛成討論をします。

本来、地方議会が国に対して意見書を提出することは、地方自治法に規定されています。市民の暮らしを守るために、国に意見書を提出することは当然のことだと思います。

今回の請願の採択に当たって、けさの新聞記事の産経とFNNの世論調査では、消費税10%増税に反対すると答えた国民が53.5%、賛成が41%、朝日新聞の世論調査では反対が55%、賛成が38%という結果が報じられていました。先日の毎日新聞も含め、反対が過半数を超え、調査のたびにその開きが拡大しています。

ところで、今回の請願の内容と背景を見ますと、まず第一に、消費税という税制についての賛否を問題にしていない点です。議員の中には消費税は反対という人もあれば、消費税は必要だという方もいます。そうした立場は別にして、今の経済情勢のもとで消費税10%増税をすれば、再び経済の悪化を招くおそれがあるために、増税を延期してほしいという請願であります。

第2点は、軽減税率によりポイント還元率が5段階にもなり混乱を来しているし、準備も大幅におくれているという現実です。キャッシュカードは使わないというお年寄りの声が寄せられています。世論調査で、10月からの税率やポイント還元に対応するレジの準備状況を聞いたところ、準備ができていない事業者が8割近くいるということがわかったとの新聞報道もありました。まさに準備不足です。

第3に、経済は上向いて好調であるとの10%増税の根拠が崩れてきたことです。経済見通しでは、毎日勤労統計の修正をすると、実は経済はマイナス成長だったということが判明し、今月に発表した内閣府の景気動向調査では、景気が下降局面に入ったことを政府自身が認めています。政府が言ってきた戦後最長の好景気は、実はそうではなかったということも明らかになり、最近の世論調査でも、アベノミクスの恩恵を受けていないという国民は8割を超えています。

以上の点をもとにして、「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願について、採択をされることを訴えて賛成討論といたします。

○議長（石神 真君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第19号から議第49号及び請願第1号、請願第2号の討論を終結いたします。
-

日程第4 採決

- 議長（石神 真君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第19号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 山口市犯罪被害者等支援条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 山口市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 山口市グリーンプラザみやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第28号 山縣市水道法施行条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 平成30年度山縣市一般会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 平成30年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 平成30年度山縣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 平成30年度山縣市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第33号 平成31年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 平成31年度山県市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第35号 平成31年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 平成31年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 平成31年度山県市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 平成31年度山県市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第39号 平成31年度山県市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第40号 平成31年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第41号 平成31年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第42号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第43号 西葛原辺地総合整備計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第44号 柿野辺地総合整備計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第45号 日永辺地総合整備計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第46号 北山辺地総合整備計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第47号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第48号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第49号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石神 真君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とされました。

請願第2号 小規模企業振興に関する条例制定を求める請願、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

日程第5 議第50号 山県市教育長の任命同意について

○議長（石神 真君） 日程第5、議第50号 山県市教育長の任命同意について議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました資料ナンバー12、議第50号 山県市教育長の任命同意につきましては、現在の教育長である伊藤正夫氏が一身上の都合により、平成31年3月31日をもって辞職されるため、新たに服部和也氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

服部氏は昭和35年生まれの58歳で、山県市高富にお住まいです。岐阜大学教育学部を卒業後、昭和58年4月に教員になられ、以来、岐阜県内の小中学校で教鞭をとられ、岐阜県教育委員会や岐阜市教育委員会で学校指導を経験されております。現在は、岐阜県教育委員会義務教育総括監の職にあり、平成31年3月をもって退職されます。

服部氏は人格が高潔で、厚い人望と長年の経験と豊富な知識があり、山県市の教育長として適任であると考えております。また、広域的に教育関係部局を指導監督する立場といたしまして、大いに期待できるところでございます。

なお、任期は前任の伊藤教育長の残任期間であります。期間は平成30年7月1日から平成33年6月30日でございます。この3年間の残任期間として平成31年4月1日から平成33年と申しますか、2021年6月30日まで2年3カ月間でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 質疑

○議長（石神 真君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します、どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第7 討論

○議長（石神 真君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（石神 真君） 日程第8、採決。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第9 特別委員会の中間報告について

○議長（石神 真君） 日程第9、特別委員会の中間報告について議題といたします。

バスターミナル整備特別委員会及び観光整備特別委員会から中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会からの申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定しました。

初めに、バスターミナル整備特別委員会委員長 寺町祥江君。

○バスターミナル整備特別委員会委員長（寺町祥江君） 議長の許可をいただきましたので、バスターミナル整備特別委員会の中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成30年第2回定例会において設置され、7名の委員で取り組んでおります。

平成31年度に開通予定の東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジには、将来の交通の拠点として市の発展に重要な役割を果たすことが期待されています。現在、山県市は、地方創生拠点の核として、その隣接地にバスターミナルを整備し、そこを拠点とする地域公共交通の再編を進めています。

本特別委員会としては、バスターミナルを活用した周辺整備を調査研究項目とし、これまで7回の委員会を開催し、協議を行ってまいりました。

第1回、平成30年6月21日開催。本特別委員会委員が選任され、正副委員長の互選を行いました。

第2回、平成30年6月29日開催。まちづくり・企業支援課と企画財政課より現状説明を受け、質疑を行い、本特別委員会の年間計画、調査研究項目を協議いたしました。

第3回、平成30年7月11日開催。まちづくり・企業支援課より詳細設計の説明を受け、質疑を行い、第2回にて最優先課題とされた視察について協議を行いました。

第4回、平成30年9月20日開催。視察先の選定、日程について協議を行い、まちづくり・企業支援課より詳細設計の進捗状況について説明を受け、質疑を行い、待合施設にどのような複合的な機能を持たせるかを協議いたしました。

第5回、平成30年10月18日開催。7月11日に揖斐郡大野町にオープンした道の駅パレットピアおおのへ視察研修に伺いました。視察研修では、事業の概要、整備までの経緯と取り組みや、バスターミナルを活用した周辺整備についてお話をお伺いました。プロジェクトの構想、コンセプト、テーマや指定管理者制度を導入した成果、併設された子育て支援はうすについてなど詳しく御説明をいただいた後に質疑を行い、現地を見学しました。視察後は、まちづくり・企業支援課より、現時点に修正されたスケジュールについて説明を受け、質疑を行いました。

第6回、平成30年11月7日開催。第5回での視察研修を踏まえ、待合所及び付随する施設、周辺施設に関する各委員の意見をもとに協議を行いました。

第7回、平成31年2月14日開催。まちづくり・企業支援課より現時点でのバスターミナル周辺整備の進捗状況と今後の見通しについて説明を受け、質疑を行い、第6回までの委員会内意見を踏まえ協議を行いました。

バスターミナル整備は、現在進行形の事業でもあるため、所管課からの進捗状況の説明と質疑を繰り返し、複合機能や防災設備、観光案内など、バスターミナルの待合施設や併設施設について協議を重ねてきました。

鉄道のない山口市では、駅前機能のような要素を果たすことがバスターミナルに求められています。今後、山口市の顔となり、市民の方に愛される場所となっていくこと、そして周辺のにぎわいや活性化をもたらす核となる場所となることが課題であり、本特別委員会としては、今後も引き続き調査研究を深めていきたいと考えます。

以上、バスターミナル整備特別委員会の中間報告といたします。

○議長（石神 真君） 続きまして、観光整備特別委員会委員長 加藤裕章君。

○観光整備特別委員会委員長（加藤裕章君） それでは、議長の許可をいただきましたので、観光整備特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、昨年6月定例会の最終日において、委員会の設置目的を、大河ドラマ放送に伴う観光整備に関する調査研究を行うこととして、観光整備特別委員会の設置が決まりました。

具体的には、2020年1月から明智光秀公が主人公となるNHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放映決定がなされたことにより、戦国時代を生き延びた光秀公に由来する美濃源氏、土岐氏との関係を見ても、山口市には歴史上の貴重な史跡がたくさんあることから、それらの地域資源を観光資源として活用し、光秀公ゆかりの地を訪れる観光誘客や地域の魅力発信について、市が積極的に取り組むべき喫緊の課題に対し、6名の委員で本年度協議してまいりました。

審議経過といたしましては、昨年6月21日に第1回を開催し、本特別委員会委員が選任されたため、正副委員長を互選により選出しました。

第2回を昨年7月3日に開催し、調査事項の確認及び年間計画について協議し、平成29年度に行われた山口市観光プロモーション（観光ストーリー創出）事業の概要を生涯学習課長より説明を受けました。

第3回を昨年7月12日に開催し、明智光秀公とゆかりのある土岐氏関係の史跡調査として管内視察を行いました。

第4回を8月8日に開催し、先進地視察として静岡県浜松市を訪れ、大河ドラマ「おんな城主 直虎」放映に伴った推進協議会の概要や、ドラマの舞台となった龍潭寺を住職から浜松おもてなし観光ガイド事業の取り組みについての説明を受けました。

第5回を8月24日に開催し、観光整備における課題及び施策について各委員による意見交換を行い、委員会中間まとめについて協議をしました。

第6回を9月26日に開催し、前回に続いて観光整備における施策の概要、中間まとめについて審議を行い、その後、執行部よりNHK大河ドラマ推進協議会の概要について説明を受けました。

なお、委員会中間まとめについては、本委員会に付託された調査研究結果の概要として、委員長から議長に10月1日付で報告文書にて正式に提出いたしており、議長からも市長に対し10月18日付の文書にて、観光整備における取り組みへの要望書が提出されております。

第7回を11月6日に開催し、議会行政視察、鹿児島県指宿市を終えての感想について各委員による意見交換を行い、その後、執行部より、岐阜県NHK大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会での協議内容について説明を受けました。

第8回を本年1月22日に開催し、山県市商工会ほか3つの市内における識見関係団体の代表者を交えて、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」放映に向けての観光誘客をテーマに意見交換を行いました。

第9回を2月18日に開催し、前回の意見交換会を終えての感想を各委員より意見を交わし、その後、執行部における大河ドラマ関連の取り組み及び予算編成状況について説明を受けました。

その後、本年度の委員会のまとめとして、3月定例会における中間報告の申し入れ並びに委員会中間報告書の作成内容等について協議しました。

平成30年度は9回にわたり委員会を開催しておりますが、光秀公生誕地をPRする場所が岐阜県内に幾つもある中において、2020年にNHK大河ドラマで放送予定の「麒麟がくる」の主人公、光秀や土岐氏にも由来する山県市の魅力ある観光資源を積極的に発信していくためには、官民協働による観光推進体制づくりを進めていかなければならないことをここに報告させていただき、以上で観光整備特別委員会中間報告といたします。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

それでは、先日、山崎 通君の14日、15日の一般質問中の発言について、議会運営委員会にて協議が行われました。

議会運営委員会においては、削除することとされましたので、地方自治法第129条の規定によって、発言の取り消しを命じます。

先日、山崎 通君には発言の場所を設けると言っておりますので、山崎 通君、発言があれば発言をどうぞ。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、改めてそういう議長の発言を聞きましたが、ちょっとよくわからなかったのですが、どういうことやね。議長にお尋ねします。

○議長（石神 真君） 内容につきましては、議運の委員会の議事録がございますし、なぜかということにつきましては、しっかりと議事録を読んでもらいたいと思いますけ

ど。

○9番（山崎 通君） 議事録を読んでいただきたいと言っても、議会が終わってまうでね、それでは。事前にそういうことがあったら、本当はこういうふうになるよと言って、何か親心で連絡してもいいような気がするんですけど。

全く私の言っていることが事実無根ということになれば、これは当然そういうふうにするべきですけど、実際、この間の発言をしたように、全く事実は事実なんですけど、要は目指すことは一緒なんですけど、自治会が崩壊するで大変やということを暗に皆さんに連絡をして、もっと確固たるものを築き上げないかんといいことを言っておるのに、それを削除するだけでは納得がいきませんが。

これは議長命令、それに逆らってどうこうはありませんが、一般的にそういうことをしたら、まず議運の委員長がそういう内容ですよと報告をして、それで議長がそういうことを私に伝えて、それから削除するということがよろしいかと言ってくれるのが何か親心のような気がするんですけど、私から見ると、何かちょっとエラーがあったのですが、エラーがあって、そのまま削除しますでは納得がいきませんが、まあよろしいわ。

皆さん聞いておっていただいたとおりで、何ら私のほうに瑕疵はないと今でも思っていますが、これは議長のそういう発言ですのでわかりましたが、議事録を読んで、それからまた来期の議会で私が報告したり異論を言うというようなことはできませんので、皆さんそれぞれに考えていただいて、これが本当の議会ルールかどうかということだけ皆さんが考えていただければ、それで結構です。

○議長（石神 真君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今の件に関して、議事録……。

○議長（石神 真君） 失礼ですけど、山崎議員の発言は、このこと自体は与えましたが、質疑等をやるわけではないですので、済みませんけど。よろしいですか。もしどうしてもでしたら、今後につきましては、また次回のこともありますので、また、きょうはちょっと遠慮していただければ幸いかと思いますが、いかがですか。済みませんけど、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきましては、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成31年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間にわたり大変

御苦労さまでございました。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 石 神 真

11 番 議 員 上 野 欣 也

13 番 議 員 武 藤 孝 成